【2021.07作成】

**吉岡町国土強靱化地域計画（案）**

令和３年７月版

吉 岡 町

目　　次　（暫定）

[はじめに 1](#_Toc76723124)

[１　計画策定の趣旨 1](#_Toc76723125)

[２　計画の位置づけ 2](#_Toc76723126)

[３　計画期間 2](#_Toc76723127)

[第１章　強靱化の基本的な考え方 4](#_Toc76723128)

[１　基本目標 4](#_Toc76723129)

[２　基本的な方針 4](#_Toc76723130)

[第２章　脆弱性評価 6](#_Toc76723131)

[１　評価の枠組み及び手順 6](#_Toc76723132)

[２　評価結果 11](#_Toc76723133)

[第３章　強靱化の推進方針 12](#_Toc76723134)

[１　施策の分野 12](#_Toc76723135)

[２　施策分野ごとの推進方針 12](#_Toc76723136)

[第４章　計画の推進 39](#_Toc76723137)

[１　他の計画等の見直し 39](#_Toc76723138)

[２　施策の重点化 39](#_Toc76723139)

[３　施策の推進と進捗管理（ＰＤＣＡサイクル） 41](#_Toc76723140)

[【資料１】リスクシナリオの様相案（例示) 43](#_Toc76723141)

[【資料２】リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 51](#_Toc76723142)

[【資料３】施策分野ごとの脆弱性評価結果 77](#_Toc76723151)

[【資料４】リスクシナリオごとの推進方針 103](#_Toc76723154)

[【資料５】重要業績指標（ＫＰＩ）一覧 129](#_Toc76723163)

【別冊】強靭化に向けた主要事業一覧　（現在調整中）

# はじめに

## １　計画策定の趣旨

わが国は、度重なる大規模自然災害により、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受けてきました。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なります。大規模地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、平常時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要となります。

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定。以下「国基本計画」という。）が策定され平成30年12月14日に見直しが行われました。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定され、第14条では、「国土強靱化地域計画は、国基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされています。

群馬県では、国の基本計画との調和を保ちながら、県における防災・減災施策を総合的、計画的に推進するため群馬県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定しています。

本町においても、いつ起こるかわからない大規模自然災害に対して、被害を最小限に抑えるとともに、その災害から地域が迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向けた対策を平常時からおこなえるよう、近年全国で相次ぐ災害からの教訓や「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の視点などにも留意しながら「吉岡町国土強靱化地域計画（以下「町地域計画」という。）」を策定します。

## ２　計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく地域計画であり、吉岡町地域防災計画をはじめとする各分野別計画等の国土強靱化に関する指針とします。

吉岡町国土強靱化地域計画

吉岡町総合計画

整合・調和

地域防災計画、都市計画マスタープラン、耐震改修促進計画、業務継続計画など

国土強靱化に関する指針

分野別計画の指針

## ３　計画期間

令和３年度を始期とし、国基本計画及び県地域計画の見直し、社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

### 【参考】計画の策定手順と構成

本計画は左側のＳＴＥＰで検討を進め、右側の章立ての構成で記載しています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **ＳＴＥＰ１　目標の明確化** |  |  | 第１章　強靱化の基本的な考え方 |  |
|  |  |  | １　基本目標  ２　基本的な方針 |  |
|  |  |  |  |  |
| **ＳＴＥＰ２　脆弱性の評価** |  |  | 第２章　脆弱性評価 |  |
| ①対象とする自然災害の設定 |  |  | １　評価の枠組み及び手順 |  |
| ⬇ |  |  |  |  |
| ②事前に備えるべき目標とリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）（以下：「リスクシナリオ」という）の設定 |  |  | 【資料1】リスクシナリオの様相案（例示） |  |
| ⬇ |  |  |  |  |
| ③施策分野の設定 |  |  |  |  |
| ⬇ |  |  |  |  |
| ④リスクシナリオごとに、これを回避するための施策の洗い出し |  |  | ２　評価結果 |  |
| ⬇ |  |  |  |  |
| ⑤リスクシナリオを回避するための現状分析・評価 |  |  | 【資料２】リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 |  |
| ⬇ |  |  |  |  |
| ⑥【資料２】リスクシナリオごとの脆弱性評価結果を施策分野ごとに分類・整理 |  |  | 【資料３】施策分野ごとの脆弱性評価結果 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| **ＳＴＥＰ３　推進方針の検討** |  |  | 第３章　強靱化の推進方針 |  |
| ①リスクシナリオごとに推進方針・重要業績指標を検討 |  |  | 【資料４】リスクシナリオごとの推進方針 |  |
| ⬇ |  |  |  |  |
| ②【資料４】リスクシナリオごとの推進方針を施策分野ごとに分類・整理 |  |  | １　施策の分野  ２　施策分野ごとの推進方針 |  |
|  |  |  | 【資料５】重要業績指標一覧 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| **ＳＴＥＰ４　重点施策の検討** |  |  | 第４章　計画の推進  １　他の計画等の見直し  ２　施策の重点化  ３　施策の推進と進捗管理 |  |
|  |
|  |
| **ＳＴＥＰ５　施策の推進と進捗管理の検討** |

# 第１章　強靱化の基本的な考え方

## １　基本目標

基本法第14条では、「国土強靱化地域計画は、国基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されていることを踏まえ、町地域計画の策定に当たっては、国基本計画及び県地域計画の基本目標を踏まえて設定した、以下に示す基本目標により強靱化を推進します。

|  |
| --- |
| いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、  Ⅰ．人命の保護が最大限図られること  Ⅱ．町内の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること  Ⅲ．町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること  Ⅳ．迅速な復旧復興を図ること |

## ２　基本的な方針

本町の強靱化を進めるに当たっての基本的な方針は、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、次のとおりとします。

町の取組に当たっては、国や県、関係機関、民間の取組と連携して、総合的に推進することとします。

### （１）取組姿勢

○　本町の強靱性を損なう本質的原因を、地理的・地形的・気象的特性のみならず、人口数の動向や人口構成の変化など、あらゆる側面から検討しつつ、取組にあたること。

○　時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。

○　本町の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

### （２）適切な施策の組み合わせ

○　災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。

○　自助・共助・公助を適切に組み合わせ、国、県、町民、民間事業者等と適切に連携及び役割分担して取り組むこと。

○　災害時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

### （３）効率的な施策の推進

○　人口動向等に起因する町民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。

○　既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

○　限られた資金を最大限に活用するため、国・県の施策や民間資金の活用を図ること。

○　施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

### （４）地域の特性に応じた施策の推進

○　人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、町内各地において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

○　要配慮者（高齢者、障がい者、女性、子ども、外国人等）に十分配慮して施策を講ずること。

# 第２章　脆弱性評価

## １　評価の枠組み及び手順

基本法第９条においては、国土強靱化に関する施策は、国土強靱化を図る上で必要な事項を明らかにするために大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った上で策定及び実施されるものとすると規定されており、国基本計画及び県地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本町としても、町の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国及び県が示した評価手法等を参考にして、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を実施しました。

### 【脆弱性評価の手順】

（１）対象とする自然災害の設定

　　⬇

（２）事前に備えるべき目標とリスクシナリオの設定

　⬇

（３）施策分野の設定

　⬇

リスクシナリオごとに、これを回避するための施策の洗い出し

　⬇

（４）リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

### （１）対象とする自然災害

大規模自然災害は、ひとたび発生すれば、町内の広大な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、国基本計画及び県地域計画に準じ、本計画においては、大規模自然災害全般を対象災害として設定しました。

### 【参考】想定される主な大規模自然災害

|  |  |
| --- | --- |
| 自然災害の種類 | 想定する規模等 |
| 大規模地震  （直下型） | ＜吉岡町内における被害＞  ・「関東平野北西縁断層帯主部」における直下型地震  ・マグニチュード8.1、最大震度６弱  ・建物被害による死者（約1人）、負傷者（約35人）が発生  ・避難者（１日後に約1,640人）、帰宅困難者（約520人）、徒歩帰宅者（約7,550人）が発生  ・断水世帯が発生（発生直後に約1,860世帯）  ※吉岡町地域防災計画 第２編 震災対策編  ※群馬県地震被害想定調査（平成24年６月、群馬県） |
| 台風・梅雨前線等  による豪雨等、  竜巻・突風 | **○大規模水害**  ・記録的な大雨等による大規模水害の発生  （例）堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等  **○大規模土砂災害**  ・記録的な大雨等による大規模土砂災害の発生  （例）土石流の発生やため池等の湛水・決壊による人的・物的被害等  **○大規模暴風災害の発生**  ・台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等 |
| 火山噴火 | ・常時観測火山（浅間山、草津白根山、日光白根山）の大噴火を想定  （例）噴石の飛散や火山灰の降灰などによる人的・物的被害や交通、通信インフラの麻痺等が発生 |
| 暴風雪・大雪 | ・記録的な暴風雪や大雪等による大雪災害の発生  （例）降雪などによる交通麻痺や孤立集落の発生、家屋の倒壊等よる人的・物的被害等 |
| 複合災害 | ・複数の自然災害が同時期に発生する事態の発生  （例）大規模地震により被災した直後に豪雨災害が発生 |

### （２）事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

国基本計画及び県地域計画における、事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態を参考に、内陸である本町の地理的・地形的特性等の地域特性を踏まえ、次表のように事前に備えるべき目標とリスクシナリオを設定しました。

| 事前に備えるべき目標 | |  | リスクシナリオ |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | 直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊等による多数の死傷者の発生 |
| 1-2 | 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| 1-3 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| 1-4 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| 2-3 | 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| 2-4 | 想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）の発生、混乱 |
| 2-5 | 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺 |
| 2-6 | 被災地における疾病・感染症等の大規模発生 |
| 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| 4-2 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 5 | 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による地域産業（農林業、商工業、観光等）の被害拡大と産業活動の停滞 |
| 5-2 | 幹線道路の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| 5-3 | 食料・飲料水等の安定供給の停滞 |
| 6 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 | 電気、ガス、燃料等の長期間にわたる供給停止 |
| 6-2 | 上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| 6-3 | 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止 |
| 7 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 | 地震に伴う市街地等での大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| 7-2 | 沿線・沿道の建物・構造物等の倒壊に伴う閉塞、交通麻痺の発生 |
| 7-3 | 防災インフラ、ため池等の損壊・機能不全、土砂流出による多数の死傷者の発生 |
| 7-4 | 農地、森林等の被害による土地の荒廃 |
| 7-5 | 大雪や火山噴火に伴う降灰等による緊急車両の遅延や交通麻痺の長期化 |
| 8 | 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生した災害廃棄物や土砂の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
| 8-2 | 復興を支える人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態 |
| 8-3 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により、復興が大幅に遅れる事態 |
| 8-4 | 事業用地の確保や応急仮設住宅等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態 |
| 8-5 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済活動への甚大な影響 |

なお、リスクシナリオの様相案（例示）については、【資料１】のとおりです。

### （３）施策分野

国基本計画及び県地域計画の施策分野を参考として、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、個別施策分野と横断的分野※を次表のとおり設定しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 個別施策分野 | ① 行政機能／消防／防災教育等  ② 住宅・都市  ③ 保健・医療・福祉  ④ 情報・通信  ⑤ 産業（農林・商工・観光）・金融  ⑥ 交通・物流  ⑦ 環境・エネルギー  ⑧ 土地利用（国土保全） |
| 横断的分野 | ⑨ リスクコミュニケーション※  ⑩ 人材育成  ⑪ 官民連携  ⑫ 老朽化対策 |

※横断的分野とは、町地域計画において、関係する各部署が横断的に取り組む必要のある施策分野のことです。

※リスクコミュニケーションとは、災害等によるリスクに関する正確な情報を、町民、事業者、行政等で共有し、相互に意思疎通を図ることです。

### （４）リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（評価の実施手順）

第２章１－（２）で設定したリスクシナリオごとに、関連する現行の施策（国、県、関係機関、民間事業者等、町以外が取組主体となるものを含む。）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた施策群ごとの現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

また、第２章１－（３）で設定した個別施策分野及び横断的分野ごとに取組状況を明らかにするよう、評価結果は、施策分野ごとにも整理しました。

なお、評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、可能な限り指標を活用しました。

## ２　評価結果

リスクシナリオごとの評価結果は【資料２】、施策分野ごとの評価結果は【資料３】のとおりです。

なお、評価結果のポイントは次のとおりです。

### 【評価結果のポイント】

### （１）ハード対策とソフト対策の両面による総合的な対策の推進が必要

防災・減災対策など、強靱化に資する取組については、既に実施されているものが多くありますが、進捗状況等の観点から、まだ十分ではありません。

また、東日本大震災など、近年、これまでの想定を超える災害を経験し、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、国土強靱化施策をその基本目標に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、建築物等の耐震化や河川整備などのハード対策を着実に推進していくとともに、ハザードマップの作成や自主防災組織の充実強化などのソフト対策も適切に組み合わせた総合的な対策を推進する必要があります。

### （２）自助・共助の更なる充実が必要

人口動向や人口構成の変化が見込まれる中で、町民の的確な避難行動や自主防災組織の充実強化など、町民の自助・共助を促進するとともに、事業者による防災教育・防災訓練の実施やＢＣＰ（事業継続計画）の作成と推進など、事業者の自助・共助も促進し、地域防災力の向上を進める必要があります。

また、避難行動要支援者の状況把握と避難支援体制の整備、要配慮者利用施設に係る防災体制の整備など、関係者間の更なる連携を進める必要があります。

### （３）多様な実施主体の連携が必要

個々の施策の実施主体は、町だけでなく、国や県、関係機関、民間事業者など多岐にわたります。

本町の強靱化を推進するためには、それぞれの実施主体が、自らの果たすべき役割に応じた取組を、相互に連携を図りながら進める必要があります。

# 第３章　強靱化の推進方針

## １　施策の分野

本計画の対象となる本町の強靱化に関する施策の分野は、第２章において脆弱性評価を行うに当たり設定した個別施策分野と横断的分野とします。

## ２　施策分野ごとの推進方針

１で設定した施策分野ごとの推進方針を以下に示します。

推進方針の決定に当たっては、第２章における脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、施策の分野ごとに分類して推進方針を取りまとめました。

それぞれの分野間には相互依存関係があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担や関係部局等間の連携・調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮します。

なお、リスクシナリオごとの推進方針については、【資料４】のとおり、強靱化に向けた主要事業一覧については、【別冊】のとおりです。

### （１）個別施策分野の推進方針

|  |
| --- |
| ① 行政機能／消防／防災教育等 |

##### （ア）避難誘導体制の整備／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』

・避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の実施、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を推進する。

・防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する町民の理解を得るための取組を推進する。

##### （イ）地域防災力の向上／『総務課』

・住民自らが安全に避難する際に重要となる家具類の転倒・落下・移動防止対策や住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等の火災対策について、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、県と連携して防災対策のさらなる推進を図る。

・新規訓練の導入や防災力の向上による消防団の充実強化やぐんま地域防災アドバイザーの活用等により、自主防災組織の充実、活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。

・地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

##### （ウ）防災教育の推進、防災意識の啓発／『総務課、教育委員会事務局』

・各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進する。

・町広報紙や印刷物、展示、講習会等による広報のほか、定期的な防災訓練や巡回指導、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立等、防災知識と防災意識の高揚に努める。

##### （エ）地域消防力の強化／『総務課』

・防火水槽や消火栓の適正配置、老朽施設の改修や改善、消防自動車や消防資機材の計画的な整備・更新、昼間に活動できる消防団員の確保や団員の知識・技術の向上、女性防火クラブや自主防災組織などの活性化による消防団との連携、消火活動への協力などにより、初期消火体制の充実を推進する。

##### （オ）避難指示等の発令体制の整備／『総務課』

・避難指示等の発令基準に基づき、適時適切に避難指示等が発令できるよう、県の助言等を踏まえつつ、発令体制の整備を図る。

##### （カ）土砂災害からの住民避難を促す情報の提供／『総務課』

・がけ崩れ災害等の発生するおそれがある場合又は危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な住民に対する避難指示又は交通止め等を行うことができるよう、体制づくりに努める。

・常日頃からハザードマップを用いた災害危険箇所の住民への周知を図り、住民の防災意識の高揚に努める。

##### （キ）食料等の備蓄／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』

・家庭における３日分以上の食料等の備蓄及び定期的な更新を促進するため、県と連携し、引き続き啓発活動を行う。

・町は、発災時の被害想定、住民の家庭内備蓄状況等を勘案し、被災者、災害応急対策現場従事者に食料等が供給できるよう計画的な備蓄に努める。

##### （ク）大規模災害時における広域連携／『総務課』

・大規模災害時における迅速かつ円滑な応急体制の確立のため、遠方の市町村との協定締結も検討する。

・広域連携による応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援計画を策定する。

・輸送施設（道路、ヘリポート等）及び拠点（公園等における集積や配分スペース）が必要不可欠となるため、災害時の輸送拠点として利用可能な施設について、ヘリポートの位置を考慮しつつ確保する。

##### （ケ）ヘリコプターの運航確保／『総務課』

・ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き県や関係機関等との合同訓練等の実施により、連携体制の充実・強化を図る。

##### （コ）孤立のおそれのある集落との通信手段の確保／『総務課』

・孤立のおそれのある集落について、道路の寸断等により孤立した場合に備え、非常用電源を備えた防災行政無線等の非常用通信設備の整備を図る。

##### （サ）ヘリコプター離着陸可能場所の確保／『総務課』

・孤立のおそれのある集落において、県と連携し、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を図る。

##### （シ）災害対応力の強化／『総務課、建設課』

・新規訓練の導入など訓練の拡充を図り、団員一人一人が防災知識を蓄積することにより、消防団や自主防災組織の充実強化を推進する。

・道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。

・防災関係機関は、実践的な訓練の実施などにより、対処技術の向上や防災関係機関相互の連携強化を促進する。

##### （ス）消防関係施設の充実／『総務課』

・消防水利・施設については、防火水槽や消火栓の適正配置に努めるとともに、老朽施設の改修や改善を図る。

##### （セ）指定避難所及び福祉避難所の機能充実／『総務課』

・指定避難所及び福祉避難所における避難生活の質（ＱＯＬ）の確保が図られるよう、各施設の長寿命化対策や施設設備の改善等と連携し、各避難所の機能充実などを推進する。

##### （ソ）業務継続計画の継続的な見直し／『総務課』

・大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持するため、吉岡町業務継続計画を定期的かつ継続的に見直し、実効性の向上を図る。

##### （タ）庁舎等の耐震化／『企画財政課、建設課』

・庁舎等の電気設備、通信、給排水設備（水道・トイレ等）、空調設備等の機能確保について検討を行う。

##### （チ）公共施設等の効果的・効率的な管理運営／『関係各課』

・町の施設の状況について、維持、保全ではなく、人口動態や住民ニーズなどを十分に検証した上で、効率的な維持管理や保有量の最適化等を図る。

##### （ツ）通信機器の充実と発信手段の多様化／『総務課、企画財政課』

・激甚災害等による施設被災を考慮し、通信施設の複数化に向けて、サブセンターの設置、防災行政無線の複数系統化等や代替通信施設の整備などを図る。

##### （テ）長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持／『総務課』

・本庁舎等は、対策本部機能や情報システムなど災害発生時の業務継続に必要な機能を維持することができる非常用発電機の設置及び連続運転が可能な方式の採用又は必要な準備に向けた検討を行う。

・避難所においては、非常用電源や防災行政無線の整備に努める。

・庁舎等の非常電源設備の燃料の確保については、平常時より備蓄に努めると共に、関係事業者及び関係団体等との協定締結、防災訓練等を通じた協力関係の強化を図り、災害時での円滑な応援・協力体制を確立しておく。

##### （ト）住民等への情報伝達／『総務課』

・住民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、町防災行政無線のデジタル化（令和４年度に全体完成予定）、Ｌアラート（災害情報共有システム）の適切な運用、ホームページ、ＳＮＳ（LINE、Facebook、Twitter等）など、情報発信の多様化を図る。

##### （ナ）防災訓練の充実／『関係課等』

・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるために、より多くの町民参加による実践的な各種訓練に取り組む。

##### （ニ）文化財の保護・活用／『教育委員会事務局』

・町内には貴重な文化財が存在していることから、関係機関との連携を図りながら、各々の防災・減災対策に努める。

・文化財・遺構等の保存整備を進め、学習・活動の場として活用する。

##### （ヌ）地域コミュニティ力の強化／『関係各課』

・「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展やライフスタイル、価値観の変化などにより、今後その維持が困難となることが懸念されることから、「ぐんま”まちづくり”ビジョン　吉岡町アクションプログラム（H30.3）」の推進に向けて、県の支援を受けつつ、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの強化を図る。

・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮により、地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現を図る。

・ハザードマップ・防災訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を推進する。

##### （ネ）自主防災組織の充実・活性化／『総務課』

・自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資材・機器の整備等の支援等に努める。

・自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

・ぐんま地域防災アドバイザーを活用し、災害による被害を最小限にとどめるために重要な役割を担う自主防災組織の結成・活性化を図り、地域防災力の向上を図る。

|  |
| --- |
| ② 住宅・都市 |

##### （ア）住宅・建築物等の耐震化／『総務課、建設課、介護福祉課、教育委員会事務局』

・県に設置している相談窓口等において、住民からの耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実や各種相談等を受け付ける相談窓口の利用を促進する。

・工事費用・生活スタイル等の理由により一度に耐震改修工事を実施することができない住宅について、二度に分けて耐震改修工事を行う段階改修を推奨し、助成制度を検討する。また、段階改修を行うことで減災化の促進にも繋がるため、町民への周知に努める。

##### （イ）空き家対策／『建設課』

・老朽化により倒壊のおそれのある空き家（昭和56年以前に建てられた新耐震基準に適応していない住宅含む。）の除却を促進する。

・空家等所有者等と入居希望者のマッチングを行うための「空き家バンク」の制度を活用し、利活用の促進を図る。

##### （ウ）緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化／『建設課』

・地震により倒壊した建築物が緊急輸送道路を閉塞しないよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、地震発生時に通行を確保する町内４路線（前橋伊香保線、高崎渋川線、高崎安中渋川線、小倉陣場線）の沿道建築物については耐震診断を義務付け、耐震化を促進する。

##### （エ）市街地の整備／『建設課』

・迅速な避難活動や応急活動の実施、避難路の確保及び火災の延焼拡大防止のため、国や県と連携し、狭あいな幹線街路の拡幅や歩道の整備、緊急輸送道路、避難路となる街路の整備や無電柱化等を推進する。

・総合計画や都市計画マスタープラン等で定める土地利用計画に基づき、計画的なまちづくりを推進する。

・現在、継続・事業中の幹線道路の整備を促進するとともに、都市計画道路の見直しを図り、漆原総社線等の整備を推進する。

・南北を結ぶ広域的幹線道路では整備が進んでいるが、東西を結ぶ路線では未整備区間が多いことから、今後も計画的な整備を推進する。

・高崎渋川線バイパスの沿道エリアは、市街地の無秩序な拡大や土地利用の混在による住環境の悪化を招くおそれがあることから、その規模や種類に一定の規制を設けることについて検討する。

##### （オ）都市公園等の整備／『建設課、教育委員会事務局』

・八幡山グラウンドについては、都市公園の位置づけを視野に拡張整備を検討する。

・自家用発電機や災害用トイレの整備など、都市公園の防災機能の強化に必要な対策を進める。

##### （カ）道路施設、都市公園、町営住宅の老朽化対策

##### ／『建設課、産業観光課、教育委員会事務局』

・日常的な自治会からの報告や道路パトロールにより、緊急度の高い道路危険箇所の速やかな補修を実施し、安全確保に努める。また、個別施設計画の策定による計画的な長寿命化について検討を進めるとともに、交通需要に応じた未舗装道路の改良など、インフラストックの最適化に努める。

・橋梁は、基本的な点検として、５年のサイクルで全橋梁の定期点検を実施しており、当該点検を継続して実施する。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を行い、長寿命化を図る。

・船尾自然公園（広場）、船尾自然公園（結婚の森）、漆原地区農村公園（天神東公園）は、老朽化度が100％を超えているため、施設利用の安全性の確保を第一としつつ、利用状況と照らし合わせながら必要な箇所の修繕・改修作業を検討する。

・北下団地は、構造上耐震化が困難なことから、現入居者の退去が済み次第取り壊しを行う。また、本宿団地は定期点検等の結果に基づき修繕を実施する。

##### （キ）被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備／『建設課』

・建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、被災した住宅・建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定士について、連絡体制の構築、模擬訓練の実施による体制の整備、講習会の開催による新たな判定士の育成を図る。

##### （ク）水道施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』

・老朽管の更新を重点的に行っていくとともに、施設の安全性、維持管理の質的向上を図りながら、水道事業計画に基づいた施設整備・更新を進める。

・浄水場施設等は管理委託により日常点検を実施しており、継続した点検維持管理を行う。

##### （ケ）応急給水体制等の整備／『上下水道課』

・近隣市町村との連携を図りながら、災害時の給水体制の確保を図る。

##### （コ）汚水処理施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』

・公共下水道と農業集落排水施設の計画区域内については、計画的な施設整備・維持管理を行い、整備完了後は、下水道管への接続とトイレの水洗化を促進する。

・公共下水道と農業集落排水の計画区域外では、合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理を促進する。

・定期的な公共下水道区域の全体計画、事業計画の見直しを行う。また、農業集落排水区域は公共下水道へ統合することにより、処理施設の廃止・除却を進める。

##### （サ）事業継続計画（下水道ＢＣＰ）の策定・見直し、更新／『上下水道課』

・大規模地震時等においても迅速かつ可能な限り高いレベルで下水道機能の維持、回復が可能となるような下水道ＢＣＰの策定、また、台風やゲリラ豪雨などの水害による施設浸水対策等を含むＢＣＰの見直しを行う。

##### （シ）沿道の建築物等の倒壊防止等／『総務課、建設課』

・県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物については、耐震改修に対する補助の充実等により、耐震化を促進する。

・避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の耐震対策や、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止対策を促進する。

・避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる細街路等の幅員等を調査し、避難路等沿道住宅・建築物等耐震化基礎資料を整備し、これらの道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物等の耐震診断・耐震改修の促進を図る。

##### （ス）災害廃棄物処理対策の推進／『住民課』

・「群馬県災害廃棄物処理計画（H29．3）」と整合を図りながら、町内における災害廃棄物の発生量の種類別の推計量に基づき、適正かつ迅速かつ円滑な処理のための方針である「吉岡町災害廃棄物処理計画」を策定する。

・平常時から、国・県・県内市町村・民間事業者等との相互支援体制の構築を図る。

##### （セ）石綿（アスベスト）飛散防止対策／『住民課』

・災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあるため、災害時における石綿飛散防止マニュアルに基づく適切な解体作業方法等を広報活動等により広く周知する。

・損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

##### （ソ）地域コミュニティ力の強化／『関係各課』

・「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展やライフスタイル、価値観の変化などにより、今後その維持が困難となることが懸念されることから、「ぐんま”まちづくり”ビジョン　吉岡町アクションプログラム（H30.3）」の推進に向けて、県の支援を受けつつ、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの強化を図る。

・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮により、地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現を図る。

・ハザードマップ・防災訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を推進する。

##### （タ）応急仮設住宅の早期提供・運営／『総務課、建設課、各種用地管理担当課』

・災害発生後、早期に応急仮設住宅を提供できるよう、民間賃貸住宅の借り上げや、建設予定地での建設を円滑に進めるため、応急仮設住宅の供給マニュアルの整備などの取組を進める。

・応急仮設住宅は、渋川建設事業協同組合、渋川土木建築協同組合及び建築士会渋川支部等に要請して建設することから、これら関係機関とは平常時より連携協力体制を強化しておく。

|  |
| --- |
| ③ 保健・医療・福祉 |

##### （ア）住宅・建築物等の耐震化／『総務課、建設課、介護福祉課、教育委員会事務局』

##### （再掲）

・県に設置している相談窓口等において、住民からの耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実や各種相談等を受け付ける相談窓口の利用を促進する。

・工事費用・生活スタイル等の理由により一度に耐震改修工事を実施することができない住宅について、二度に分けて耐震改修工事を行う段階改修を推奨し、助成制度を検討する。また、段階改修を行うことで減災化の促進にも繋がるため、町民への周知に努める。

##### （イ）避難誘導体制の整備／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』（再掲）

・避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の実施、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を推進する。

・防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する町民の理解を得るための取組を推進する。

##### （ウ）支援物資の供給に係る連携体制等の整備／『総務課、健康子育て課、産業観光課』

・災害時における民間事業者からの物資や医薬品等の調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、防災訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。

##### （エ）災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備／『住民課』

・「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの受入体制を構築するとともに、地域の「受援力」を高める取組を推進する。また、関係機関・団体とのネットワーク（顔の見える関係）の構築を推進する。

##### （オ）病院、社会福祉施設の耐震化／『健康子育て課、介護福祉課』

・耐震改修等が必要な病院、社会福祉施設については、国の交付金制度等を周知することにより、その活用を促し、非構造部材等を含めた耐震化を推進する。

・救護活動の拠点施設となる病院等や社会福祉施設（保健センター、老人福祉センター、老人ホーム、身体障害者養護施設等）は、防災上重要な施設であることから、施設管理者は、それぞれが管理する施設について、あらゆる災害に対する構造の耐震化等を図るものとする。

##### （カ）福祉避難所の周知／『総務課』

・一般避難者が福祉避難所（保健センター、老人福祉センター）に殺到し、福祉避難所として開設が困難とならないよう、福祉避難所の役割について住民に周知する。

##### （キ）感染症対策／『健康子育て課、総務課』

・個別接種を推進し、接種率の向上に努めつつ、食中毒・結核・エイズなどの感染症について、関係機関と連携し迅速・適切な対応を図るとともに、正しい知識の普及啓発に努める。

・県の指示その他必要に応じて、対象者及び期日、場所を指定して、渋川地区医師会の協力を得て臨時予防接種を実施する。

・避難所を開設したときは、施設管理責任者、県（保健予防課）又は渋川保健福祉事務所の指導及び協力を得て、避難所の防疫措置を実施し、防疫指導の徹底を図る。

・避難所など、平常時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを実施するための体制整備を図る。

・感染症の集団発生により、医療救護班や医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策（発生予防・拡大防止等）を実施するとともに、研修会や訓練などを通じ、保健活動、疫学調査、医療救護などとの連携体制を構築する。

##### （ク）健康管理等に関する情報提供体制の充実／『健康子育て課、介護福祉課』

・災害時における健康の維持管理に関して、事前準備や災害時に心がけておくべき事項等について、平常時から情報提供などに努める。

##### （ケ）被災地での衛生環境保全体制等の充実／『健康子育て課、介護福祉課』

・感染症等に関する基礎知識の普及・啓発などとともに、被災地や避難所等での感染症及び衛生対策を実施するための体制や施設設備等の充実などを図る。

##### （コ）要配慮者の支援／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』

・避難行動要支援者名簿の充実とともに、名簿情報に基づく具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定に取り組む。

・日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や災害時通訳ボランティアの養成など、県や関係団体等と連携し、災害時の外国人住民支援体制を充実強化する。

|  |
| --- |
| ④ 情報・通信 |

##### （ア）地域防災力の向上／『総務課』（再掲）

・住民自らが安全に避難する際に重要となる家具類の転倒・落下・移動防止対策や住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等の火災対策について、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、県と連携して防災対策のさらなる推進を図る。

・新規訓練の導入や防災力の向上による消防団の充実強化やぐんま地域防災アドバイザーの活用等により、自主防災組織の充実、活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。

・地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

##### （イ）防災教育の推進、防災意識の啓発／『総務課、教育委員会事務局』（再掲）

・各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進する。

・町広報紙や印刷物、展示、講習会等による広報のほか、定期的な防災訓練や巡回指導、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立等、防災知識と防災意識の高揚に努める。

##### （ウ）洪水からの住民避難を促す河川情報の提供／『総務課』

・利根川下流の指定区間について、洪水ハザードマップを活用し、河川の氾濫により想定される浸水区域や洪水時避難場所の位置、緊急連絡先や情報伝達経路などを住民等に対し周知徹底する。

・避難所その他避難確保のため必要な事項を、広報、洪水ハザードマップ等により住民へ周知する。

##### （エ）避難指示等の発令体制の整備／『総務課』（再掲）

・避難指示等の発令基準に基づき、適時適切に避難指示等が発令できるよう、県の助言等を踏まえつつ、発令体制の整備を図る。

##### （オ）孤立のおそれのある集落との通信手段の確保／『総務課』（再掲）

・孤立のおそれのある集落について、道路の寸断等により孤立した場合に備え、非常用電源を備えた防災行政無線等の非常用通信設備の整備を図る。

##### （カ）ヘリコプター離着陸可能場所の確保／『総務課』（再掲）

・孤立のおそれのある集落において、県と連携し、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を図る。

##### （キ）帰宅困難者対策の普及・啓発／『総務課、企画財政課』

・大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者によって混乱をきたさないよう、一斉帰宅行動の抑制の重要性を関係者等に周知する。

・県や事業者等と連携し、一時滞在施設の確保、交通情報等の発信体制の充実に努める。

・帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

##### （ク）健康管理等に関する情報提供体制の充実／『健康子育て課、介護福祉課』（再掲）

・災害時における健康の維持管理に関して、事前準備や災害時に心がけておくべき事項等について、平常時から情報提供などに努める。

##### （ケ）通信機器の充実と発信手段の多様化／『総務課、企画財政課』（再掲）

・激甚災害等による施設被災を考慮し、通信施設の複数化に向けて、サブセンターの設置、防災行政無線の複数系統化等や代替通信施設の整備などを図る。

##### （コ）長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持／『総務課』（再掲）

・本庁舎等は、対策本部機能や情報システムなど災害発生時の業務継続に必要な機能を維持することができる非常用発電機の設置及び連続運転が可能な方式の採用又は必要な準備に向けた検討を行う。

・避難所においては、非常用電源や防災行政無線の整備に努める。

・庁舎等の非常電源設備の燃料の確保については、平常時より備蓄に努めると共に、関係事業者及び関係団体等との協定締結、防災訓練等を通じた協力関係の強化を図り、災害時での円滑な応援・協力体制を確立しておく。

##### （サ）住民等への情報伝達／『総務課』（再掲）

・住民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、町防災行政無線のデジタル化（令和４年度に全体完成予定）、Ｌアラート（災害情報共有システム）の適切な運用、ホームページ、ＳＮＳ（LINE、Facebook、Twitter等）など、情報発信の多様化を図る。

|  |
| --- |
| ⑤ 産業（農林・商工・観光）・金融 |

##### （ア）支援物資の供給に係る連携体制等の整備／『総務課、健康子育て課、産業観光課』

##### （再掲）

・災害時における民間事業者からの物資や医薬品等の調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、防災訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。

##### （イ）緊急車両、病院等に供給する燃料の確保／『総務課』

・災害時における燃料確保のため、群馬県石油協同組合との協力体制の強化を図る。

・広域からの物資等の支援や各種援助のための緊急車両に対しても、ガソリン等の燃料の優先供給を推進するため、町内各給油所及び関係機関へ周知を図る。

##### （ウ）観光地の防災対策／『産業観光課』

・観光事業者や観光関係団体等と連携して、観光地の防災対策に取組み、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための対策を促進する。

##### （エ）家畜防疫／『産業観光課』

・大規模な災害発生により、多数の家畜が死亡して死体が放置された場合、家畜の伝染病がまん延する可能性があるため、多数の死亡家畜死体処理措置の体制を整備する。

##### （オ）企業の事業継続計画（ＢＣＰ）策定の促進／『産業観光課』

・大規模災害等が発生した場合でも、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業が速やかに事業を継続できるよう、企業訪問による個別策定支援、少人数で実際に策定を行うワークショップやセミナーの開催などにより、中小企業の事業継続計画（ＢＣＰ）策定を促進し、危機管理能力の向上など、企業の事業継続力を強化する。

・事業者は、事業活動が中断した場合に可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような事業継続計画（ＢＣＰ）策定に努める。

##### （カ）人材育成を通じた農業経営の体質強化／『産業観光課』

・大規模災害からの速やかな営農再開ができるよう、研修会等の開催により、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化する。

・意欲的な後継者や新規就農者、農業生産法人など、次代の農業を担う農業経営者の確保・育成を図る。

##### （キ）事業者への金融支援／『産業観光課』

・被災中小企業や農林業者の経営を支援するための制度融資について、被災事業者が必要とする制度の創設や変更、情報の提供に迅速かつ適切に対応できるよう、平常時から金融機関や信用保証協会等の関係機関と連携し、支援体制の強化を図る。

・中小企業者の災害復旧を支援するため、政府系金融機関等による貸し付け等を行う制度について周知する。

##### （ク）エネルギー供給体制の整備／『総務課、産業観光課』

・エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・ＬＰガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を促進する。

##### （ケ）農業生産基盤の整備／『産業観光課、建設課』

・農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農地を確保するとともに、優良農地の利用集積を図る。

・農地流動化対策に努め、新規作物の導入など、遊休農地の利活用対策を積極的に行い、農業生産環境と集落環境の維持、農業生産の維持に努める。

・農業委員会が中心となり、認定農業者や農業に興味のある住民等と協働し、地域一体となって遊休農地の有効活用と就農支援に取り組む。

・農業用水の安定供給を確保するため、農業水利施設について、施設管理者と協議・調整のうえで、国の事業制度等を有効に活用し、機能保全計画に基づく適時・適切な保全対策を実施する。

##### （コ）被災農地等の早期復旧支援／『産業観光課、建設課』

・大規模災害により、農地や水路、ため池等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼすおそれがあるため、早期復旧に向けた体制整備を図る。

##### （サ）再生可能エネルギーの導入促進／『住民課、企画財政課』

・本町のシンボルである吉岡自然エネルギーパークを活かした、新エネルギーによる産業創出環境づくりを推進する。

・非常時にも最低限のエネルギーを確保できるよう、地域の防災拠点等への再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、自立分散型エネルギーの整備を促進する。

・電力系統の接続制限の解消に向け、国及び電気事業者による電力系統の増強対策が着実に行われるよう、県と連携して情報把握に努める。

##### （シ）農林業の担い手の確保・育成／『産業観光課』

・農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の人材育成を行うとともに、農業経営の法人化や担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する。また、就農相談会や農業体験等の実施により、新規就農者の確保や農外からの企業参入を促進する。

・林業において、森林整備における公益的機能や県産材の安定的な生産供給体制を確保するため、県による国の制度を活用した緑の雇用事業、ぐんま林業学校（林業基礎コース及び林業技能向上コース）の開催等を活用し、林業事業体や林業従事者に対する就業支援の充実と新規就業者の確保・育成に取り組む。

##### （ス）建設業の担い手の確保・育成／『産業観光課』

・大規模災害時における応急対応や復旧・復興活動、大雪時の除雪対応など、地域の守り手である建設業の担い手を確保・育成するため、県による産官学連携会議を通じて、「インターンシッププログラム」や「資格取得支援」などの担い手対策に取り組む。

##### （セ）道路施設等の応急復旧体制の整備／『建設課』

・災害発生時に、立ち往生車両や家屋倒壊が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため、道路啓開体制を整備する。

・「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」に基づく除雪体制を確実にするために、除雪機械を計画的に増強するとともに、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する。

・河川施設の応急復旧を迅速に行える体制を整備するとともに、必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行える体制を構築する。

##### （ソ）生活再建や事業再建等の支援対策の充実／『関係各課』

・県等と連携し、被災者再建支援制度をはじめ、生活や雇用維持などに関連する情報提供や各種相談体制の充実などに努める。

|  |
| --- |
| ⑥ 交通・物流 |

##### （ア）緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化／『建設課』（再掲）

・地震により倒壊した建築物が緊急輸送道路を閉塞しないよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、地震発生時に通行を確保する町内４路線（前橋伊香保線、高崎渋川線、高崎安中渋川線、小倉陣場線）の沿道建築物については耐震診断を義務付け、耐震化を促進する。

##### （イ）道路施設、都市公園、町営住宅の老朽化対策

##### ／『建設課、産業観光課、教育委員会事務局』（再掲）

・日常的な自治会からの報告や道路パトロールにより、緊急度の高い道路危険箇所の速やかな補修を実施し、安全確保に努める。また、個別施設計画の策定による計画的な長寿命化について検討を進めるとともに、交通需要に応じた未舗装道路の改良など、インフラストックの最適化に努める。

・橋梁は、基本的な点検として、５年のサイクルで全橋梁の定期点検を実施しており、当該点検を継続して実施する。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を行い、長寿命化を図る。

・船尾自然公園（広場）、船尾自然公園（結婚の森）、漆原地区農村公園（天神東公園）は、老朽化度が100％を超えているため、施設利用の安全性の確保を第一としつつ、利用状況と照らし合わせながら必要な箇所の修繕・改修作業を検討する。

・北下団地は、構造上耐震化が困難なことから、現入居者の退去が済み次第取り壊しを行う。また、本宿団地は定期点検等の結果に基づき修繕を実施する。

##### （ウ）緊急輸送道路等の確保／『建設課』

・救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保する。また、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

##### （エ）大規模災害時における広域連携／『総務課』（再掲）

・大規模災害時における迅速かつ円滑な応急体制の確立のため、遠方の市町村との協定締結も検討する。

・広域連携による応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援計画を策定する。

・輸送施設（道路、ヘリポート等）及び拠点（公園等における集積や配分スペース）が必要不可欠となるため、災害時の輸送拠点として利用可能な施設について、ヘリポートの位置を考慮しつつ確保する。

##### （オ）「道の駅」の防災拠点化／『産業観光課、総務課』

・大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、「道の駅」の防災拠点化を推進する。

##### （カ）孤立集落アクセスルートの確保／『産業観光課、建設課』

・土砂崩落などの災害や大雪等による道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、孤立のおそれのある集落を結ぶ路線の防災対策等を推進する。

##### （キ）除雪体制等の整備／『建設課』

・防雪施設及び道路情報提供装置、道路照明などの関連施設について、必要箇所への新規整備とともに、長寿命化計画及び維持修繕計画に基づく計画的な点検・調査、維持補修や更新を推進し、大雪時に安全に道路を通行させる機能を確保する。

・「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」に基づく除雪体制の整備、除雪機械の充実及び適正な維持管理、除雪の拠点となる除雪ステーションの整備に努める。

##### （ク）防災情報の迅速な提供／『総務課』（再掲）

・関係機関や町民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、土砂災害警戒情報や道路の被災状況、交通規制状況、河川水位情報等の防災情報の迅速な提供を行う。また、必要に応じ、情報提供のためのホームページの改善を行う。

##### （ケ）発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備／『建設課』

・現在、継続・事業中の幹線道路の整備を促進するとともに、都市計画道路の見直しを図り、漆原総社線等の整備を推進する。（再掲）

・幹線道路へのアクセス強化により快適な道路ネットワークを整備するとともに、併せて歩道等の施設整備により安全な道路空間を構築し、安心・快適で活力あるまちづくりを推進する。

・道路施設の老朽化対策や防災・減災対策、生活空間の安全対策、安全かつ信頼できる道路環境の提供を推進することにより、道路利用者の安全安心を確保し、安心して暮らせる生活環境の構築を推進する。

・今後老朽化が進行する橋梁については、引き続き、橋梁長寿命化改善計画に基づき、橋梁点検等を実施し、緊急を要する損傷、劣化等が見受けられる橋梁を重点的に修繕し、コスト縮減及び安全・安心な道路空間の整備を図る。

##### （コ）輸送機関相互の連携・代替性の確保／『総務課』

・周辺都市への通勤・通学の足として鉄道は重要であり、最寄りの鉄道駅へのバスサービスの充実とともに、公共交通空白地域・不便地域の解消を図るため、住民のスムーズな町内移動を支える多様な公共交通体系の実現を目指す。

・公共交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定されるため、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する。

##### （サ）道路交通ネットワークの強化／『総務課、建設課』

・駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化（令和3年7月16日完了）と接続道路網や広域幹線道路、町民の暮らしに密着した生活道路網の計画的な整備を推進する。

・現在、継続・事業中の幹線道路の整備を促進するとともに、都市計画道路の見直しを図り、漆原総社線等の整備を推進する。（再掲）

##### （シ）路線バスの災害時の体制整備／『総務課』

・発災時の路線バス利用者の安全確保及び救援物資等の大量輸送に必要な機能を維持するため、独自の危機管理体制整備が難しい路線バス事業者に対して、車両や従業員の確保等を支援する。

##### （ス）道路施設等の応急復旧体制の整備／『建設課』（再掲）

・災害発生時に、立ち往生車両や家屋倒壊が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため、道路啓開体制を整備する。

・「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」に基づく除雪体制を確実にするために、除雪機械を計画的に増強するとともに、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する。

・河川施設の応急復旧を迅速に行える体制を整備するとともに、必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行える体制を構築する。

|  |
| --- |
| ⑦ 環境・エネルギー |

##### （ア）水道施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』（再掲）

・老朽管の更新を重点的に行っていくとともに、施設の安全性、維持管理の質的向上を図りながら、水道事業計画に基づいた施設整備・更新を進める。

・浄水場施設等は管理委託により日常点検を実施しており、継続した点検維持管理を行う。

##### （イ）応急給水体制等の整備／『上下水道課』（再掲）

・近隣市町村との連携を図りながら、災害時の給水体制の確保を図る。

##### （ウ）緊急車両、病院等に供給する燃料の確保／『総務課』（再掲）

・災害時における燃料確保のため、群馬県石油協同組合との協力体制の強化を図る。

・広域からの物資等の支援や各種援助のための緊急車両に対しても、ガソリン等の燃料の優先供給を推進するため、町内各給油所及び関係機関へ周知を図る。

##### （エ）汚水処理施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』（再掲）

・公共下水道と農業集落排水施設の計画区域内については、計画的な施設整備・維持管理を行い、整備完了後は、下水道管への接続とトイレの水洗化を促進する。

・公共下水道と農業集落排水の計画区域外では、合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理を促進する。

・定期的な公共下水道区域の全体計画、事業計画の見直しを行う。また、農業集落排水区域は公共下水道へ統合することにより、処理施設の廃止・除却を進める。

##### （オ）事業継続計画（下水道ＢＣＰ）の策定・見直し、更新／『上下水道課』

・大規模地震時等においても迅速かつ可能な限り高いレベルで下水道機能の維持、回復が可能となるような下水道ＢＣＰの策定、また、台風やゲリラ豪雨などの水害による施設浸水対策等を含むＢＣＰの見直しを行う。

##### （カ）再生可能エネルギーの導入促進／『住民課、企画財政課』（再掲）

・本町のシンボルである吉岡自然エネルギーパークを活かした、新エネルギーによる産業創出環境づくりを推進する。

・非常時にも最低限のエネルギーを確保できるよう、地域の防災拠点等への再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、自立分散型エネルギーの整備を促進する。

・電力系統の接続制限の解消に向け、国及び電気事業者による電力系統の増強対策が着実に行われるよう、県と連携して情報把握に努める。

##### （キ）災害廃棄物処理対策の推進／『住民課』（再掲）

・「群馬県災害廃棄物処理計画（H29．3）」と整合を図りながら、町内における災害廃棄物の発生量の種類別の推計量に基づき、適正かつ迅速かつ円滑な処理のための方針である「吉岡町災害廃棄物処理計画」を策定する。

・平常時から、国・県・県内市町村・民間事業者等との相互支援体制の構築を図る。

##### （ク）石綿（アスベスト）飛散防止対策／『住民課』（再掲）

・災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあるため、災害時における石綿飛散防止マニュアルに基づく適切な解体作業方法等を広報活動等により広く周知する。

・損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

|  |
| --- |
| ⑧ 土地利用（国土保全） |

##### （ア）緊急輸送道路等の確保／『建設課』（再掲）

・救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保する。また、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

##### （イ）治水施設の整備・機能保全／『建設課』

・浸水被害が発生しないよう、県と連携・協力して、洪水により氾濫が想定される区域において、引き続き河道拡幅・築堤・調節池整備等の河川改修を進める。

・町内を横断する河川については、水底の堆積土を除去し有効断面の維持に努め、常に流水の円滑化を図るように留意する。特に被害の多い河川については、関係機関と協議し、治水及び砂防に万全を期する。

##### （ウ）治水施設の老朽化対策／『建設課』

・河川構造物（排水機場、水門等）を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、県と連携・協力して、老朽化対策を推進する。

・老朽化対策にあたっては、町民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

##### （エ）洪水からの住民避難を促す河川情報の提供／『総務課』

・利根川下流の指定区間について、洪水ハザードマップを活用し、河川の氾濫により想定される浸水区域や洪水時避難場所の位置、緊急連絡先や情報伝達経路などを住民等に対し周知徹底する。

・避難所その他避難確保のため必要な事項を、広報、洪水ハザードマップ等により住民へ周知する。

##### （オ）浸水の早期解消／『建設課』

・河川施設の応急復旧を迅速に行うことができる体制を整備するとともに、必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行うことができる体制を構築する。

##### （カ）治山施設等の整備・機能維持／『産業観光課』

・土石流、山崩れ及びがけ崩れによる災害を防止するため、随時危険箇所の調査を行い、関係機関の協力を得て予防対策を実施する。

##### （キ）森林の整備／『産業観光課、総務課』

・森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、関係機関と調整しながら、森林の保全・育成に努める。

・水源かん養、土砂災害や水害の防止など、森林の多様な公益的機能を維持するため、保安林をはじめ森林の保全を図る。

・災害の事前防止や被害の軽減につながるよう、大規模盛土造成地に関する情報提供に努める。

##### （ク）土砂災害の拡大防止／『総務課』

・発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、県と連携して土砂災害危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保する。

・地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

##### （ケ）山地防災情報の周知／『産業観光課』

・地域住民の適時・適切な避難行動を支援するため、山地災害危険地区の周知とともに、県による山地防災情報の周知にも取り組む。

##### （コ）防災情報の迅速な提供／『総務課』（再掲）

・関係機関や町民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、土砂災害警戒情報や道路の被災状況、交通規制状況、河川水位情報等の防災情報の迅速な提供を行う。また、必要に応じ、情報提供のためのホームページの改善を行う。

##### （サ）農業生産基盤の整備／『産業観光課、建設課』（再掲）

・農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農地を確保するとともに、優良農地の利用集積を図る。

・農地流動化対策に努め、新規作物の導入など、遊休農地の利活用対策を積極的に行い、農業生産環境と集落環境の維持、農業生産の維持に努める。

・農業委員会が中心となり、認定農業者や農業に興味のある住民等と協働し、地域一体となって遊休農地の有効活用と就農支援に取り組む。

・農業用水の安定供給を確保するため、農業水利施設について、施設管理者と協議・調整のうえで、国の事業制度等を有効に活用し、機能保全計画に基づく適時・適切な保全対策を実施する。

##### （シ）被災農地等の早期復旧支援／『産業観光課、建設課』（再掲）

・大規模災害により、農地や水路、ため池等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼすおそれがあるため、早期復旧に向けた体制整備を図る。

##### （ス）ため池の防災対策／『建設課』

・地震等の災害によるため池の損壊を防止･軽減するため、特に、「防災重点ため池」と位置づけられた６箇所（町所有３箇所、県所有２箇所、明治用水土地改良区所有１箇所）については、施設及び水位等の維持管理や調整に努める。

・老朽化や耐震性がないなど、堤体の安全性が危惧されるため池について、計画的に改修に取り組む。

##### （セ）総合的な治水・土砂災害対策／『産業観光課、建設課』

・土砂災害や水害による被害を最小限に抑えるため、森林や農地の保全・育成に努め、保水力の向上を図る。

##### （ソ）治水施設の機能保全・老朽化対策／『建設課』

・河道閉塞や堤防・護岸の損傷等による被害の拡大を防ぐため、県と連携・協力して、洪水時に河川の機能が最大限発揮できるよう、引き続き堆積土除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策を着実に進める。

##### （タ）治山施設の機能維持／『産業観光課』

・土石流危険渓流や地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の災害防止対策を県に要請するとともに、防災マップ等により町民に周知を図り、町民の避難体制を整備する。

##### （チ）耕作放棄地の発生抑制と再生支援／『産業観光課』

・農業就業人口の高齢化と減少に伴い、耕作放棄地の増加や農業後継者不足が深刻化していることから、担い手の確保とともに、農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を推進する。

・農地所有者の利用意向等を踏まえ、（公財）群馬県農業公社（農地中間管理機構）等と連携しながら、荒廃農地の発生防止と解消を図る。

##### （ツ）農地、農業用施設の維持・保全／『産業観光課、建設課』

・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動を多面的機能支払交付金等により支援し、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする。

##### （テ）治山対策の実施／『産業観光課』

・土石流、山崩れ及びがけ崩れによる災害を防止するため、随時危険箇所の調査を行い、関係機関の協力を得て予防対策を実施する。

##### （ト）火山災害対策／『総務課、産業観光課、建設課』

・県や他市町と連携して、火山情報の発信などのソフト対策、退避壕や砂防・治山施設等の整備、火山情報の伝達設備の充実などのハード対策の検討を行い、実効性のある対策を実施する。

##### （ナ）土砂災害の拡大防止／『総務課』（一部再掲）

・発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、県と連携して土砂災害危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

・土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行う。

##### （ニ）地域コミュニティ力の強化／『関係各課』（再掲）

・「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展やライフスタイル、価値観の変化などにより、今後その維持が困難となることが懸念されることから、「ぐんま”まちづくり”ビジョン　吉岡町アクションプログラム（H30.3）」の推進に向けて、県の支援を受けつつ、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの強化を図る。

・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮により、地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現を図る。

・ハザードマップ・防災訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を推進する。

##### （ヌ）地籍調査の推進／『建設課』

・大規模災害を受けた住宅や基幹インフラ、地域コミュニティの崩壊など被災地の復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するためには、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地境界等を明確にする必要があり、国土調査法に基づき、国の補助金を活用した県による支援や啓発活動の充実により、地籍調査を推進する。

### （２）横断的分野の推進方針

|  |
| --- |
| ⑨ リスクコミュニケーション |

##### （ア）住宅・建築物等の耐震化／『総務課、建設課、介護福祉課、教育委員会事務局』

##### （再掲）

・県に設置している相談窓口等において、住民からの耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実や各種相談等を受け付ける相談窓口の利用を促進する。

・工事費用・生活スタイル等の理由により一度に耐震改修工事を実施することができない住宅について、二度に分けて耐震改修工事を行う段階改修を推奨し、助成制度を検討する。また、段階改修を行うことで減災化の促進にも繋がるため、町民への周知に努める。

##### （イ）避難誘導体制の整備／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』（再掲）

・避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の実施、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を推進する。

・防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する町民の理解を得るための取組を推進する。

##### （ウ）地域防災力の向上／『総務課』（再掲）

・住民自らが安全に避難する際に重要となる家具類の転倒・落下・移動防止対策や住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等の火災対策について、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、県と連携して防災対策のさらなる推進を図る。

・新規訓練の導入や防災力の向上による消防団の充実強化やぐんま地域防災アドバイザーの活用等により、自主防災組織の充実、活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。

・地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

##### （エ）防災教育の推進、防災意識の啓発／『総務課、教育委員会事務局』（再掲）

・各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進する。

・町広報紙や印刷物、展示、講習会等による広報のほか、定期的な防災訓練や巡回指導、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立等、防災知識と防災意識の高揚に努める。

##### （オ）防災訓練の充実／『関係課等』（再掲）

・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるために、より多くの町民参加による実践的な各種訓練に取り組む。

##### （カ）地域コミュニティ力の強化／『関係各課』（再掲）

・「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展やライフスタイル、価値観の変化などにより、今後その維持が困難となることが懸念されることから、「ぐんま”まちづくり”ビジョン　吉岡町アクションプログラム（H30.3）」の推進に向けて、県の支援を受けつつ、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの強化を図る。

・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮により、地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現を図る。

・ハザードマップ・防災訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を推進する。

##### （キ）自主防災組織の充実・活性化／『総務課』（再掲）

・自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資材・機器の整備等の支援等に努める。

・自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

・ぐんま地域防災アドバイザーを活用し、災害による被害を最小限にとどめるために重要な役割を担う自主防災組織の結成・活性化を図り、地域防災力の向上を図る。

##### （ク）風評被害等の防止に向けた正確な情報発信／『関係各課』

・地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供する体制を整備する。

|  |
| --- |
| ⑩ 人材育成 |

##### （ア）被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備／『建設課』（再掲）

・建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、被災した住宅・建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定士について、連絡体制の構築、模擬訓練の実施による体制の整備、講習会の開催による新たな判定士の育成を図る。

##### （イ）地域防災力の向上／『総務課』（再掲）

・住民自らが安全に避難する際に重要となる家具類の転倒・落下・移動防止対策や住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等の火災対策について、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、県と連携して防災対策のさらなる推進を図る。

・新規訓練の導入や防災力の向上による消防団の充実強化やぐんま地域防災アドバイザーの活用等により、自主防災組織の充実、活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。

・地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

##### （ウ）災害対応力の強化／『総務課、建設課』（再掲）

・新規訓練の導入など訓練の拡充を図り、団員一人一人が防災知識を蓄積することにより、消防団や自主防災組織の充実強化を推進する。

・道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。

・防災関係機関は、実践的な訓練の実施などにより、対処技術の向上や防災関係機関相互の連携強化を促進する。

##### （エ）防災訓練の充実／『関係課等』（再掲）

・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるために、より多くの町民参加による実践的な各種訓練に取り組む。

##### （オ）人材育成を通じた農業経営の体質強化／『産業観光課』（再掲）

・大規模災害からの速やかな営農再開ができるよう、研修会等の開催により、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化する。

・意欲的な後継者や新規就農者、農業生産法人など、次代の農業を担う農業経営者の確保・育成を図る。

##### （カ）農林業の担い手の確保・育成／『産業観光課』（再掲）

・農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の人材育成を行うとともに、農業経営の法人化や担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する。また、就農相談会や農業体験等の実施により、新規就農者の確保や農外からの企業参入を促進する。

・林業において、森林整備における公益的機能や県産材の安定的な生産供給体制を確保するため、県による国の制度を活用した緑の雇用事業、ぐんま林業学校（林業基礎コース及び林業技能向上コース）の開催等を活用し、林業事業体や林業従事者に対する就業支援の充実と新規就業者の確保・育成に取り組む。

##### （キ）建設業の担い手の確保・育成／『産業観光課』（再掲）

・大規模災害時における応急対応や復旧・復興活動、大雪時の除雪対応など、地域の守り手である建設業の担い手を確保・育成するため、県による産官学連携会議を通じて、「インターンシッププログラム」や「資格取得支援」などの担い手対策に取り組む。

##### （ク）自主防災組織の充実・活性化／『総務課』（再掲）

・自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資材・機器の整備等の支援等に努める。

・自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

・ぐんま地域防災アドバイザーを活用し、災害による被害を最小限にとどめるために重要な役割を担う自主防災組織の結成・活性化を図り、地域防災力の向上を図る。

|  |
| --- |
| ⑪ 官民連携 |

##### （ア）住宅・建築物等の耐震化／『総務課、建設課、介護福祉課、教育委員会事務局』

##### （再掲）

・県に設置している相談窓口等において、住民からの耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実や各種相談等を受け付ける相談窓口の利用を促進する。

・工事費用・生活スタイル等の理由により一度に耐震改修工事を実施することができない住宅について、二度に分けて耐震改修工事を行う段階改修を推奨し、助成制度を検討する。また、段階改修を行うことで減災化の促進にも繋がるため、町民への周知に努める。

##### （イ）災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備／『住民課』（再掲）

・「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの受入体制を構築するとともに、地域の「受援力」を高める取組を推進する。また、関係機関・団体とのネットワーク（顔の見える関係）の構築を推進する。

##### （ウ）帰宅困難者対策の普及・啓発／『総務課、企画財政課』（再掲）

・大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者によって混乱をきたさないよう、一斉帰宅行動の抑制の重要性を関係者等に周知する。

・県や事業者等と連携し、一時滞在施設の確保、交通情報等の発信体制の充実に努める。

・帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

##### （エ）観光地の防災対策／『産業観光課』（再掲）

・観光事業者や観光関係団体等と連携して、観光地の防災対策に取組み、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための対策を促進する。

##### （オ）防災訓練の充実／『関係課等』（再掲）

・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるために、より多くの町民参加による実践的な各種訓練に取り組む。

##### （カ）生活再建や事業再建等の支援対策の充実／『関係各課』（再掲）

・県等と連携し、被災者再建支援制度をはじめ、生活や雇用維持などに関連する情報提供や各種相談体制の充実などに努める。

|  |
| --- |
| ⑫ 老朽化対策 |

##### （ア）道路施設、都市公園、町営住宅の老朽化対策

##### ／『建設課、産業観光課、教育委員会事務局』（再掲）

・日常的な自治会からの報告や道路パトロールにより、緊急度の高い道路危険箇所の速やかな補修を実施し、安全確保に努める。また、個別施設計画の策定による計画的な長寿命化について検討を進めるとともに、交通需要に応じた未舗装道路の改良など、インフラストックの最適化に努める。

・橋梁は、基本的な点検として、５年のサイクルで全橋梁の定期点検を実施しており、当該点検を継続して実施する。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を行い、長寿命化を図る。

・船尾自然公園（広場）、船尾自然公園（結婚の森）、漆原地区農村公園（天神東公園）は、老朽化度が100％を超えているため、施設利用の安全性の確保を第一としつつ、利用状況と照らし合わせながら必要な箇所の修繕・改修作業を検討する。

・北下団地は、構造上耐震化が困難なことから、現入居者の退去が済み次第取り壊しを行う。また、本宿団地は定期点検等の結果に基づき修繕を実施する。

##### （イ）治水施設の老朽化対策／『建設課』（再掲）

・河川構造物（排水機場、水門等）を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、県と連携・協力して、老朽化対策を推進する。

・老朽化対策にあたっては、町民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

##### （ウ）水道施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』（再掲）

・老朽管の更新を重点的に行っていくとともに、施設の安全性、維持管理の質的向上を図りながら、水道事業計画に基づいた施設整備・更新を進める。

・浄水場施設等は管理委託により日常点検を実施しており、継続した点検維持管理を行う。

##### （エ）汚水処理施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』（再掲）

・公共下水道と農業集落排水施設の計画区域内については、計画的な施設整備・維持管理を行い、整備完了後は、下水道管への接続とトイレの水洗化を促進する。

・公共下水道と農業集落排水の計画区域外では、合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理を促進する。

・定期的な公共下水道区域の全体計画、事業計画の見直しを行う。また、農業集落排水区域は公共下水道へ統合することにより、処理施設の廃止・除却を進める。

##### （オ）公共施設等の効果的・効率的な管理運営／『関係各課』（再掲）

・町の施設の状況について、維持、保全ではなく、人口動態や住民ニーズなどを十分に検証した上で、効率的な維持管理や保有量の最適化等を図る。

##### （カ）発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備／『建設課』（再掲）

・現在、継続・事業中の幹線道路の整備を促進するとともに、都市計画道路の見直しを図り、漆原総社線等の整備を推進する。（再掲）

・幹線道路へのアクセス強化により快適な道路ネットワークを整備するとともに、併せて歩道等の施設整備により安全な道路空間を構築し、安心・快適で活力あるまちづくりを推進する。

・道路施設の老朽化対策や防災・減災対策、生活空間の安全対策、安全かつ信頼できる道路環境の提供を推進することにより、道路利用者の安全安心を確保し、安心して暮らせる生活環境の構築を推進する。

・今後老朽化が進行する橋梁については、引き続き、橋梁長寿命化改善計画に基づき、橋梁点検等を実施し、緊急を要する損傷、劣化等が見受けられる橋梁を重点的に修繕し、コスト縮減及び安全・安心な道路空間の整備を図る。

##### （キ）治水施設の機能保全・老朽化対策／『建設課』（再掲）

・河道閉塞や堤防・護岸の損傷等による被害の拡大を防ぐため、県と連携・協力して、洪水時に河川の機能が最大限発揮できるよう、引き続き堆積土除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策を着実に進める。

# 第４章　計画の推進

## １　他の計画等の見直し

本計画は、本町国土強靱化の観点から、本町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、他の計画等においては、本計画の推進方針に基づき、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うものとします。

## ２　施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位づけを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。

本計画に位置づける個別の施策について、町の役割の大きさ、地域の特性を踏まえた影響の大きさと緊急度、吉岡町総合計画との調和等の観点から総合的に勘案し、以下のとおり重点施策を選定しました。

### 【重点施策】　（調整中）

|  | 施策分野 | 重点施策 |
| --- | --- | --- |
| 個別施策分野 | ① 行政機能／消防／防災教育等 | ・避難誘導体制の整備  ・防災教育の推進  ・防災意識の啓発  ・避難指示等の発令体制の整備  ・大規模災害時における広域連携  ・庁舎等の耐震化 |
| ② 住宅・都市 | ・住宅・建築物等の耐震化  ・空き家対策 |
| ③ 保健・医療・福祉 | ・福祉避難所の周知  ・感染症対策  ・要配慮者の支援 |
| ④ 情報・通信 | ・通信機器の充実と発信手段の多様化  ・長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持  ・住民等への情報伝達 |
| ⑤ 産業（農林・商工・観光）・金融 | ・緊急車両・病院等に供給する燃料の確保  ・企業の事業継続計画（ＢＣＰ）策定の促進  ・農業生産基盤の整備 |
| ⑥ 交通・物流 | ・緊急輸送道路等の確保  ・「道の駅」の防災拠点化  ・道路施設等の応急復旧体制の整備 |
| ⑦ 環境・エネルギー | ・水道施設の耐震化・老朽化対策  ・再生可能エネルギーの導入促進  ・災害廃棄物処理対策の推進 |
| ⑧ 土地利用（国土保全） | ・治水施設の整備・機能保全  ・洪水からの住民避難を促す河川情報の提供  ・治山施設等の整備・機能維持  ・総合的な治水・土砂災害対策 |
| 横断的分野 | ⑨ リスクコミュニケーション | ・地域コミュニティ力の強化  ・自主防災組織の充実・活性化 |
| ⑩ 人材育成 | ・建築物の応急危険度判定体制の整備 |
| ⑪ 官民連携 | ・災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備 |
| ⑫ 老朽化対策 | ・ 道路施設・都市公園・町営住宅の老朽化対策  ・治水施設の老朽化対策 |

## ３　施策の推進と進捗管理（ＰＤＣＡサイクル）

本計画の実効性を確保するためには、本計画の推進方針に基づく各種施策について、本町の分野別計画等と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理を行うことが必要です。

このため、計画の推進に当たっては、ＰＤＣＡサイクルを確立し、設定した【資料５】重要業績指標一覧等に基づく進捗管理を行います。

**ＰＬＡＮ（計画）**

① 地域を強靱化する上での事前に備えるべき目標の明確化

② リスクシナリオの設定

③ 脆弱ポイントの分析・評価・検証

④ リスクに対する取組、対応方策の検討

⑤ 対応方策について重点化、優先順位づけ

**ＡＣＴＩＯＮ（改善）**

① 施策の見直し、改善

② 重点施策の見直し

③ 新たな施策の展開

**ＤＯ（実行）**

総合的かつ計画的に

各施策を実施

**ＣＨＥＣＫ（評価）**

① 進捗状況を重要業績指標等により評価

② 関連施策の進捗状況を管理

# 【資料１】リスクシナリオの様相案（例示)

|  | 目標 | １ | 直接死を最大限防ぐ |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊等による多数の死傷者の発生 |
|  | ■様相の例示  ・直下型地震が発生し、町内が強い揺れに見舞われた。  ・耐震性が不十分な住宅、病院や店舗等の不特定多数の方が利用する建築物等、学校や福祉施設等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物、道路や鉄道施設、文化財登録施設などが倒壊した。  ・倒壊を免れた建築物でも、非構造部材や棚等の落下、ブロック塀の倒壊等が発生した。  ・これらによって、多くの死傷者が発生した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 1-2 | 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 |
|  | ■様相の例示  ・町内各所で火災が発生し、倒壊した住宅やビル、電柱、信号機などが道路を塞ぎ、踏切の異常遮断や鉄道敷により市街地が分断され、さらに断水も発生したことから消火が十分にできず、延焼が拡大した。  ・避難路となるべき道路等が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生した。  ・これらによって、多くの死傷者が発生した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 1-3 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
|  | ■様相の例示  ・大型台風の来襲等により、長時間の激しい降雨に見舞われ、河川の水位が急激に上昇し、堤防の越水又は決壊による河川氾濫により、家屋の倒壊や浸水、避難路の冠水が発生した。  ・排水処理能力を超える降雨や河川からの逆流等により、内水氾濫が発生した。  ・浸水被害により避難路が寸断された。  ・これらによって、避難の遅れた住民等に多くの死傷者が発生した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 1-4 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
|  | ■様相の例示  ・大型化する台風の来襲や激化する梅雨前線等による集中豪雨や地震により、がけ崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害が町内各地で多発した。  ・大規模な土砂災害も発生し、多くの住宅が消滅するとともに、多量の土砂が河川に流入し、一時的に天然ダムを形成し、その後決壊した。  ・道路も寸断され、住民等が孤立した。 | | |

|  | 目標 | ２ | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
|  | ■様相の例示  ・高速道路、ＩＣは被害が少なかったため、いち早く通行が確保されたが、それ以外の緊急輸送道路や幹線道路等については、建物倒壊等により、至る所で通行不能となり、町内外の輸送は困難な状態が続いた。  ・これにより、食料や飲料水、灯油等の搬送が困難な状況が続き、物資等の供給が長期停止した。  ・緊急輸送道路の通行止めや、石油備蓄施設の損壊などの影響で、ガソリンや軽油等の供給が長期にわたり途絶した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
|  | ■様相の例示  ・山間部の道路斜面の崩壊、橋梁の落橋や積雪、洪水発生による長期間の浸水などにより道路が通行不能となり、孤立集落が発生した。  ・道路の復旧には時間を要し、電気や水道、電話などライフラインの復旧工事も長期化し、孤立の解消や元の生活を取り戻すには長い時間を要した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 2-3 | 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
|  | ■様相の例示  ・広域消防及び消防団等の施設、車両、資機材等に被害が出た。  ・救助・救急活動については、人員や資機材が絶対的に不足した。  ・救助・救急活動に必要な車両等の燃料の備蓄は数日分しかなかったため、助かる命が助からない事態が発生した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 2-4 | 想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）の発生、混乱 |
|  | ■様相の例示  ・道路や鉄道の損壊により、公共交通機関は全面的に運休し、町内道路の寸断により、自動車での帰宅も困難となった。  ・自宅に帰ることのできない人が、勤務先や隣接駅、一時避難施設等にあふれ、水・食料等の供給が不足する事態が発生した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 2-5 | 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺 |
|  | ■様相の例示  ・医療施設や医療従事者等の多くが被害を受け、施設使用不能の事態に至った。  ・被災した有床の医療機関では、被害の少ない医療機関への患者の輸送が急がれるものの、医療従事者の状況や寸断された道路の復旧の遅れ、輸送手段の不足などにより、搬送ができなかった。  ・医薬品や医療資機材も不足し、医療の提供自体が危ぶまれる事態が発生した。  ・福祉施設の多くも被害を受け、使用不能の事態に至った。  ・被災した福祉施設の入所者は、相互応援協定に基づく応援施設等へ避難したが、福祉関係者の被災などにより、必要な支援を受けることができない事態が発生した。  ・在宅の要介護者や障害者等が避難する福祉避難所に一般避難者も殺到したため、福祉避難所としての機能が麻痺した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 2-6 | 被災地における疾病・感染症等の大規模発生 |
|  | ■様相の例示  ・地震等により汚水管や汚水処理施設が損壊し、処理ができなくなったことなどから不衛生な状況となった。  ・医療従事者や医薬品の不足により満足な治療が受けられない状態が続いた。  ・避難所の寒さが厳しいうえ、大勢の避難者が生活していることから、新型コロナウイルスやインフルエンザ、感染性胃腸炎などの感染症が大規模発生し、免疫力が低下している高齢者や幼児が重症化した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生 |
|  | ■様相の例示  ・地震で被害に遭った地域では、本震後の地震活動による家屋倒壊の危険等から避難生活が長期化した。  ・長期にわたる避難生活により、避難者の心身双方の健康状態に影響が出始めた。  ・避難所に来訪できない車中泊者は、エコノミークラス症候群等の健康被害が発生した。 | | |

|  | 目標 | ３ | 必要不可欠な行政機能は確保する |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 3-1 | 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |
|  | ■様相の例示  ・直下型地震により町職員に多くの死傷者が出た。  ・出勤可能な職員においても、道路の途絶等により登庁できない状況に陥った。  ・庁舎の一部は建物及び設備が使用不能となったことから、行政機能が機能不全となった。 | | |

|  | 目標 | ４ | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
|  | ■様相の例示  ・地震等による電気関連施設の被害により電力供給が遮断され、通信機器が機能不全となった。  ・電力供給が長期停止の状態に陥り、携帯電話やテレビ、パソコン等のあらゆる情報通信が長期間麻痺した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 4-2 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
|  | ■様相の例示  ・テレビ、ラジオ、携帯電話等の通信手段の断絶や、避難指示等の遅れ、防災意識の低さ等により、住民の避難行動の開始が遅れ、多数の死傷者が発生した。  ・避難行動要支援者に対する避難支援の遅れにより、多数の死傷者が発生した。  ・電力供給が停止し、その後の地震活動や天候の悪化等に伴う新たな避難情報や、避難生活に必要な情報など、町民に重要な情報が届かず、多数の死傷者や生活への大きな影響が発生した。 | | |

|  | 目標 | ５ | 経済活動を機能不全に陥らせない |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による地域産業（農林業、商工業、観光等）の被害拡大と産業活動の停滞 |
|  | ■様相の例示  ・道路が寸断され、部品の調達等ができなくなり、町内企業の生産力が大きく低下した。  ・製造業等の工場施設が被害を受けたことにより、部品組立等の生産ラインの稼動が停止した。  ・発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、石油等の燃料についても、緊急輸送道路の被害により、輸送が出来ない等の影響を受け、社会経済活動が長期間停止した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 5-2 | 幹線道路の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
|  | ■様相の例示  ・道路や鉄道の損壊により、公共交通機関は全面的に運休し、町内道路の寸断により、町内外の移動が困難となった。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 5-3 | 食料・飲料水等の安定供給の停滞 |
|  | ■様相の例示  ・緊急輸送道路やそれを補完する道路が被災し、町内外からの食料等物資の供給が停滞した。  ・基幹的な農業水利施設が被害を受け、農業用水の供給が滞り、農業生産ができない事態が発生した。 | | |

|  | 目標 | ６ | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 6-1 | 電気、ガス、燃料等の長期間にわたる供給停止 |
|  | ■様相の例示  ・発電所や変電所が被害を受け、送電線の寸断、鉄塔や電柱の倒壊もあり、電力供給が長期にわたり停止した。  ・ガスの主要導管網が大きな被害を受け、ガス供給が長期にわたり停止した。  ・緊急輸送道路の通行止めや石油備蓄施設の損壊などの影響で、供給能力を喪失し、ガソリンや軽油等の供給が長期にわたり途絶した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 6-2 | 上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
|  | ■様相の例示  ・町内の至る所で上水道、農業・工業用水道の配管が破裂した。  ・上水道の取水施設が損壊し機能停止した。  ・このため、上水道、農業・工業用水等が長期にわたり供給停止となり、町民の生活や農工業に大きなダメージを与えた。  ・汚水管や汚水処理場の設備等が大きな被害を受け、長期の機能停止に陥った。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 6-3 | 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止 |
|  | ■様相の例示  ・町外を結ぶ道路は、トンネルの崩落や橋梁の落下などによる寸断や土砂崩れなど甚大な被害を受け、至るところで通行不能となり、支援物資等の輸送が困難になった。  ・町内道路も同様に甚大な被害を受け、道路ネットワークは機能不全となり、救命救急作業や復旧作業等が迅速に行われない状況に陥った。  ・公共交通機関も大きな被害を受け、長期間にわたって使用不能となった。 | | |

|  | 目標 | ７ | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 7-1 | 地震に伴う市街地等での大規模火災による多数の死傷者の発生 |
|  | ■様相の例示  ・町内各所で火災が発生し、倒壊した住宅やビル、電柱、信号機などが道路を塞ぎ、踏切の異常遮断や鉄道敷により市街地が分断され、さらに断水も発生したことから消火が十分にできず、延焼が拡大した。  ・避難路となるべき道路等が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生した。  ・これらによって、多くの死傷者が発生した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 7-2 | 沿線・沿道の建物・構造物等の倒壊に伴う閉塞、交通麻痺の発生 |
|  | ■様相の例示  ・倒壊した住宅やビル、電柱、信号機などが道路を塞ぎ、市街地が分断された。  ・避難路となるべき道路等が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生した。  ・これらによって、多くの死傷者が発生した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 7-3 | 防災インフラ、ため池等の損壊・機能不全、土砂流出による多数の死傷者の発生 |
|  | ■様相の例示  ・道路脇の法面崩壊が発生し、落石対策施設等の機能が失われ、その後の落石により、交通が寸断された。  ・土砂災害により天然ダムが形成され、上流部が湛水するとともに、その後の台風や豪雨により決壊し、一気に流出した土石流が下流の集落を飲み込み、被害が広範囲に拡大した。  ・大規模地震が発生し、ため池堤体の決壊により、下流の人家や主要道路などの重要施設への洪水被害が発生した。  ・豪雨等によりため池の貯水位が急激に上昇し、堤体からの越流により下流の農地や道路に冠水被害等が発生した。  ・想定を超える降雨や山腹崩壊による土砂流入等によりダムの洪水調整機能が失われ、本町含む下流部において洪水被害が発生した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 7-4 | 農地、森林等の被害による土地の荒廃 |
|  | ■様相の例示  ・山間部の農地や山林が、大規模崩壊により大きな被害を受け荒廃した。  ・荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起こした。  ・農地・農業用施設が被災し、営農の継続が困難となり、農地の荒廃が進行、中山間地域において集落が消滅する危機に瀕した。  ・裸地化の進行や亀裂が生じている状態を放置した状態が続き、その後の降雨により大崩壊を招き、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生した。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 7-5 | 大雪や火山噴火に伴う降灰等による緊急車両の遅延や交通麻痺の長期化 |
|  | ■様相の例示  ・大雪や火山噴火にともなう降灰等により、緊急車両の遅延や多数の立ち往生車両が発生するなど混乱が生じ長期化した。 | | |

|  | 目標 | ８ | 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 8-1 | 大量に発生した災害廃棄物や土砂の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
|  | ■様相の例示  ・家屋倒壊や浸水被害等による災害廃棄物が大量に発生し、廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、廃棄物があふれ、道路の通行にも支障が生じた。  ・悪臭や粉塵が発生し、生活環境が著しく悪化した。  ・広域処理の調整がつかず、町内で処理しなければならない状態となり、処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れた。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 8-2 | 復興を支える人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態 |
|  | ■様相の例示  ・道路啓開等を行うための人材に多くの死傷者が発生し、重機、資機材等にも被害が生じた。  ・被害が広域であるため、人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れた。  ・河川氾濫に伴う、浸水域の緊急排水処理を行うための人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れた。  ・道路除雪を行うための人材や除雪機械等が不足したことにより、交通の復旧が大幅に遅れた。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 8-3 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により、復興が大幅に遅れる事態 |
|  | ■様相の例示  ・文化財の被害が発生し、貴重な歴史資産が失われた。  ・長引く避難生活により、地域コミュニティが崩壊し、治安も悪化したことから、その後の復興作業が大幅に遅れた。・ | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 8-4 | 事業用地の確保や応急仮設住宅等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態 |
|  | ■様相の例示  ・大規模な土砂崩れが起きた被災地の住宅や、道路などの基幹インフラの復旧･復興作業を行うにあたり、地籍調査の未実施地区では土地の境界が全く分からず、地域コミュニティの崩壊のさなか、土地境界の立会いが全く進まないため、その後の復旧・復興が大幅に遅れた。 | | |
|  | ﾘｽｸｼﾅﾘｵ | 8-5 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済活動への甚大な影響 |
|  | ■様相の例示  ・直下型地震が発生し、震源に近い地域では、甚大な被害が発生した。  ・長引く地震活動等により、直接被害のない観光地でも客足が戻らず、観光関連事業者は売上げが激減し、経営危機に瀕した。  ・土壌・水質汚染等の二次災害が発生したことによる風評被害から農林産物の出荷が激減し、事業者は経営危機に瀕した。 | | |

# 【資料２】リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

## １　直接死を最大限防ぐ

### １－１　住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

#### ①　住宅・建築物等の耐震化／『総務課、建設課、介護福祉課、教育委員会事務局』

・町内の建築物の耐震化率は、住宅が75.6％（H28）、多数の者が利用する建築物が100％（H28）となっている。住宅については、耐震化を一層促進する必要がある。多数の者が利用する建築物については、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

・学校施設（耐震化率100％）については、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

・病院、社会福祉施設についても同様に、建物の耐震化はもとより、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

#### ②　空き家対策／『建設課』

・本町の空き家率は10.0％（H25）で、現在も増加傾向となっている。

・空き家は昭和56年以前の建築物も多くあると推測されるため、関係機関と連携を図り、所有者の特定を行い、空き家の利活用や処分後の跡地利用等を検討する必要がある。

・大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため、県と連携して、空き家発生の抑制、除却・利活用の促進など、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

#### ③　緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化／『建設課』

・大規模地震により倒壊した建築物が緊急輸送道路を閉塞し、迅速かつ円滑な避難や救助・救命活動、緊急物資の輸送等に影響が生じることが懸念されるため、沿道建築物の耐震診断義務付け路線を指定し、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

・町内の緊急輸送道路（H30.3）

主要地方道：前橋伊香保線、高崎渋川線、高崎安中渋川線

町道：小倉陣場線

#### ④　市街地の整備／『建設課』

・地震時等に危険な住宅密集地域など、大規模災害時のリスクが高い地域においては、避難路や避難場所の整備、建築物の耐震化、不燃化等について、計画的に進める必要がある。

・町内の都市計画道路は11路線、22,210ｍが計画決定されており、平成28年度時点での整備率は47.4％で、特に、用途地域周辺の整備が遅れている。

・令和3年度には、駒寄スマートＩＣの大型車対応化の完成が予定されており（7月16日完了）、広域的な道路ネットワークの強化が期待されている。

・南北を結ぶ広域的幹線道路では整備が進んでいるが、東西を結ぶ路線では未整備区間が多いことから、今後も計画的な整備が求められている。

・集落内には狭あいな生活道路が多く、歩道整備が十分ではない箇所があり、拡幅整備や歩道の整備が必要である。

#### ⑤　都市公園等の整備／『建設課、教育委員会事務局』

・本町の１人あたり都市公園等面積は4.2㎡/人であり、国の10.1㎡/人、群馬県の13.4 ㎡/人より少ない状況にあるため、今後は防災公園を含めた都市公園の整備充実を図る必要がある。

・大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備及び都市公園の防災機能の強化を推進する必要がある。

#### ⑥　道路施設、都市公園、町営住宅の老朽化対策／『建設課』

・建設から長期間が経過した施設は、老朽化が進行していることから、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により、良好な状態に保持する必要がある。

・老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

・本町は、公園施設として、管理棟1施設、トイレ２施設、東屋２施設を保有しており、特に船尾自然公園にあるトイレ２施設、漆原地区農村公園（天神東公園）の東屋は老朽化度が100％を超えており、利用者の安全を確保するため、早急に今後のあり方の検討が必要である。

・北下団地は、平成17年度の耐震診断において耐震改修が必要でありながら、構造上耐震化が難しいと診断されたため、入居募集を停止している。また、本宿団地は、公営住宅長寿命化計画（H21年度）に基づき、平成25年度に屋上防水・外壁改修工事を実施したが、建設以来、修繕が行われていない部屋がある。

#### ⑦　緊急輸送道路等の確保／『建設課』

・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

#### ⑧　避難誘導体制の整備／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』

・避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の実施、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を進める必要がある。

・防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する町民の理解を得るための取組を推進する必要がある。

#### ⑨　被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備／『建設課』

・地震によって広範囲にわたって宅地や建築物が被災した場合、これらの崩壊等による二次災害の発生が懸念される。被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、継続使用可否を迅速に判断することは、住民の安全確保など、建築物による二次災害を防止するために不可欠であるため、被災した住宅・建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定の体制整備、判定士の育成を図る必要がある。

#### ⑩　地域防災力の向上／『総務課』

・町民が安全に避難するため、各家庭等における家具類の転倒・落下・移動防止対策等の災害対策を実施するよう、働きかけていく必要がある。

・消防団の機能強化や自主防災組織の活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

#### ⑪　防災教育の推進、防災意識の啓発／『総務課、教育委員会事務局』

・児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけではなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、学校における防災教育を推進する必要がある。

・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが望ましいことから、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る必要がある。

### １－２　住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

#### ①　地域消防力の強化／『総務課』

・大規模火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の体制整備を着実に進める必要がある。

#### ②　市街地の整備／『建設課』（1-1より一部再掲）

・地震時等に危険な住宅密集地域など、大規模災害時のリスクが高い地域においては、避難路や避難場所の整備、建築物の耐震化、不燃化等について、計画的に進める必要がある。

#### ②　地域防災力の向上／『総務課』（1-1より再掲）

・町民が安全に避難するため、各家庭等における家具類の転倒・落下・移動防止対策等の災害対策を実施するよう、働きかけていく必要がある。

・消防団の機能強化や自主防災組織の活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

#### ③　空き家対策／『建設課』（1-1より再掲）

・本町の空き家率は10.0％（H25）で、現在も増加傾向となっている。

・空き家は昭和56年以前の建築物も多くあると推測されるため、関係機関と連携を図り所有者の特定を行い、空き家の利活用や処分後の跡地利用等を検討する必要がある。

・大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため、県と連携して、空き家発生の抑制、除却・利活用の促進など、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

### １－３　突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

#### ①　治水施設の整備・機能保全／『建設課』

・洪水等による浸水被害が発生しないよう、浸水想定区域等において、引き続き河川整備を進めていく必要がある。

・河道閉塞や堤防・護岸の損傷等により、浸水被害が拡大するおそれがあるため、洪水時に河川の機能が最大限発揮できるよう、引き続き堆積土の除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策を着実に進める必要がある。

#### ②　治水施設の老朽化対策／『建設課』

・河川構造物（排水機場、水門等）は、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により、施設を良好な状態に保持する必要がある。

・老朽化対策にあたっては、町民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

#### ③　洪水からの住民避難を促す河川情報の提供／『総務課』

・住民避難に資する情報提供について、水位周知河川以外の河川についても水害リスクを把握し、水害リスクの高い河川については、河川情報を迅速に提供していく必要がある。

・河川監視カメラの監視画像や水位雨量情報を分かりやすく周知できるよう、ホームページやスマートフォン等による公開を進めるなど、住民の主体的な避難行動を促すような情報提供を進めていく必要がある。

・浸水想定区域における避難確保措置を講ずる必要がある。

#### ④　浸水の早期解消／『建設課』

・河川施設の応急復旧を迅速に行うことができる体制を整備するとともに、必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行うことができる体制を構築する必要がある。

#### ⑤　避難指示等の発令体制の整備／『総務課』

・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、気象情報や河川水位等を活用した避難指示等の具体的な発令基準に基づき、適時適切に避難指示等が発令できる体制を整備しておく必要がある。

#### ⑥　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

#### ⑦　避難誘導体制の整備／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』（1-1より再掲）

・避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の実施、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を進める必要がある。

・防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する町民の理解を得るための取組を推進する必要がある。

#### ⑧　地域防災力の向上／『総務課』（1-1より再掲）

・町民が安全に避難するため、各家庭等における家具類の転倒・落下・移動防止対策等の災害対策を実施するよう、働きかけていく必要がある。

・消防団の機能強化や自主防災組織の活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

#### ⑨　防災教育の推進、防災意識の啓発／『総務課、教育委員会事務局』（1-1より再掲）

・児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけではなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、学校における防災教育を推進する必要がある。

・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが望ましいことから、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る必要がある。

### １－４　大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

#### ①　治山施設等の整備・機能維持／『産業観光課』

・山林の荒廃が目立ち、下流への災害にも大きく影響することから、予防対策を行う必要がある。

#### ②　森林の整備／『産業観光課、総務課』

・森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備を推進する必要がある。

#### ③　土砂災害の拡大防止／『総務課』

・土砂災害が発生するおそれがある箇所においては、被害の発生する可能性が高くなることから対策が必要である。

#### ④　土砂災害からの住民避難を促す情報の提供／『総務課』

・ハザードマップ等による周知、土砂災害警戒情報等の円滑な提供、実効性のある住民主体の警戒避難体制の構築を推進する必要がある。

#### ⑤　避難指示等の発令体制の整備／『総務課』（1-3より一部再掲）

・土砂災害発生のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保するため、気象情報や土砂災害警戒情報等を活用した避難指示等の具体的な発令基準に基づき、適時適切に避難指示等が発令できる体制を整備しておく必要がある。

#### ⑥　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

#### ⑦　避難誘導体制の整備／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』（1-1より再掲）

・避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の実施、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を進める必要がある。

・防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する町民の理解を得るための取組を推進する必要がある。

#### ⑧　地域防災力の向上／『総務課』

・住民自らが安全に避難するため、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立ち退き避難をする場合はどこに行けばよいのか、避難に際してはどのような情報に着目すればよいのかを認識してもらう取組を推進する必要がある。

・消防団の機能強化や自主防災組織の活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。（1-1より再掲）

#### ⑨　防災教育の推進、防災意識の啓発／『総務課、教育委員会事務局』（1-1より再掲）

・児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけではなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、学校における防災教育を推進する必要がある。

・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが望ましいことから、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る必要がある。

## ２　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### ２－１　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### ①　食料等の備蓄／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』

・家庭における食料等の備蓄を一層促進するため、引き続き啓発活動を行う必要がある。

・町の備蓄については、職員用の備蓄も含め、一定量の現物備蓄の確保を推進する必要がある。特に、乳幼児や高齢者、食物アレルギー等に対する備蓄品目のさらなる充実を図る必要がある。

#### ②　支援物資の供給に係る連携体制等の整備／『総務課、健康子育て課、産業観光課』

・災害時における民間事業者からの物資や医薬品等の調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、防災訓練等を通じて、連携体制の強化を図る必要がある。

#### ③　大規模災害時における広域連携／『総務課』

・町は、隣接市町村等との相互応援協定の締結に努めているが、大規模災害時における迅速かつ円滑な応急体制の確立のため、遠方の市町村との協定締結も検討する必要がある。

・広域連携による応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援計画を策定する必要がある。

・大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等の迅速化が重要であることから、緊急輸送活動体制を確立しておく必要がある。

#### ④　「道の駅」の防災拠点化／『産業観光課、総務課』

・「道の駅」は、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、県と「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を締結しており、充実強化を図っていく必要がある。

#### ⑤　水道施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』

・上水道については、浄水施設と配水施設があり、老朽化が見受けられる施設もあることから、老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。

#### ⑥　応急給水体制等の整備／『上下水道課』

・災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める必要がある。

#### ⑦　ヘリコプターの運航確保／『総務課』

・ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き県や関係機関等との合同訓練等の実施により、連携体制の充実・強化を図る必要がある。

#### ⑧　災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備／『住民課』

・「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、災害ボランティアの受入体制の構築による、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する必要がある。

#### ⑨　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

### ２－２　多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

#### ①　孤立のおそれのある集落との通信手段の確保／『総務課』

・孤立のおそれのある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて、確実な通信手段を確保しておく必要がある。

#### ②　孤立集落アクセスルートの確保／『産業観光課、建設課』

・土砂崩落などの災害や大雪等による道路の寸断により、孤立のおそれのある集落を結ぶ路線の防災対策等を推進する必要がある。

#### ③　ヘリコプター離着陸可能場所の確保／『総務課』

・孤立のおそれのある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所を確保しておく必要がある。

#### ④　ヘリコプターの運航確保／『総務課』（2-1より再掲）

・ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き県や関係機関等との合同訓練等の実施により、連携体制の充実・強化を図る必要がある。

#### ⑤　治山施設等の整備・機能維持／『産業観光課』（1-4より再掲）

・山林の荒廃が目立ち、下流への災害にも大きく影響することから、予防対策を行う必要がある。

#### ⑥　森林の整備／『産業観光課、総務課』（1-4より再掲）

・森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備を推進する必要がある。

#### ⑦　除雪体制等の整備／『建設課』

・大雪時においては、雪崩、路面凍結等により、利用者の安全な道路通行が困難になることが懸念されるため、除雪体制の確保、長寿命化計画及び維持修繕計画に基づく、計画的な点検・調査、維持補修や更新を実施する必要がある。

### ２－３　消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ①　災害対応力の強化／『総務課、建設課』

・消防団は、少子高齢化や社会環境等の変化に伴い団員数の不足が懸念されることから、今後も団員確保対策をはじめとした、体制・装備・訓練の充実強化が必要である。

・自主防災組織の充実強化、災害対応の中核となる人材の継続的な育成も推進する必要がある。

・道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。

#### ②　消防関係施設の充実／『総務課』

・防火水槽や消火栓等の消防水利・施設については、今後も充実強化を図っていく必要がある。

#### ③　緊急車両、病院等に供給する燃料の確保／『総務課』

・災害時における救助・救急等にあたる緊急車両や病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。

・広域からの物資等の支援や各種援助のための緊急車両に対しても、ガソリン等の燃料の優先供給を推進するため、町内各給油所及び関係機関へ周知を図る必要がある。

#### ④　都市公園等の整備／『建設課、教育委員会事務局』（1-1より再掲）

・本町の１人あたり都市公園等面積は4.2㎡/人であり、国の10.1㎡/人、群馬県の13.4 ㎡/人より少ない状況にあるため、今後は防災公園を含めた都市公園の整備充実を図る必要がある。

・大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備及び都市公園の防災機能の強化を推進する必要がある。

#### ⑤　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

#### ⑥　「道の駅」の防災拠点化／『産業観光課、総務課』（2-1より再掲）

・「道の駅」は、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、県と「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を締結しており、充実強化を図っていく必要がある。

#### ⑦　ヘリコプターの運航確保／『総務課』（2-1より再掲）

・ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き県や関係機関等との合同訓練等の実施により、連携体制の充実・強化を図る必要がある。

### ２－４　想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）の発生、混乱

#### ①　帰宅困難者対策の普及・啓発／『総務課、企画財政課』

・大規模災害時には、帰宅困難者等の発生が予想されるため、一時滞在施設の確保や交通情報の発信等の帰宅困難者対策が必要である。

#### ②　観光地の防災対策／『産業観光課』

・観光事業者や観光関係団体等と連携し、主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための課題の検討を行う必要がある。

### ２－５　医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

#### ①　病院、社会福祉施設の耐震化／『健康子育て課、介護福祉課』

・病院、社会福祉施設は、利用者の安全確保はもちろん、災害時に救護用施設や避難場所として利用されることもあることから、一層の耐震化が必要であるとともに、非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

#### ②　福祉避難所の周知／『総務課』

・災害時に要配慮者へ必要な支援がなされるよう、あらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知する必要がある。

#### ③　緊急車両、病院等に供給する燃料の確保／『総務課』（2-3より再掲）

・災害時における救助・救急等にあたる緊急車両や病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。

・広域からの物資等の支援や各種援助のための緊急車両に対しても、ガソリン等の燃料の優先供給を推進するため、町内各給油所及び関係機関へ周知を図る必要がある。

#### ④　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

#### ⑤　都市公園等の整備／『建設課、教育委員会事務局』（1-1より再掲）

・本町の１人あたり都市公園等面積は4.2㎡/人であり、国の10.1㎡/人、群馬県の13.4 ㎡/人より少ない状況にあるため、今後は防災公園を含めた都市公園の整備充実を図る必要がある。

・大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備及び都市公園の防災機能の強化を推進する必要がある。

#### ⑥　「道の駅」の防災拠点化／『産業観光課、総務課』（2-1より再掲）

・「道の駅」は、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、県と「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を締結しており、充実強化を図っていく必要がある。

#### ⑦　ヘリコプターの運航確保／『総務課』（2-1より再掲）

・ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き県や関係機関等との合同訓練等の実施により、連携体制の充実・強化を図る必要がある。

### ２－６　被災地における疾病・感染症等の大規模発生

#### ①　感染症対策／『健康子育て課、総務課』

・災害時における感染症の発生防止のためには、平時から予防接種や必要に応じた消毒・害虫駆除を実施しておく必要がある。

・予防接種については、接種率の向上に向けた普及啓発等により一層努めていく必要がある。

・避難所など、平常時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要がある。

・感染症の集団発生により、医療救護班や医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策（発生予防・拡大防止等）を実施するとともに、研修会や訓練などを通じ、保健活動、疫学調査、医療救護などとの連携体制を構築する必要がある。

#### ②　家畜防疫／『産業観光課』

・大規模災害の発生により、多数の家畜が死亡して死体が放置された場合、家畜の伝染病がまん延する可能性があるため、多数の死亡家畜死体処理措置の体制を整備しておく必要がある。

#### ③　汚水処理施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』

・公共下水道や農業集落排水などの汚水処理施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行しており、計画的な維持補修が必要となる。

・農業集落排水施設は、施設の長寿命化の方針を示した最適整備構想の策定及び計画的な改築更新や大規模災害時においての十分な機能が維持できるような状態を確保する必要がある。

・老朽化した単独浄化槽の合併浄化槽への転換を進める必要がある。

#### ④　事業継続計画（下水道ＢＣＰ）の策定・見直し、更新／『上下水道課』

・大規模災害時における下水道事業を継続するため、下水道ＢＣＰの策定、また、台風などの水害を考慮した見直し及びＰＤＣＡサイクルに基づく継続的な更新を推進する必要がある。

### ２－７　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

#### ①　指定避難所及び福祉避難所の機能充実／『総務課』

・災害時においても、指定避難所及び福祉避難所における避難生活の質（ＱＯＬ）の確保を図る必要がある。

#### ②　健康管理等に関する情報提供体制の充実／『健康子育て課、介護福祉課』

・町民自らが、災害時においても健康を維持管理できるよう各種情報の提供を図る必要がある。

#### ③　被災地での衛生環境保全体制等の充実／『健康子育て課、介護福祉課』

・被災地や避難所等における感染症や食中毒等の発生・拡大を防止するための体制の充実が必要である。

## ３　必要不可欠な行政機能は確保する

### ３－１　町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

#### ①　業務継続計画の継続的な見直し／『総務課』

・町の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。町は、業務継続計画を策定済みであるが、継続的に見直し、実効性の向上を図る必要がある。

#### ②　庁舎等の耐震化／『企画財政課、建設課』

・町有建築物全体では耐震性のない建築物が現在３棟ある。町有建築物のうち多数の者が利用する建築物においては、全ての建築物が耐震化されている。今後は、吊り天井や非構造部材等の耐震対策を実施する必要がある。

#### ③　公共施設等の効果的・効率的な管理運営／『関係各課』

・公共建築物については、現状の施設をそのまま保有することを前提とした場合、いずれ施設の老朽化に伴う集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念され、このことは、今後の公債費や維持管理経費の負担はもとより、中長期にわたる財政負担増大の要因となる。

#### ④　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

#### ⑤　大規模災害時における広域連携／『総務課』（2-1より再掲）

・町は、隣接市町村等との相互応援協定の締結に努めているが、大規模災害時における迅速かつ円滑な応急体制の確立のため、遠方の市町村との協定締結も検討する必要がある。

・広域連携による応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援計画を策定する必要がある。

・大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等の迅速化が重要であることから、緊急輸送活動体制を確立しておく必要がある。

## ４　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### ４－１　防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### ①　通信機器の充実と発信手段の多様化／『総務課、企画財政課』

・大規模災害時には、通信機器の破損や不測の事態の発生により、通信環境の麻痺や機能停止、テレビやラジオ放送の中断などが想定されることから、通信手段の充実と発信手段の多様化を図る必要がある。

#### ②　長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持／『総務課、企画財政課』

・災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎非常電源設備の燃料の確保方策について検討する必要がある。

・大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信するため、災害発生時における非常通信を確保しておく必要がある。

### ４－２　災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### ①　住民等への情報伝達／『総務課』

・住民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、町防災行政無線のデジタル化（令和４年度に全体完成予定）、Ｌアラート（災害情報共有システム）の適切な運用、ホームページ、ＳＮＳ（LINE、Facebook、Twitter等）など、情報発信の多様化を図る必要がある。

#### ②　山地防災情報の周知／『産業観光課』

・地域住民の適時・適切な避難行動を支援するため、山地災害危険地区の周知とともに、県による山地防災情報の周知にも取り組む必要がある。

#### ③　防災情報の迅速な提供／『総務課』

・関係機関や町民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、土砂災害警戒情報や道路の被災状況、交通規制状況、河川水位情報等の防災情報の迅速な提供を行う必要がある。

#### ④　要配慮者の支援／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』

・避難行動要支援者名簿の充実とともに、名簿情報に基づく具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定に取り組む必要がある。

・日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、災害時の外国人住民支援体制を充実強化する必要がある。

#### ⑤　防災訓練の充実／『関係課等』

・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの町民等の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

#### ⑥　防災教育の推進、防災意識の啓発／『総務課、教育委員会事務局』（1-1より再掲）

・児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけではなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、学校における防災教育を推進する必要がある。

・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが望ましいことから、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る必要がある。

#### ⑦　避難指示等の発令体制の整備／『総務課』（1-3、1-4より一部再掲）

・洪水や土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、気象情報や河川水位等を活用した避難指示等の具体的な発令基準に基づき、適時適切に避難指示等が発令できる体制を整備しておく必要がある。

#### ⑧　地域防災力の向上／『総務課』（1-4より再掲）

・住民自らが安全に避難するため、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立ち退き避難をする場合はどこに行けばよいのか、避難に際してはどのような情報に着目すればよいのかを認識してもらう取組を推進する必要がある。

・消防団の機能強化や自主防災組織の活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。（1-1より再掲）

## ５　経済活動を機能不全に陥らせない

### ５－１　サプライチェーンの寸断等による地域産業（農林業、商工業、観光等）の被害拡大と産業活動の停滞

#### ①　企業の事業継続計画（ＢＣＰ）策定の促進／『産業観光課』

・大規模災害等が発生した場合でも、速やかに事業を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）策定は、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業にとって重要かつ喫緊の課題であることから、個別策定支援やワークショップによる策定支援などにより、中小企業のＢＣＰ策定を促進し、危機管理能力の向上など、企業の事業継続力を強化する必要がある。

#### ②　人材育成を通じた農業経営の体質強化／『産業観光課』

・大規模災害からの速やかな営農再開には、高度な技術を有する活力ある農業者が必要となることから、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要がある。

#### ③　事業者への金融支援／『産業観光課』

・被災中小企業や農林業者の経営を支援するための制度融資は災害復旧に対応できる制度となっているが、災害規模等に応じて、金利引下げや要件緩和、新制度の創設等による柔軟な対応が必要である。

・金融機関や関係団体等との連携を密にし、事業者が必要とする情報を提供する必要がある。

#### ④　エネルギー供給体制の整備／『総務課、産業観光課』

・エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・ＬＰガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を促進する必要がある。

#### ⑤　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

### ５－２　幹線道路の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

#### ①　発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備／『建設課』

・緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる、幹線道路の整備促進を図る必要がある。

・災害発生時に人員や物資などの緊急輸送にかかる交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路と連絡する道路、橋梁等の耐震対策、道路構造の強化に取り組む必要がある。

#### ②　輸送機関相互の連携・代替性の確保／『総務課』

・通勤・通学流動をみると、前橋市をはじめとする周辺都市への流出が多く、周辺都市への公共交通による移動手段の確保が大きな課題となっている。

・公共交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討しておく必要がある。

### ５－３　食料・飲料水等の安定供給の停滞

#### ①　農業生産基盤の整備／『産業観光課、建設課』

・老朽化が進行する農業水利施設の適切な機能の維持・発揮並びに安定した農業用水を確保するため、各施設の計画に基づく適時・適切な保全対策を進め、農業用水の安定供給を図る必要がある。

・農業水利施設は、地域状況や施設規模に応じた耐震性能を確認し、耐震化へ向けた取り組みを推進する必要がある。また、周辺環境の変化に対応した対象施設の見直しも必要である。

・農産物の生産性向上と安定供給を可能とする総合的な農業生産基盤整備を地域状況や営農計画に基づき計画的に推進する必要がある。

#### ②　被災農地等の早期復旧支援／『産業観光課、建設課』

・大規模災害により、農地や水路、ため池等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼすおそれがあるため、早期復旧に向けた体制整備について推進する必要がある。

#### ③　水道施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』（2-1より再掲）

・上水道については、浄水施設と配水施設があり、老朽化が見受けられる施設もあることから、老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。

#### ④　応急給水体制等の整備／『上下水道課』（2-1より再掲）

・災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める必要がある。

#### ⑤　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

## ６　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### ６－１　電気、ガス、燃料等の長期間にわたる供給停止

#### ①　再生可能エネルギーの導入促進／『住民課、企画財政課』

・非常時にも最低限のエネルギーを確保できるよう、地域の防災拠点等への再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、自立分散型エネルギーの整備を促進していく必要がある。

・電力系統の接続制限の解消に向け、国及び電気事業者による電力系統の増強対策が着実に行われるよう、県と連携して情報把握に努める必要がある。

#### ②　エネルギー供給体制の整備／『総務課、産業観光課』（5-1より再掲）

・エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・ＬＰガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を促進する必要がある。

#### ③　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

### ６－２　上下水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### ①　水道施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』（2-1より再掲）

・上水道については、浄水施設と配水施設があり、老朽化が見受けられる施設もあることから、老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。

#### ②　応急給水体制等の整備／『上下水道課』（2-1より再掲）

・災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める必要がある。

#### ③　事業継続計画（下水道ＢＣＰ）の策定・見直し、更新／『上下水道課』（2-6より再掲）

・大規模災害時における下水道事業を継続するため、下水道ＢＣＰの策定、また、台風などの水害を考慮した見直し及びＰＤＣＡサイクルに基づく継続的な更新を推進する必要がある。

#### ④　汚水処理施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』（2-6より再掲）

・公共下水道や農業集落排水などの汚水処理施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行しており、計画的な維持補修が必要となる。

・農業集落排水施設は、施設の長寿命化の方針を示した最適整備構想の策定及び計画的な改築更新や大規模災害時においての十分な機能が維持できるような状態を確保する必要がある。

・老朽化した単独浄化槽の合併浄化槽への転換を進める必要がある。

### ６－３　地域交通インフラの長期間にわたる機能停止

#### ①　道路交通ネットワークの強化／『総務課、建設課』

・大規模災害時において、円滑かつ迅速な救急・救命活動や緊急物資の輸送を図るため、道路交通ネットワークの強化を図る必要がある。

#### ②　路線バスの災害時の体制整備／『総務課』

・バス事業者については、災害時における独自の危機管理体制整備が難しいため、発災時における路線バス利用者の安全確保及び救援物資等の大量輸送が困難になることが懸念されることから、バス事業者に対し、車両や従業員の確保等の支援を行う必要がある。

・町内には、路線バスがバス事業者４社で運行されている６本のバス路線とショッピングセンターの巡回バス１路線があるが、利用客は減少している。

#### ③　道路施設の老朽化対策／『建設課』（1-1より一部再掲）

・建設から長期間が経過した施設は、老朽化が進行していることから、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により、良好な状態に保持する必要がある。

・老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

#### ④　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

## ７　制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### ７－１　地震に伴う市街地等での大規模火災による多数の死傷者の発生

#### ①　地域消防力の強化／『総務課』（1-2より再掲）

・大規模火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の体制整備を着実に進める必要がある。

#### ②　市街地の整備／『建設課』（1-1より一部再掲）

・地震時等に危険な住宅密集地域など、大規模災害時のリスクが高い地域においては、避難路や避難場所の整備、建築物の耐震化、不燃化等について、計画的に進める必要がある。

#### ③　地域防災力の向上／『総務課』（1-1より再掲）

・町民が安全に避難するため、各家庭等における家具類の転倒・落下・移動防止対策等の災害対策を実施するよう、働きかけていく必要がある。

・消防団の機能強化や自主防災組織の活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

#### ④　空き家対策／『建設課』（1-1より再掲）

・本町の空き家率は10.0％（H25）で、現在も増加傾向となっている。

・空き家は昭和56年以前の建築物も多くあると推測されるため、関係機関と連携を図り所有者の特定を行い、空き家の利活用や処分後の跡地利用等を検討する必要がある。

・大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため、県と連携して、空き家発生の抑制、除却・利活用の促進など、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

### ７－２　沿線・沿道の建物・構造物等の倒壊に伴う閉塞、交通麻痺の発生

#### ①　沿道の建築物等の倒壊防止等／『総務課、建設課』

・県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物については、耐震化を促進する必要がある。

・避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の耐震対策や、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止対策を促進する必要がある。

#### ②　住宅・建築物等の耐震化／『総務課、建設課、介護福祉課、教育委員会事務局』

#### （1-1より再掲）

・町内の建築物の耐震化率は、住宅が75.6％（H28）、多数の者が利用する建築物が100％（H28）となっている。住宅については、耐震化を一層促進する必要がある。多数の者が利用する建築物については、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

・学校施設（耐震化率100％）については、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

・病院、社会福祉施設についても同様に、建物の耐震化はもとより、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

### ７－３　防災インフラ、ため池等の損壊・機能不全、土砂流出による多数の死傷者の発生

#### ①　ため池の防災対策／『建設課』

・地震等の災害によるため池の損壊を防止･軽減するため、特に、「防災重点ため池」と位置づけられた６箇所（町所有３箇所、県所有２箇所、明治用水土地改良区所有１箇所）については、施設及び水位等の維持管理や調整に努める必要がある。

#### ②　総合的な治水・土砂災害対策／『産業観光課、建設課』

・出水や土砂流出等が発生し、大きな被害が発生するおそれがあることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める必要がある。

#### ③　治水施設の機能保全・老朽化対策／『建設課』

・河道閉塞や堤防・護岸の損傷等により、浸水被害が拡大するおそれがあるため、洪水時に河川の機能が最大限発揮できるよう、引き続き堆積土除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策を着実に進める必要がある。

#### ④　治山施設の機能維持／『産業観光課』

・治山施設、地すべり防止施設の老朽化に伴い山地災害の防止機能が低下するおそれがあるため、施設の点検、補修による長寿命化対策に取り組む必要がある。

・河川構造物（排水機場、水門等）は、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により施設を良好な状態に保持する必要がある。

#### ⑤　森林の整備／『産業観光課、総務課』（1-4より再掲）

・森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備を推進する必要がある。

#### ⑥　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

### ７－４　農地、森林等の被害による土地の荒廃

#### ①　耕作放棄地の発生抑制と再生支援／『産業観光課』

・農業就業人口の高齢化と減少に伴い、耕作放棄地の増加や農業後継者不足が深刻化していることから、担い手の確保とともに、農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進める必要がある。

・農地所有者の利用意向等を踏まえ、（公財）群馬県農業公社（農地中間管理機構）等と連携しながら、荒廃農地の発生防止と解消を図る必要がある。

#### ②　農地、農業用施設の維持・保全／『産業観光課、建設課』

・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取組を進め、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする必要がある。

・地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現に向けて、地域の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮を図る必要がある。

#### ③　治山対策の実施／『産業観光課』

・本町の山林原野地帯の土壌は砂れき質のため、山林の荒廃が目立ち、下流への災害にも大きく影響している。

#### ④　森林の整備／『産業観光課、総務課』（1-4より再掲）

・森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備を推進する必要がある。

#### ⑤　治山施設の機能維持／『産業観光課』（7-3より再掲）

・治山施設、地すべり防止施設の老朽化に伴い山地災害の防止機能が低下するおそれがあるため、施設の点検、補修による長寿命化対策に取り組む必要がある。

・河川構造物（排水機場、水門等）は、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により施設を良好な状態に保持する必要がある。

### ７－５　大雪や火山噴火に伴う降灰等による緊急車両の遅延や交通麻痺の長期化

#### ①　火山災害対策／『総務課、産業観光課、建設課』

・火山情報の発信などのソフト対策、退避壕や砂防・治山施設等の整備、火山情報の伝達設備の充実などのハード対策の検討には、火山ごとに解決すべき多くの課題と調整事項があり、かなりの時間を要する。

#### ②　除雪体制等の整備／『建設課』（2-2より再掲）

・大雪時においては、雪崩、路面凍結等により、利用者の安全な道路通行が困難になることが懸念されるため、除雪体制の確保、長寿命化計画及び維持修繕計画に基づく計画的な点検・調査、維持補修や更新を実施する必要がある。

#### ③　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

#### ④　地域防災力の向上／『総務課』（1-4より再掲）

・住民自らが安全に避難するため、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立ち退き避難をする場合はどこに行けばよいのか、避難に際してはどのような情報に着目すればよいのかを認識してもらう取組を推進する必要がある。

・消防団の機能強化や自主防災組織の活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。（1-1より再掲）

## ８　地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### ８－１　大量に発生した災害廃棄物や土砂の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### ①　災害廃棄物処理対策の推進／『住民課』

・「群馬県災害廃棄物処理計画（H29.3）」と整合を図りながら、町内における災害廃棄物の発生量の種類別の推計量に基づき、適正かつ迅速かつ円滑な処理のための方針である「吉岡町災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。

・平常時から、国・県・県内市町村・民間事業者等との相互支援体制の構築を図る必要がある。

#### ②　石綿（アスベスト）飛散防止対策／『住民課』

・災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあるため、環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版・H29.9）」に基づく適切な解体作業方法等を広く周知する必要がある。

・災害時にアスベスト飛散の有無を確認するための調査体制を構築する必要がある。

#### ③　土砂災害の拡大防止／『総務課』

・本町は、西から東へ向かっての丘陵地を呈しており、洪水時の土砂の流出は、かなりの量になることが予想されるため、砂防施設の堰堤、床固め等の整備が必要である。

### ８－２　復興を支える人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態

#### ①　農林業の担い手の確保・育成／『産業観光課』

・農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の人材育成を行うとともに、農業経営の法人化や担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する必要がある。また、新規就農者の確保や農外からの企業参入を促進する必要がある。

・林業において、森林整備における公益的機能や県産材の安定的な生産供給体制を確保するため、林業従事者の技術向上、雇用環境の改善、労働安全対策等とともに新規就業者の確保・育成に取り組む必要がある。

#### ②　建設業の担い手の確保・育成／『産業観光課』

・建設業の担い手を確保・育成するため、県が取り組んでいる産官学連携会議を通じた「インターンシッププログラム」や「資格取得支援」などによる建設業の担い手対策を促進する必要がある。

#### ③　道路施設等の応急復旧体制の整備／『建設課』

・災害発生時において、迅速な救助・救急、復旧・復興を図るためには、早期の緊急通行車両の通行確保が重要となることから、県と連携して道路啓開体制を確立する必要がある。

・大雪時に備え、県と連携して、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する必要がある。

・河川施設の応急復旧を迅速に行える体制を整備するとともに、必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行える体制を構築する必要がある。

#### ④　災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備／『住民課』（2-1より再掲）

・「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、災害ボランティアの受入体制の構築による、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する必要がある。

### ８－３　貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により、復興が大幅に遅れる事態

#### ①　文化財の保護・活用／『教育委員会事務局』

・町内には貴重な文化財が存在していることから、各々に必要な防災・減災対策を検討する必要がある。

#### ②　地域コミュニティ力の強化／『関係各課』

・大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講ずることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の変化などにより、今後、その維持が困難となることが懸念されることから、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの再生・強化を図る必要がある。

・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取組を進め、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする必要がある。

・地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現に向けて、地域の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮を図る必要がある。

・災害が起きた時の対応力を向上させるためには、必要なコミュニティ力を向上させる必要がある。

・ハザードマップ・防災訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を促進する必要がある。

#### ③　自主防災組織の充実・活性化／『総務課』

・災害による被害を最小限にとどめるためには、地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織は、役員の高齢化、指導者や訓練ノウハウの不足などから活動にばらつきが見られることから、引き続き自主防災組織の充実・活性化を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

### ８－４　事業用地の確保や応急仮設住宅等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

#### ①　応急仮設住宅の早期提供・運営／『総務課、建設課、各種用地管理担当課』

・応急仮設住宅を迅速かつ適切に供給するためのマニュアルが未整備であるため、県が作成するマニュアルに基づき策定しておく必要がある。

#### ②　地籍調査の推進／『建設課』

・大規模災害時の住宅や道路などの基幹インフラの復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するためには、被災前の段階において、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地境界等を明確にしておく必要がある。

### ８－５　風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済活動への甚大な影響

#### ①　風評被害等の防止に向けた正確な情報発信／『関係各課』

・災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

#### ②　生活再建や事業再建等の支援対策の充実／『関係各課』

・町民の生活再建や町内事業者による雇用維持等を支援するための体制の充実が必要である。

# 【資料３】施策分野ごとの脆弱性評価結果

## １　個別施策分野の脆弱性評価

### ① 行政機能／消防／防災教育等

#### （ア）避難誘導体制の整備／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』

・避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の実施、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を進める必要がある。

・防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する町民の理解を得るための取組を推進する必要がある。

#### （イ）地域防災力の向上／『総務課』

・町民が安全に避難するため、各家庭等における家具類の転倒・落下・移動防止対策等の災害対策を実施するよう、働きかけていく必要がある。

・消防団の機能強化や自主防災組織の活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

#### （ウ）防災教育の推進、防災意識の啓発／『総務課、教育委員会事務局』

・児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけではなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、学校における防災教育を推進する必要がある。

・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが望ましいことから、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る必要がある。

#### （エ）地域消防力の強化／『総務課』

・大規模火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の体制整備を着実に進める必要がある。

#### （オ）避難指示等の発令体制の整備／『総務課』

・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、気象情報や河川水位等を活用した避難指示等の具体的な発令基準に基づき、適時適切に避難指示等が発令できる体制を整備しておく必要がある。

#### （カ）土砂災害からの住民避難を促す情報の提供／『総務課』

・ハザードマップ等による周知、土砂災害警戒情報等の円滑な提供、実効性のある住民主体の警戒避難体制の構築を推進する必要がある。

#### （キ）食料等の備蓄／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』

・家庭における食料等の備蓄を一層促進するため、引き続き啓発活動を行う必要がある。

・町の備蓄については、職員用の備蓄も含め、一定量の現物備蓄の確保を推進する必要がある。特に、乳幼児や高齢者、食物アレルギー等に対する備蓄品目のさらなる充実を図る必要がある。

#### （ク）大規模災害時における広域連携／『総務課』

・町は、隣接市町村等との相互応援協定の締結に努めているが、大規模災害時における迅速かつ円滑な応急体制の確立のため、遠方の市町村との協定締結も検討する必要がある。

・広域連携による応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援計画を策定する必要がある。

・大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等の迅速化が重要であることから、緊急輸送活動体制を確立しておく必要がある。

#### （ケ）ヘリコプターの運航確保／『総務課』

・ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き県や関係機関等との合同訓練等の実施により、連携体制の充実・強化を図る必要がある。

#### （コ）孤立のおそれのある集落との通信手段の確保／『総務課』

・孤立のおそれのある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて、確実な通信手段を確保しておく必要がある。

#### （サ）ヘリコプター離着陸可能場所の確保／『総務課』

・孤立のおそれのある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所を確保しておく必要がある。

#### （シ）災害対応力の強化／『総務課、建設課』

・消防団は、少子高齢化や社会環境等の変化に伴い団員数の不足が懸念されることから、今後も団員確保対策をはじめとした、体制・装備・訓練の充実強化が必要である。

・自主防災組織の充実強化、災害対応の中核となる人材の継続的な育成も推進する必要がある。

・道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。

#### （ス）消防関係施設の充実／『総務課』

・防火水槽や消火栓等の消防水利・施設については、今後も充実強化を図っていく必要がある。

#### （セ）指定避難所及び福祉避難所の機能充実／『総務課』

・災害時においても、指定避難所及び福祉避難所における避難生活の質（ＱＯＬ）の確保を図る必要がある。

#### （ソ）業務継続計画の継続的な見直し／『総務課』

・町の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。町は、業務継続計画を策定済みであるが、継続的に見直し、実効性の向上を図る必要がある。

#### （タ）庁舎等の耐震化／『企画財政課、建設課』

・町有建築物全体では耐震性のない建築物が現在３棟ある。町有建築物のうち多数の者が利用する建築物においては、全ての建築物が耐震化されている。今後は、吊り天井や非構造部材等の耐震対策を実施する必要がある。

#### （チ）公共施設等の効果的・効率的な管理運営／『関係各課』

・公共建築物については、現状の施設をそのまま保有することを前提とした場合、いずれ施設の老朽化に伴う集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念され、このことは、今後の公債費や維持管理経費の負担はもとより、中長期にわたる財政負担増大の要因となる。

#### （ツ）通信機器の充実と発信手段の多様化／『総務課、企画財政課』

・大規模災害時には、通信機器の破損や不測の事態の発生により、通信環境の麻痺や機能停止、テレビやラジオ放送の中断などが想定されることから、通信手段の充実と発信手段の多様化を図る必要がある。

#### （テ）長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持／『総務課、企画財政課』

・災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎非常電源設備の燃料の確保方策について検討する必要がある。

・大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信するため、災害発生時における非常通信を確保しておく必要がある。

#### （ト）住民等への情報伝達／『総務課』

・住民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、町防災行政無線のデジタル化（令和４年度に全体完成予定）、Ｌアラート（災害情報共有システム）の適切な運用、ホームページ、ＳＮＳ（LINE、Facebook、Twitter等）など、情報発信の多様化を図る必要がある。

#### （ナ）防災訓練の充実／『関係課等』

・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの町民等の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

#### （ニ）文化財の保護・活用／『教育委員会事務局』

・町内には貴重な文化財が存在していることから、各々に必要な防災・減災対策を検討する必要がある。

#### （ヌ）地域コミュニティ力の強化／『関係各課』

・大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講ずることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の変化などにより、今後、その維持が困難となることが懸念されることから、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの再生・強化を図る必要がある。

・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取組を進め、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする必要がある。

・地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現に向けて、地域の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮を図る必要がある。

・災害が起きた時の対応力を向上させるためには、必要なコミュニティ力を向上させる必要がある。

・ハザードマップ・防災訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を促進する必要がある。

#### （ネ）自主防災組織の充実・活性化／『総務課』

・災害による被害を最小限にとどめるためには、地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織は、役員の高齢化、指導者や訓練ノウハウの不足などから活動にばらつきが見られることから、引き続き自主防災組織の充実・活性化を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

### ② 住宅・都市

#### （ア）住宅・建築物等の耐震化／『総務課、建設課、介護福祉課、教育委員会事務局』

・町内の建築物の耐震化率は、住宅が75.6％（H28）、多数の者が利用する建築物が100％（H28）となっている。住宅については、耐震化を一層促進する必要がある。多数の者が利用する建築物については、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

・学校施設（耐震化率100％）については、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

・病院、社会福祉施設についても同様に、建物の耐震化はもとより、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

#### （イ）空き家対策／『建設課』

・本町の空き家率は10.0％（H25）で、現在も増加傾向となっている。

・空き家は昭和56年以前の建築物も多くあると推測されるため、関係機関と連携を図り、所有者の特定を行い、空き家の利活用や処分後の跡地利用等を検討する必要がある。

・大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため、県と連携して、空き家発生の抑制、除却・利活用の促進など、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

#### （ウ）緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化／『建設課』

・大規模地震により倒壊した建築物が緊急輸送道路を閉塞し、迅速かつ円滑な避難や救助・救命活動、緊急物資の輸送等に影響が生じることが懸念されるため、沿道建築物の耐震診断義務付け路線を指定し、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

・町内の緊急輸送道路（H30.3）

主要地方道：前橋伊香保線、高崎渋川線、高崎安中渋川線

町道：小倉陣場線

#### （エ）市街地の整備／『建設課』

・地震時等に危険な住宅密集地域など、大規模災害時のリスクが高い地域においては、避難路や避難場所の整備、建築物の耐震化、不燃化等について、計画的に進める必要がある。

・町内の都市計画道路は11路線、22,210ｍが計画決定されており、平成28年度時点での整備率は47.4％で、特に、用途地域周辺の整備が遅れている。

・令和３年度には、駒寄スマートＩＣの大型車対応化の完成が予定されており（7月16日完了）、広域的な道路ネットワークの強化が期待されている。

・南北を結ぶ広域的幹線道路では整備が進んでいるが、東西を結ぶ路線では未整備区間が多いことから、今後も計画的な整備が求められている。

・集落内には狭あいな生活道路が多く、歩道整備が十分ではない箇所があり、拡幅整備や歩道の整備が必要である。

#### （オ）都市公園等の整備／『建設課、教育委員会事務局』

・大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備及び都市公園の防災機能の強化を推進する必要がある。

#### （カ）道路施設、都市公園、町営住宅の老朽化対策

#### ／『建設課、産業観光課、教育委員会事務局』

・建設から長期間が経過した施設は、老朽化が進行していることから、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により、良好な状態に保持する必要がある。

・老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

・本町は、公園施設として、管理棟1施設、トイレ２施設、東屋２施設を保有しており、特に船尾自然公園にあるトイレ２施設、漆原地区農村公園（天神東公園）の東屋は老朽化度が100％を超えており、利用者の安全を確保するため、早急に今後のあり方の検討が必要である。

・北下団地は、平成17年度の耐震診断において耐震改修が必要でありながら、構造上耐震化が難しいと診断されたため、入居募集を停止している。また、本宿団地は、公営住宅長寿命化計画（H21年度）に基づき、平成25年度に屋上防水・外壁改修工事を実施したが、建設以来、修繕が行われていない部屋がある。

#### （キ）被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備／『建設課』

・地震によって広範囲にわたって宅地や建築物が被災した場合、これらの崩壊等による二次災害の発生が懸念される。被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、継続使用可否を迅速に判断することは、住民の安全確保など、建築物による二次災害を防止するために不可欠であるため、被災した住宅・建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定の体制整備、判定士の育成を図る必要がある。

#### （ク）水道施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』

・上水道については、浄水施設と配水施設があり、老朽化が見受けられる施設もあることから、老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。

#### （ケ）応急給水体制等の整備／『上下水道課』

・災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める必要がある。

#### （コ）汚水処理施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』

・公共下水道や農業集落排水などの汚水処理施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行しており、計画的な維持補修が必要となる。

・農業集落排水施設は、施設の長寿命化の方針を示した最適整備構想の策定及び計画的な改築更新や大規模災害時においての十分な機能が維持できるような状態を確保する必要がある。

・老朽化した単独浄化槽の合併浄化槽への転換を進める必要がある。

#### （サ）事業継続計画（下水道ＢＣＰ）の策定・見直し、更新／『上下水道課』

・大規模災害時における下水道事業を継続するため、下水道ＢＣＰの策定、また、台風などの水害を考慮した見直し及びＰＤＣＡサイクルに基づく継続的な更新を推進する必要がある。

#### （シ）沿道の建築物等の倒壊防止等／『総務課、建設課』

・県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物については、耐震化を促進する必要がある。

・避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の耐震対策や、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止対策を促進する必要がある。

#### （ス）災害廃棄物処理対策の推進／『住民課』

・「群馬県災害廃棄物処理計画（H29．3）」と整合を図りながら、町内における災害廃棄物の発生量の種類別の推計量に基づき、適正かつ迅速かつ円滑な処理のための方針である「吉岡町災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。

・平常時から、国・県・県内市町村・民間事業者等との相互支援体制の構築を図る必要がある。

#### （セ）石綿（アスベスト）飛散防止対策／『住民課』

・災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあるため、環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版・H29.9）」に基づく適切な解体作業方法等を広く周知する必要がある。

・災害時にアスベスト飛散の有無を確認するための調査体制を構築する必要がある。

#### （ソ）地域コミュニティ力の強化／『関係各課』（再掲）

・大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講ずることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の変化などにより、今後、その維持が困難となることが懸念されることから、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの再生・強化を図る必要がある。

・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取組を進め、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする必要がある。

・地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現に向けて、地域の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮を図る必要がある。

・災害が起きた時の対応力を向上させるためには、必要なコミュニティ力を向上させる必要がある。

・ハザードマップ・防災訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を促進する必要がある。

#### （タ）応急仮設住宅の早期提供・運営／『総務課、建設課、各種用地管理担当課』

・応急仮設住宅を迅速かつ適切に供給するためのマニュアルが未整備であるため、県が作成するマニュアルに基づき策定しておく必要がある。

### ③ 保健・医療・福祉

#### （ア）住宅・建築物等の耐震化／『総務課、建設課、介護福祉課、教育委員会事務局』

（再掲）

・町内の建築物の耐震化率は、住宅が75.6％（H28）、多数の者が利用する建築物が100％（H28）となっている。住宅については、耐震化を一層促進する必要がある。多数の者が利用する建築物については、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

・学校施設（耐震化率100％）については、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

・病院、社会福祉施設についても同様に、建物の耐震化はもとより、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

#### （イ）避難誘導体制の整備／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』（再掲）

・避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の実施、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を進める必要がある。

・防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する町民の理解を得るための取組を推進する必要がある。

#### （ウ）支援物資の供給に係る連携体制等の整備／『総務課、健康子育て課、産業観光課』

・災害時における民間事業者からの物資や医薬品等の調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、防災訓練等を通じて、連携体制の強化を図る必要がある。

#### （エ）災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備／『住民課』

・「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、災害ボランティアの受入体制の構築による、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する必要がある。

#### （オ）病院、社会福祉施設の耐震化／『健康子育て課、介護福祉課』

・病院、社会福祉施設は、利用者の安全確保はもちろん、災害時に救護用施設や避難場所として利用されることもあることから、一層の耐震化が必要であるとともに、非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

#### （カ）福祉避難所の周知／『総務課』

・災害時に要配慮者へ必要な支援がなされるよう、あらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知する必要がある。

#### （キ）感染症対策／『健康子育て課、総務課』

・災害時における感染症の発生防止のためには、平時から予防接種や必要に応じた消毒・害虫駆除を実施しておく必要がある。

・予防接種については、接種率の向上に向けた普及啓発等により一層努めていく必要がある。

・避難所など、平常時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要がある。

・感染症の集団発生により、医療救護班や医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策（発生予防・拡大防止等）を実施するとともに、研修会や訓練などを通じ、保健活動、疫学調査、医療救護などとの連携体制を構築する必要がある。

#### （ク）健康管理等に関する情報提供体制の充実／『健康子育て課、介護福祉課』

・町民自らが、災害時においても健康を維持管理できるよう各種情報の提供を図る必要がある。

#### （ケ）被災地での衛生環境保全体制等の充実／『健康子育て課、介護福祉課』

・被災地や避難所等における感染症や食中毒等の発生・拡大を防止するための体制の充実が必要である。

#### （コ）要配慮者の支援／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』

・避難行動要支援者名簿の充実とともに、名簿情報に基づく具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定に取り組む必要がある。

・日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、災害時の外国人住民支援体制を充実強化する必要がある。

### ④ 情報・通信

#### （ア）地域防災力の向上／『総務課』（再掲）

・町民が安全に避難するため、各家庭等における家具類の転倒・落下・移動防止対策等の災害対策を実施するよう、働きかけていく必要がある。

・消防団の機能強化や自主防災組織の活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

#### （イ）防災教育の推進、防災意識の啓発／『総務課、教育委員会事務局』（再掲）

・児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけではなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、学校における防災教育を推進する必要がある。

・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが望ましいことから、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る必要がある。

#### （ウ）洪水からの住民避難を促す河川情報の提供／『総務課』

・住民避難に資する情報提供について、水位周知河川以外の河川についても水害リスクを把握し、水害リスクの高い河川については、河川情報を迅速に提供していく必要がある。

・河川監視カメラの監視画像や水位雨量情報を分かりやすく周知できるよう、ホームページやスマートフォン等による公開を進めるなど、住民の主体的な避難行動を促すような情報提供を進めていく必要がある。

・浸水想定区域における避難確保措置を講ずる必要がある。

#### （エ）避難指示等の発令体制の整備／『総務課』（再掲）

・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、気象情報や河川水位等を活用した避難指示等の具体的な発令基準に基づき、適時適切に避難指示等が発令できる体制を整備しておく必要がある。

#### （オ）孤立のおそれのある集落との通信手段の確保／『総務課』（再掲）

・孤立のおそれのある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて、確実な通信手段を確保しておく必要がある。

#### （カ）ヘリコプター離着陸可能場所の確保／『総務課』（再掲）

・孤立のおそれのある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所を確保しておく必要がある。

#### （キ）帰宅困難者対策の普及・啓発／『総務課、企画財政課』

・大規模災害時には、帰宅困難者等の発生が予想されるため、一時滞在施設の確保や交通情報の発信等の帰宅困難者対策が必要である。

#### （ク）健康管理等に関する情報提供体制の充実／『健康子育て課、介護福祉課』（再掲）

・町民自らが、災害時においても健康を維持管理できるよう各種情報の提供を図る必要がある。

#### （ケ）通信機器の充実と発信手段の多様化／『総務課、企画財政課』（再掲）

・大規模災害時には、通信機器の破損や不測の事態の発生により、通信環境の麻痺や機能停止、テレビやラジオ放送の中断などが想定されることから、通信手段の充実と発信手段の多様化を図る必要がある。

#### （コ）長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持

#### ／『総務課、企画財政課』（再掲）

・災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎非常電源設備の燃料の確保方策について検討する必要がある。

・大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信するため、災害発生時における非常通信を確保しておく必要がある。

#### （サ）住民等への情報伝達／『総務課』（再掲）

・住民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、町防災行政無線のデジタル化（令和４年度に全体完成予定）、Ｌアラート（災害情報共有システム）の適切な運用、ホームページ、ＳＮＳ（LINE、Facebook、Twitter等）など、情報発信の多様化を図る必要がある。

### ⑤ 産業（農林・商工・観光）・金融

#### （ア）支援物資の供給に係る連携体制等の整備／『総務課、健康子育て課、産業観光課』

#### （再掲）

・災害時における民間事業者からの物資や医薬品等の調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、防災訓練等を通じて、連携体制の強化を図る必要がある。

#### （イ）緊急車両、病院等に供給する燃料の確保／『総務課』

・災害時における救助・救急等にあたる緊急車両や病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。

・広域からの物資等の支援や各種援助のための緊急車両に対しても、ガソリン等の燃料の優先供給を推進するため、町内各給油所及び関係機関へ周知を図る必要がある。

#### （ウ）観光地の防災対策／『産業観光課』

・観光事業者や観光関係団体等と連携し、主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための課題の検討を行う必要がある。

#### （エ）家畜防疫／『産業観光課』

・大規模災害の発生により、多数の家畜が死亡して死体が放置された場合、家畜の伝染病がまん延する可能性があるため、多数の死亡家畜死体処理措置の体制を整備しておく必要がある。

#### （オ）企業の事業継続計画（ＢＣＰ）策定の促進／『産業観光課』

・大規模災害等が発生した場合でも、速やかに事業を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）策定は、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業にとって重要かつ喫緊の課題であることから、個別策定支援やワークショップによる策定支援などにより、中小企業のＢＣＰ策定を促進し、危機管理能力の向上など、企業の事業継続力を強化する必要がある。

#### （カ）人材育成を通じた農業経営の体質強化／『産業観光課』

・大規模災害からの速やかな営農再開には、高度な技術を有する活力ある農業者が必要となることから、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要がある。

#### （キ）事業者への金融支援／『産業観光課』

・被災中小企業や農林業者の経営を支援するための制度融資は災害復旧に対応できる制度となっているが、災害規模等に応じて、金利引下げや要件緩和、新制度の創設等による柔軟な対応が必要である。

・金融機関や関係団体等との連携を密にし、事業者が必要とする情報を提供する必要がある。

#### （ク）エネルギー供給体制の整備／『総務課、産業観光課』

・エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・ＬＰガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を促進する必要がある。

#### （ケ）農業生産基盤の整備／『産業観光課、建設課』

・老朽化が進行する農業水利施設の適切な機能の維持・発揮並びに安定した農業用水を確保するため、各施設の計画に基づく適時・適切な保全対策を進め、農業用水の安定供給を図る必要がある。

・農業水利施設は、地域状況や施設規模に応じた耐震性能を確認し、耐震化へ向けた取り組みを推進する必要がある。また、周辺環境の変化に対応した対象施設の見直しも必要である。

・農産物の生産性向上と安定供給を可能とする総合的な農業生産基盤整備を地域状況や営農計画に基づき計画的に推進する必要がある。

#### （コ）被災農地等の早期復旧支援／『産業観光課、建設課』

・大規模災害により、農地や水路、ため池等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼすおそれがあるため、早期復旧に向けた体制整備について推進する必要がある。

#### （サ）再生可能エネルギーの導入促進／『住民課、企画財政課』

・非常時にも最低限のエネルギーを確保できるよう、地域の防災拠点等への再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、自立分散型エネルギーの整備を促進していく必要がある。

・電力系統の接続制限の解消に向け、国及び電気事業者による電力系統の増強対策が着実に行われるよう、県と連携して情報把握に努める必要がある。

#### （シ）農林業の担い手の確保・育成／『産業観光課』

・農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の人材育成を行うとともに、農業経営の法人化や担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する必要がある。また、新規就農者の確保や農外からの企業参入を促進する必要がある。

・林業において、森林整備における公益的機能や県産材の安定的な生産供給体制を確保するため、林業従事者の技術向上、雇用環境の改善、労働安全対策等とともに新規就業者の確保・育成に取り組む必要がある。

#### （ス）建設業の担い手の確保・育成／『産業観光課』

・建設業の担い手を確保・育成するため、県が取り組んでいる産官学連携会議を通じた「インターンシッププログラム」や「資格取得支援」などによる建設業の担い手対策を促進する必要がある。

#### （セ）道路施設等の応急復旧体制の整備／『建設課』

・災害発生時において、迅速な救助・救急、復旧・復興を図るためには、早期の緊急通行車両の通行確保が重要となることから、県と連携して道路啓開体制を確立する必要がある。

・大雪時に備え、県と連携して、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する必要がある。

・河川施設の応急復旧を迅速に行える体制を整備するとともに、必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行える体制を構築する必要がある。

#### （ソ）生活再建や事業再建等の支援対策の充実／『関係各課』

・町民の生活再建や町内事業者による雇用維持等を支援するための体制の充実が必要である。

### ⑥ 交通・物流

#### （ア）緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化／『建設課』（再掲）

・大規模地震により倒壊した建築物が緊急輸送道路を閉塞し、迅速かつ円滑な避難や救助・救命活動、緊急物資の輸送等に影響が生じることが懸念されるため、沿道建築物の耐震診断義務付け路線を指定し、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

・町内の緊急輸送道路（H30.3）

主要地方道：前橋伊香保線、高崎渋川線、高崎安中渋川線

町道：小倉陣場線

#### （イ）道路施設、都市公園、町営住宅の老朽化対策

#### ／『建設課、産業観光課、教育委員会事務局』（再掲）

・建設から長期間が経過した施設は、老朽化が進行していることから、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により、良好な状態に保持する必要がある。

・老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

#### （ウ）緊急輸送道路等の確保／『建設課』

・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

#### （エ）大規模災害時における広域連携／『総務課』（再掲）

・町は、隣接市町村等との相互応援協定の締結に努めているが、大規模災害時における迅速かつ円滑な応急体制の確立のため、遠方の市町村との協定締結も検討する必要がある。

・広域連携による応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援計画を策定する必要がある。

・大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等の迅速化が重要であることから、緊急輸送活動体制を確立しておく必要がある。

#### （オ）「道の駅」の防災拠点化／『産業観光課、総務課』

・「道の駅」は、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、県と「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を締結しており、充実強化を図っていく必要がある。

#### （カ）孤立集落アクセスルートの確保／『産業観光課、建設課』

・土砂崩落などの災害や大雪等による道路の寸断により、孤立のおそれのある集落を結ぶ路線の防災対策等を推進する必要がある。

#### （キ）除雪体制等の整備／『建設課』

・大雪時においては、雪崩、路面凍結等により、利用者の安全な道路通行が困難になることが懸念されるため、除雪体制の確保、長寿命化計画及び維持修繕計画に基づく、計画的な点検・調査、維持補修や更新を実施する必要がある。

#### （ク）防災情報の迅速な提供／『総務課』

・関係機関や町民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、土砂災害警戒情報や道路の被災状況、交通規制状況、河川水位情報等の防災情報の迅速な提供を行う必要がある。

#### （ケ）発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備／『建設課』

・緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる、幹線道路の整備促進を図る必要がある。

・災害発生時に人員や物資などの緊急輸送にかかる交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路と連絡する道路、橋梁等の耐震対策、道路構造の強化に取り組む必要がある。

#### （コ）輸送機関相互の連携・代替性の確保／『総務課』

・通勤・通学流動をみると、前橋市をはじめとする周辺都市への流出が多く、周辺都市への公共交通による移動手段の確保が大きな課題となっている。

・公共交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討しておく必要がある。

#### （サ）道路交通ネットワークの強化／『総務課、建設課』

・大規模災害時において、円滑かつ迅速な救急・救命活動や緊急物資の輸送を図るため、道路交通ネットワークの強化を図る必要がある。

#### （シ）路線バスの災害時の体制整備／『総務課』

・バス事業者については、災害時における独自の危機管理体制整備が難しいため、発災時における路線バス利用者の安全確保及び救援物資等の大量輸送が困難になることが懸念されることから、バス事業者に対し、車両や従業員の確保等の支援を行う必要がある。

・町内には、路線バスがバス事業者４社で運行されている６本のバス路線とショッピングセンターの巡回バス１路線があるが、利用客は減少している。

#### （ス）道路施設等の応急復旧体制の整備／『建設課』（再掲）

・災害発生時において、迅速な救助・救急、復旧・復興を図るためには、早期の緊急通行車両の通行確保が重要となることから、県と連携して道路啓開体制を確立する必要がある。

・大雪時に備え、県と連携して、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する必要がある。

・河川施設の応急復旧を迅速に行える体制を整備するとともに、必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行える体制を構築する必要がある。

### ⑦ 環境・エネルギー

#### （ア）水道施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』（再掲）

・上水道については、浄水施設と配水施設があり、老朽化が見受けられる施設もあることから、老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。

#### （イ）応急給水体制等の整備／『上下水道課』（再掲）

・災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める必要がある。

#### （ウ）緊急車両、病院等に供給する燃料の確保／『総務課』（再掲）

・災害時における救助・救急等にあたる緊急車両や病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。

・広域からの物資等の支援や各種援助のための緊急車両に対しても、ガソリン等の燃料の優先供給を推進するため、町内各給油所及び関係機関へ周知を図る必要がある。

#### （エ）汚水処理施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』（再掲）

・公共下水道や農業集落排水などの汚水処理施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行しており、計画的な維持補修が必要となる。

・農業集落排水施設は、施設の長寿命化の方針を示した最適整備構想の策定及び計画的な改築更新や大規模災害時においての十分な機能が維持できるような状態を確保する必要がある。

・老朽化した単独浄化槽の合併浄化槽への転換を進める必要がある。

#### （オ）事業継続計画（下水道ＢＣＰ）の策定・見直し、更新／『上下水道課』（再掲）

・大規模災害時における下水道事業を継続するため、下水道ＢＣＰの策定、また、台風などの水害を考慮した見直し及びＰＤＣＡサイクルに基づく継続的な更新を推進する必要がある。

#### （カ）再生可能エネルギーの導入促進／『住民課、企画財政課』（再掲）

・非常時にも最低限のエネルギーを確保できるよう、地域の防災拠点等への再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、自立分散型エネルギーの整備を促進していく必要がある。

・電力系統の接続制限の解消に向け、国及び電気事業者による電力系統の増強対策が着実に行われるよう、県と連携して情報把握に努める必要がある。

#### （キ）災害廃棄物処理対策の推進／『住民課』

・「群馬県災害廃棄物処理計画（H29．3）」と整合を図りながら、町内における災害廃棄物の発生量の種類別の推計量に基づき、適正かつ迅速かつ円滑な処理のための方針である「吉岡町災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。

・平常時から、国・県・県内市町村・民間事業者等との相互支援体制の構築を図る必要がある。

#### （ク）石綿（アスベスト）飛散防止対策／『住民課』

・災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあるため、環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版・H29.9）」に基づく適切な解体作業方法等を広く周知する必要がある。

・災害時にアスベスト飛散の有無を確認するための調査体制を構築する必要がある。

### ⑧ 土地利用（国土保全）

#### （ア）緊急輸送道路等の確保／『建設課』（再掲）

・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

#### （イ）治水施設の整備・機能保全／『建設課』

・洪水等による浸水被害が発生しないよう、浸水想定区域等において、引き続き河川整備を進めていく必要がある。

・河道閉塞や堤防・護岸の損傷等により、浸水被害が拡大するおそれがあるため、洪水時に河川の機能が最大限発揮できるよう、引き続き堆積土の除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策を着実に進める必要がある。

#### （ウ）治水施設の老朽化対策／『建設課』

・河川構造物（排水機場、水門等）は、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により、施設を良好な状態に保持する必要がある。

・老朽化対策にあたっては、町民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

#### （エ）洪水からの住民避難を促す河川情報の提供／『総務課』

・住民避難に資する情報提供について、水位周知河川以外の河川についても水害リスクを把握し、水害リスクの高い河川については、河川情報を迅速に提供していく必要がある。

・河川監視カメラの監視画像や水位雨量情報を分かりやすく周知できるよう、ホームページやスマートフォン等による公開を進めるなど、住民の主体的な避難行動を促すような情報提供を進めていく必要がある。

・浸水想定区域における避難確保措置を講ずる必要がある。

#### （オ）浸水の早期解消／『建設課』

・河川施設の応急復旧を迅速に行うことができる体制を整備するとともに、必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行うことができる体制を構築する必要がある。

#### （カ）治山施設等の整備・機能維持／『産業観光課』

・山林の荒廃が目立ち、下流への災害にも大きく影響することから、予防対策を行う必要がある。

#### （キ）森林の整備／『産業観光課、総務課』

・森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備を推進する必要がある。

#### （ク）土砂災害の拡大防止／『総務課』

・土砂災害が発生するおそれがある箇所においては、被害の発生する可能性が高くなることから対策が必要である。

#### （ケ）山地防災情報の周知／『産業観光課』

・地域住民の適時・適切な避難行動を支援するため、山地災害危険地区の周知とともに、県による山地防災情報の周知にも取り組む必要がある。

#### （コ）防災情報の迅速な提供／『総務課』（再掲）

・関係機関や町民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、土砂災害警戒情報や道路の被災状況、交通規制状況、河川水位情報等の防災情報の迅速な提供を行う必要がある。

#### （サ）農業生産基盤の整備／『産業観光課、建設課』（再掲）

・老朽化が進行する農業水利施設の適切な機能の維持・発揮並びに安定した農業用水を確保するため、各施設の計画に基づく適時・適切な保全対策を進め、農業用水の安定供給を図る必要がある。

・農業水利施設は、地域状況や施設規模に応じた耐震性能を確認し、耐震化へ向けた取り組みを推進する必要がある。また、周辺環境の変化に対応した対象施設の見直しも必要である。

・農産物の生産性向上と安定供給を可能とする総合的な農業生産基盤整備を地域状況や営農計画に基づき計画的に推進する必要がある。

#### （シ）被災農地等の早期復旧支援／『産業観光課、建設課』（再掲）

・大規模災害により、農地や水路、ため池等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼすおそれがあるため、早期復旧に向けた体制整備について推進する必要がある。

#### （ス）ため池の防災対策／『建設課』

・地震等の災害によるため池の損壊を防止･軽減するため、特に、「防災重点ため池」と位置づけられた６箇所（町所有３箇所、県所有２箇所、明治用水土地改良区所有１箇所）については、施設及び水位等の維持管理や調整に努める必要がある。

#### （セ）総合的な治水・土砂災害対策／『産業観光課、建設課』

・出水や土砂流出等が発生し、大きな被害が発生するおそれがあることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める必要がある。

#### （ソ）治水施設の機能保全・老朽化対策／『建設課』

・河道閉塞や堤防・護岸の損傷等により、浸水被害が拡大するおそれがあるため、洪水時に河川の機能が最大限発揮できるよう、引き続き堆積土除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策を着実に進める必要がある。

#### （タ）治山施設の機能維持／『産業観光課』

・治山施設、地すべり防止施設の老朽化に伴い山地災害の防止機能が低下するおそれがあるため、施設の点検、補修による長寿命化対策に取り組む必要がある。

・河川構造物（排水機場、水門等）は、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により施設を良好な状態に保持する必要がある。

#### （チ）耕作放棄地の発生抑制と再生支援／『産業観光課』

・農業就業人口の高齢化と減少に伴い、耕作放棄地の増加や農業後継者不足が深刻化していることから、担い手の確保とともに、農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進める必要がある。

・農地所有者の利用意向等を踏まえ、（公財）群馬県農業公社（農地中間管理機構）等と連携しながら、荒廃農地の発生防止と解消を図る必要がある。

#### （ツ）農地、農業用施設の維持・保全／『産業観光課、建設課』

・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取組を進め、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする必要がある。

・地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現に向けて、地域の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮を図る必要がある。

#### （テ）治山対策の実施／『産業観光課』

・本町の山林原野地帯の土壌は砂れき質のため、山林の荒廃が目立ち、下流への災害にも大きく影響している。

#### （ト）火山災害対策／『総務課、産業観光課、建設課』

・火山情報の発信などのソフト対策、退避壕や砂防・治山施設等の整備、火山情報の伝達設備の充実などのハード対策の検討には、火山ごとに解決すべき多くの課題と調整事項があり、かなりの時間を要する。

#### （ナ）土砂災害の拡大防止／『総務課』

・本町は、西から東へ向かっての丘陵地を呈しており、洪水時の土砂の流出は、かなりの量になることが予想されるため、砂防施設の堰堤、床固め等の整備が必要である。

#### （ニ）地域コミュニティ力の強化／『関係各課』（再掲）

・大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講ずることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の変化などにより、今後、その維持が困難となることが懸念されることから、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの再生・強化を図る必要がある。

・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取組を進め、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする必要がある。

・地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現に向けて、地域の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮を図る必要がある。

・災害が起きた時の対応力を向上させるためには、必要なコミュニティ力を向上させる必要がある。

・ハザードマップ・防災訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を促進する必要がある。

#### （ヌ）地籍調査の推進／『建設課』

・大規模災害時の住宅や道路などの基幹インフラの復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するためには、被災前の段階において、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地境界等を明確にしておく必要がある。

## ２　横断的分野の脆弱性評価

### ⑨ リスクコミュニケーション

#### （ア）住宅・建築物等の耐震化／『総務課、建設課、介護福祉課、教育委員会事務局』

#### （再掲）

・町内の建築物の耐震化率は、住宅が75.6％（H28）、多数の者が利用する建築物が100％（H28）となっている。住宅については、耐震化を一層促進する必要がある。多数の者が利用する建築物については、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

・学校施設（耐震化率100％）については、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

・病院、社会福祉施設についても同様に、建物の耐震化はもとより、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

#### （イ）避難誘導体制の整備／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』（再掲）

・避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の実施、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を進める必要がある。

・防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する町民の理解を得るための取組を推進する必要がある。

#### （ウ）地域防災力の向上／『総務課』（再掲）

・町民が安全に避難するため、各家庭等における家具類の転倒・落下・移動防止対策等の災害対策を実施するよう、働きかけていく必要がある。

・消防団の機能強化や自主防災組織の活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

#### （エ）防災教育の推進、防災意識の啓発／『総務課、教育委員会事務局』（再掲）

・児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけではなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、学校における防災教育を推進する必要がある。

・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが望ましいことから、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る必要がある。

#### （オ）防災訓練の充実／『関係課等』（再掲）

・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの町民等の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

#### （カ）地域コミュニティ力の強化／『関係各課』（再掲）

・大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講ずることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の変化などにより、今後、その維持が困難となることが懸念されることから、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの再生・強化を図る必要がある。

・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取組を進め、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする必要がある。

・地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現に向けて、地域の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮を図る必要がある。

・災害が起きた時の対応力を向上させるためには、必要なコミュニティ力を向上させる必要がある。

・ハザードマップ・防災訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を促進する必要がある。

#### （キ）自主防災組織の充実・活性化／『総務課』（再掲）

・災害による被害を最小限にとどめるためには、地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織は、役員の高齢化、指導者や訓練ノウハウの不足などから活動にばらつきが見られることから、引き続き自主防災組織の充実・活性化を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

#### （ク）風評被害等の防止に向けた正確な情報発信／『関係各課』

・災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

### ⑩ 人材育成

#### （ア）被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備／『建設課』（再掲）

・地震によって広範囲にわたって宅地や建築物が被災した場合、これらの崩壊等による二次災害の発生が懸念される。被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、継続使用可否を迅速に判断することは、住民の安全確保など、建築物による二次災害を防止するために不可欠であるため、被災した住宅・建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定の体制整備、判定士の育成を図る必要がある。

#### （イ）地域防災力の向上／『総務課』（再掲）

・町民が安全に避難するため、各家庭等における家具類の転倒・落下・移動防止対策等の災害対策を実施するよう、働きかけていく必要がある。

・消防団の機能強化や自主防災組織の活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

#### （ウ）災害対応力の強化／『総務課、建設課』（再掲）

・消防団は、少子高齢化や社会環境等の変化に伴い団員数の不足が懸念されることから、今後も団員確保対策をはじめとした、体制・装備・訓練の充実強化が必要である。

・自主防災組織の充実強化、災害対応の中核となる人材の継続的な育成も推進する必要がある。

・道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。

#### （エ）防災訓練の充実／『関係課等』（再掲）

・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの町民等の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

#### （オ）人材育成を通じた農業経営の体質強化／『産業観光課』（再掲）

・大規模災害からの速やかな営農再開には、高度な技術を有する活力ある農業者が必要となることから、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要がある。

#### （カ）農林業の担い手の確保・育成／『産業観光課』（再掲）

・農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の人材育成を行うとともに、農業経営の法人化や担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する必要がある。また、新規就農者の確保や農外からの企業参入を促進する必要がある。

・林業において、森林整備における公益的機能や県産材の安定的な生産供給体制を確保するため、林業従事者の技術向上、雇用環境の改善、労働安全対策等とともに新規就業者の確保・育成に取り組む必要がある。

#### （キ）建設業の担い手の確保・育成／『産業観光課』（再掲）

・建設業の担い手を確保・育成するため、県が取り組んでいる産官学連携会議を通じた「インターンシッププログラム」や「資格取得支援」などによる建設業の担い手対策を促進する必要がある。

#### （ク）自主防災組織の充実・活性化／『総務課』（再掲）

・災害による被害を最小限にとどめるためには、地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織は、役員の高齢化、指導者や訓練ノウハウの不足などから活動にばらつきが見られることから、引き続き自主防災組織の充実・活性化を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

### ⑪ 官民連携

#### （ア）住宅・建築物等の耐震化／『総務課、建設課、介護福祉課、教育委員会事務局』

#### （再掲）

・町内の建築物の耐震化率は、住宅が75.6％（H28）、多数の者が利用する建築物が100％（H28）となっている。住宅については、耐震化を一層促進する必要がある。多数の者が利用する建築物については、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

・学校施設（耐震化率100％）については、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

・病院、社会福祉施設についても同様に、建物の耐震化はもとより、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

#### （イ）災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備／『住民課』（再掲）

・「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、災害ボランティアの受入体制の構築による、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する必要がある。

#### （ウ）帰宅困難者対策の普及・啓発／『総務課、企画財政課』（再掲）

・大規模災害時には、帰宅困難者等の発生が予想されるため、一時滞在施設の確保や交通情報の発信等の帰宅困難者対策が必要である。

#### （エ）観光地の防災対策／『産業観光課』（再掲）

・観光事業者や観光関係団体等と連携し、主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための課題の検討を行う必要がある。

#### （オ）防災訓練の充実／『関係課等』（再掲）

・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの町民等の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

#### （カ）生活再建や事業再建等の支援対策の充実／『関係各課』（再掲）

・町民の生活再建や町内事業者による雇用維持等を支援するための体制の充実が必要である。

### ⑫ 老朽化対策

#### （ア）道路施設、都市公園、町営住宅の老朽化対策

#### ／『建設課、産業観光課、教育委員会事務局』（再掲）

・建設から長期間が経過した施設は、老朽化が進行していることから、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により、良好な状態に保持する必要がある。

・老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

#### （イ）治水施設の老朽化対策／『建設課』（再掲）

・河川構造物（排水機場、水門等）は、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により、施設を良好な状態に保持する必要がある。

・老朽化対策にあたっては、町民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

#### （ウ）水道施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』（再掲）

・上水道については、浄水施設と配水施設があり、老朽化が見受けられる施設もあることから、老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。

#### （エ）汚水処理施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』（再掲）

・公共下水道や農業集落排水などの汚水処理施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行しており、計画的な維持補修が必要となる。

・農業集落排水施設は、施設の長寿命化の方針を示した最適整備構想の策定及び計画的な改築更新や大規模災害時においての十分な機能が維持できるような状態を確保する必要がある。

・老朽化した単独浄化槽の合併浄化槽への転換を進める必要がある。

#### （オ）公共施設等の効果的・効率的な管理運営／『関係各課』（再掲）

・公共建築物については、現状の施設をそのまま保有することを前提とした場合、いずれ施設の老朽化に伴う集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念され、このことは、今後の公債費や維持管理経費の負担はもとより、中長期にわたる財政負担増大の要因となる。

#### （カ）発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備／『建設課』（再掲）

・緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる、幹線道路の整備促進を図る必要がある。

・災害発生時に人員や物資などの緊急輸送にかかる交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路と連絡する道路、橋梁等の耐震対策、道路構造の強化に取り組む必要がある。

#### （キ）治水施設の機能保全・老朽化対策／『建設課』（再掲）

・河道閉塞や堤防・護岸の損傷等により、浸水被害が拡大するおそれがあるため、洪水時に河川の機能が最大限発揮できるよう、引き続き堆積土除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策を着実に進める必要がある。

#### （ク）治山施設の機能維持／『産業観光課』（再掲）

・治山施設、地すべり防止施設の老朽化に伴い山地災害の防止機能が低下するおそれがあるため、施設の点検、補修による長寿命化対策に取り組む必要がある。

・河川構造物（排水機場、水門等）は、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により施設を良好な状態に保持する必要がある。

# 【資料４】リスクシナリオごとの推進方針

## １　直接死を最大限防ぐ

### １－１　住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

#### ①　住宅・建築物等の耐震化／『総務課、建設課、介護福祉課、教育委員会事務局』

・県に設置している相談窓口等において、住民からの耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実や各種相談等を受け付ける相談窓口の利用を促進する。

・工事費用・生活スタイル等の理由により一度に耐震改修工事を実施することができない住宅について、二度に分けて耐震改修工事を行う段階改修を推奨し、助成制度を検討する。また、段階改修を行うことで減災化の促進にも繋がるため、町民への周知に努める。

#### ②　空き家対策／『建設課』

・老朽化により倒壊のおそれのある空き家（昭和56年以前に建てられた新耐震基準に適応していない住宅含む。）の除却を促進する。

・空家等所有者等と入居希望者のマッチングを行うための「空き家バンク」の制度を活用し、利活用の促進を図る。

#### ③　緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化／『建設課』

・地震により倒壊した建築物が緊急輸送道路を閉塞しないよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、地震発生時に通行を確保する町内４路線（前橋伊香保線、高崎渋川線、高崎安中渋川線、小倉陣場線）の沿道建築物については耐震診断を義務付け、耐震化を促進する。

#### ④　市街地の整備／『建設課』

・迅速な避難活動や応急活動の実施、避難路の確保及び火災の延焼拡大防止のため、国や県と連携し、狭あいな幹線街路の拡幅や歩道の整備、緊急輸送道路、避難路となる街路の整備や無電柱化等を推進する。

・総合計画や都市計画マスタープラン等で定める土地利用計画に基づき、計画的なまちづくりを推進する。

・現在、継続・事業中の幹線道路の整備を促進するとともに、都市計画道路の見直しを図り、漆原総社線等の整備を検討する。

・南北を結ぶ広域的幹線道路では整備が進んでいるが、東西を結ぶ路線では未整備区間が多いことから、今後も計画的な整備を推進する。

・前橋伊香保線（吉岡バイパス）及び南新井前橋線バイパスの沿道エリアは、市街地の無秩序な拡大や土地利用の混在による住環境の悪化を招くおそれがあることから、その規模や種類に一定の規制を設けることについて検討する。

#### ⑤　都市公園等の整備／『建設課、教育委員会事務局』

・八幡山グラウンドについては、都市公園の位置づけを視野に拡張整備を検討する。

・自家用発電機や災害用トイレの整備など、都市公園の防災機能の強化に必要な対策を進める。

#### ⑥　道路施設、都市公園、町営住宅の老朽化対策／『建設課、産業観光課、教育委員会事務局』

・日常的な自治会からの報告や道路パトロールにより、緊急度の高い道路危険箇所の速やかな補修を実施し、安全確保に努める。また、個別施設計画の策定による計画的な長寿命化について検討を進めるとともに、交通需要に応じた未舗装道路の改良など、インフラストックの最適化に努める。

・橋梁は、基本的な点検として、５年のサイクルで全橋梁の定期点検を実施しており、当該点検を継続して実施する。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を行い、長寿命化を図る。

・船尾自然公園（広場）、船尾自然公園（結婚の森）、漆原地区農村公園（天神東公園）は、老朽化度が100％を超えているため、施設利用の安全性の確保を第一としつつ、利用状況と照らし合わせながら必要な箇所の修繕・改修作業を検討する。

・北下団地は、構造上耐震化が困難なことから、現入居者の退去が済み次第取り壊しを行う。また、本宿団地は定期点検等の結果に基づき修繕を実施する。

#### ⑦　緊急輸送道路等の確保／『建設課』

・救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保する。また、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

#### ⑧　避難誘導体制の整備／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』

・避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の実施、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を推進する。

・防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する町民の理解を得るための取組を推進する。

#### ⑨　被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備／『建設課』

・建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、被災した住宅・建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定士について、連絡体制の構築、模擬訓練の実施による体制の整備、講習会の開催による新たな判定士の育成を図る。

#### ⑩　地域防災力の向上／『総務課』

・住民自らが安全に避難する際に重要となる家具類の転倒・落下・移動防止対策や住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等の火災対策について、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、県と連携して防災対策のさらなる推進を図る。

・新規訓練の導入や防災力の向上による消防団の充実強化やぐんま地域防災アドバイザーの活用等により、自主防災組織の充実、活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。

・地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

#### ⑪　防災教育の推進、防災意識の啓発／『総務課、教育委員会事務局』

・各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進する。

・町広報紙や印刷物、展示、講習会等による広報のほか、定期的な防災訓練や巡回指導、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立等、防災知識と防災意識の高揚に努める。

### １－２　住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

#### ①　地域消防力の強化／『総務課』

・防火水槽や消火栓の適正配置、老朽施設の改修や改善、消防自動車や消防資機材の計画的な整備・更新、昼間に活動できる消防団員の確保や団員の知識・技術の向上、女性防火クラブや自主防災組織などの活性化による消防団との連携、消火活動への協力などにより、初期消火体制の充実を推進する。

#### ②　市街地の整備／『建設課』（1-1より一部再掲）

・迅速な避難活動や応急活動の実施、避難路の確保及び火災の延焼拡大防止のため、国や県と連携し、狭あいな幹線街路の拡幅や歩道の整備、緊急輸送道路、避難路となる街路の整備や無電柱化等を推進する。

#### ③　地域防災力の向上／『総務課』（1-1より再掲）

・住民自らが安全に避難する際に重要となる家具類の転倒・落下・移動防止対策や住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等の火災対策について、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、県と連携して防災対策のさらなる推進を図る。

・新規訓練の導入や防災力の向上による消防団の充実強化やぐんま地域防災アドバイザーの活用等により、自主防災組織の充実、活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。

・地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

#### ④　空き家対策／『建設課』（1-1より再掲）

・老朽化により倒壊のおそれのある空き家（昭和56年以前に建てられた新耐震基準に適応していない住宅含む）の除却を促進する。

・空家等所有者等と入居希望者のマッチングを行うための「空き家バンク」の制度を活用し、利活用の促進を図る。

### １－３　突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

#### ①　治水施設の整備・機能保全／『建設課』

・浸水被害が発生しないよう、県と連携・協力して、洪水により氾濫が想定される区域において、引き続き河道拡幅・築堤・調節池整備等の河川改修を進める。

・町内を横断する河川については、水底の堆積土を除去し有効断面の維持に努め、常に流水の円滑化を図るように留意する。特に被害の多い河川については、関係機関と協議し、治水及び砂防に万全を期する。

#### ②　治水施設の老朽化対策／『建設課』

・河川構造物（排水機場、水門等）を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、県と連携・協力して、老朽化対策を推進する。

・老朽化対策にあたっては、町民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

#### ③　洪水からの住民避難を促す河川情報の提供／『総務課』

・利根川下流の指定区間について、洪水ハザードマップを活用し、河川の氾濫により想定される浸水区域や洪水時避難場所の位置、緊急連絡先や情報伝達経路などを住民等に対し周知徹底する。

・避難所その他避難確保のため必要な事項を、広報、洪水ハザードマップ等により住民へ周知する。

#### ④　浸水の早期解消／『建設課』

・河川施設の応急復旧を迅速に行うことができる体制を整備するとともに、必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行うことができる体制を構築する。

#### ⑤　避難指示等の発令体制の整備／『総務課』

・避難指示等の発令基準に基づき、適時適切に避難指示等が発令できるよう、県の助言等を踏まえつつ、発令体制の整備を図る。

#### ⑥　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保する。また、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

#### ⑦　避難誘導体制の整備／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』（1-1より再掲）

・避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の実施、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を推進する。

・防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する町民の理解を得るための取組を推進する。

#### ⑧　地域防災力の向上／『総務課』（1-1より再掲）

・住民自らが安全に避難する際に重要となる家具類の転倒・落下・移動防止対策や住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等の火災対策について、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、県と連携して防災対策のさらなる推進を図る。

・新規訓練の導入や防災力の向上による消防団の充実強化やぐんま地域防災アドバイザーの活用等により、自主防災組織の充実、活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。

・地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

#### ⑨　防災教育の推進、防災意識の啓発／『総務課、教育委員会事務局』（1-1より再掲）

・各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進する。

・町広報紙や印刷物、展示、講習会等による広報のほか、定期的な防災訓練や巡回指導、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立等、防災知識と防災意識の高揚に努める。

### １－４　大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

#### ①　治山施設等の整備・機能維持／『産業観光課』

・土石流、山崩れ及びがけ崩れによる災害を防止するため、随時危険箇所の調査を行い、関係機関の協力を得て予防対策を実施する。

#### ②　森林の整備／『産業観光課、総務課』

・森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、関係機関と調整しながら、森林の保全・育成に努める。

・水源かん養、土砂災害や水害の防止など、森林の多様な公益的機能を維持するため、保安林をはじめ森林の保全を図る。

・災害の事前防止や被害の軽減につながるよう、大規模盛土造成地に関する情報提供に努める。

#### ③　土砂災害の拡大防止／『総務課』

・発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、県と連携して土砂災害危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保する。

・地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

#### ④　土砂災害からの住民避難を促す情報の提供／『総務課』

・がけ崩れ災害等の発生するおそれがある場合又は危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な住民に対する避難指示又は交通止め等を行うことができるよう、体制づくりに努める。

・常日頃からハザードマップを用いた災害危険箇所の住民への周知を図り、住民の防災意識の高揚に努める。

#### ⑤　避難指示等の発令体制の整備／『総務課』（1-3より再掲）

・避難指示等の発令基準に基づき、適時適切に避難指示等が発令できるよう、県の助言等を踏まえつつ、発令体制の整備を図る。

#### ⑥　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保する。また、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

#### ⑦　避難誘導体制の整備／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』（1-1より再掲）

・避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の実施、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を推進する。

・防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する町民の理解を得るための取組を推進する。

#### ⑧　地域防災力の向上／『総務課』

・地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要であることから、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、県と連携して防災対策のさらなる推進を図る。

・新規訓練の導入や防災力の向上による消防団の充実強化やぐんま地域防災アドバイザーの活用等により、自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。

（1-1より再掲）

・地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。（1-1より再掲）

#### ⑨　防災教育の推進、防災意識の啓発／『総務課、教育委員会事務局』（1-1より再掲）

・各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進する。

・町広報紙や印刷物、展示、講習会等による広報のほか、定期的な防災訓練や巡回指導、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立等、防災知識と防災意識の高揚に努める。

## ２　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### ２－１　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### ①　食料等の備蓄／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』

・家庭における３日分以上の食料等の備蓄及び定期的な更新を促進するため、県と連携し、引き続き啓発活動を行う。

・町は、発災時の被害想定、住民の家庭内備蓄状況等を勘案し、被災者、災害応急対策現場従事者に食料等が供給できるよう計画的な備蓄に努める。

#### ②　支援物資の供給に係る連携体制等の整備／『総務課、健康子育て課、産業観光課』

・災害時における民間事業者からの物資や医薬品等の調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、防災訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。

#### ③　大規模災害時における広域連携／『総務課』

・大規模災害時における迅速かつ円滑な応急体制の確立のため、遠方の市町村との協定締結も検討する。

・広域連携による応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援計画を策定する。

・輸送施設（道路、ヘリポート等）及び拠点（公園等における集積や配分スペース）が必要不可欠となるため、災害時の輸送拠点として利用可能な施設について、ヘリポートの位置を考慮しつつ確保する。

#### ④　「道の駅」の防災拠点化／『産業観光課、総務課』

・大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、「道の駅」の防災拠点化を推進する。

#### ⑤　水道施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』

・老朽管の更新を重点的に行っていくとともに、施設の安全性、維持管理の質的向上を図りながら、水道事業計画に基づいた施設整備・更新を進める。

・浄水場施設等は管理委託により日常点検を実施しており、継続した点検維持管理を行う。

#### ⑥　応急給水体制等の整備／『上下水道課』

・近隣市町村との連携を図りながら、災害時の給水体制の確保を図る。

#### ⑦　ヘリコプターの運航確保／『総務課』

・ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き県や関係機関等との合同訓練等の実施により、連携体制の充実・強化を図る。

#### ⑧　災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備／『住民課』

・「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの受入体制を構築するとともに、地域の「受援力」を高める取組を推進する。また、関係機関・団体とのネットワーク（顔の見える関係）の構築を推進する。

#### ⑨　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保する。また、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

### ２－２　多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

#### ①　孤立のおそれのある集落との通信手段の確保／『総務課』

・孤立のおそれのある集落について、道路の寸断等により孤立した場合に備え、非常用電源を備えた防災行政無線等の非常用通信設備の整備を図る。

#### ②　孤立集落アクセスルートの確保／『産業観光課、建設課』

・土砂崩落などの災害や大雪等による道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、孤立のおそれのある集落を結ぶ路線の防災対策等を推進する。

#### ③　ヘリコプター離着陸可能場所の確保／『総務課』

・孤立のおそれのある集落において、県と連携し、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を図る。

#### ④　ヘリコプターの運航確保／『総務課』（2-1より再掲）

・ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き県や関係機関等との合同訓練等の実施により、連携体制の充実・強化を図る。

#### ⑤　治山施設等の整備・機能維持／『産業観光課』（1-4より再掲）

・土石流、山崩れ及びがけ崩れによる災害を防止するため、随時危険箇所の調査を行い、関係機関の協力を得て予防対策を実施する。

#### ⑥　森林の整備／『産業観光課、総務課』（1-4より再掲）

・森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、関係機関と調整しながら、森林の保全・育成に努める。

・水源かん養、土砂災害や水害の防止など、森林の多様な公益的機能を維持するため、保安林をはじめ森林の保全を図る。

・災害の事前防止や被害の軽減につながるよう、大規模盛土造成地に関する情報提供に努める。

#### ⑦　除雪体制等の整備／『建設課』

・防雪施設及び道路情報提供装置、道路照明などの関連施設について、必要箇所への新規整備とともに、長寿命化計画及び維持修繕計画に基づく計画的な点検・調査、維持補修や更新を推進し、大雪時に安全に道路を通行させる機能を確保する。

・「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」に基づく除雪体制の整備、除雪機械の充実及び適正な維持管理、除雪の拠点となる除雪ステーションの整備に努める。

### ２－３　消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ①　災害対応力の強化／『総務課、建設課』

・新規訓練の導入など訓練の拡充を図り、団員一人一人が防災知識を蓄積することにより、消防団や自主防災組織の充実強化を推進する。

・道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。

・防災関係機関は、実践的な訓練の実施などにより、対処技術の向上や防災関係機関相互の連携強化を促進する。

#### ②　消防関係施設の充実／『総務課』

・消防水利・施設については、防火水槽や消火栓の適正配置に努めるとともに、老朽施設の改修や改善を図る。

#### ③　緊急車両、病院等に供給する燃料の確保／『総務課』

・災害時における燃料確保のため、群馬県石油協同組合との協力体制の強化を図る。

・広域からの物資等の支援や各種援助のための緊急車両に対しても、ガソリン等の燃料の優先供給を推進するため、町内各給油所及び関係機関へ周知を図る。

#### ④　都市公園等の整備／『建設課、教育委員会事務局』（1-1より再掲）

・八幡山グラウンドについては、都市公園の位置づけを視野に拡張整備を検討する。

・自家用発電機や災害用トイレの整備など、都市公園の防災機能の強化に必要な対策を進める。

#### ⑤　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保する。また、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

#### ⑥　「道の駅」の防災拠点化／『産業観光課、総務課』（2-1より再掲）

・大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、「道の駅」の防災拠点化を推進する。

#### ⑦　ヘリコプターの運航確保／『総務課』（2-1より再掲）

・ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き県や関係機関等との合同訓練等の実施により、連携体制の充実・強化を図る。

### ２－４　想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）の発生、混乱

#### ①　帰宅困難者対策の普及・啓発／『総務課、企画財政課』

・大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者によって混乱をきたさないよう、一斉帰宅行動の抑制の重要性を関係者等に周知する。

・県や事業者等と連携し、一時滞在施設の確保、交通情報等の発信体制の充実に努める。

・帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

#### ②　観光地の防災対策／『産業観光課』

・観光事業者や観光関係団体等と連携して、観光地の防災対策に取組み、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための対策を促進する。

### ２－５　医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

#### ①　病院、社会福祉施設の耐震化／『健康子育て課、介護福祉課』

・耐震改修等が必要な病院、社会福祉施設については、国の交付金制度等を周知することにより、その活用を促し、非構造部材等を含めた耐震化を推進する。

・救護活動の拠点施設となる病院等や社会福祉施設（保健センター、老人福祉センター、老人ホーム、身体障害者養護施設等）は、防災上重要な施設であることから、施設管理者は、それぞれが管理する施設について、あらゆる災害に対する構造の耐震化等を図るものとする。

#### ②　福祉避難所の周知／『総務課』

・一般避難者が福祉避難所（保健センター、老人福祉センター）に殺到し、福祉避難所として開設が困難とならないよう、福祉避難所の役割について住民に周知する。

#### ③　緊急車両、病院等に供給する燃料の確保／『総務課』（2-3より再掲）

・災害時における燃料確保のため、群馬県石油協同組合との協力体制の強化を図る。

・広域からの物資等の支援や各種援助のための緊急車両に対しても、ガソリン等の燃料の優先供給を推進するため、町内各給油所及び関係機関へ周知を図る。

#### ④　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保する。また、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

#### ⑤　都市公園等の整備／『建設課、教育委員会事務局』（1-1より再掲）

・八幡山グラウンドについては、都市公園の位置づけを視野に拡張整備を検討する。

・自家用発電機や災害用トイレの整備など、都市公園の防災機能の強化に必要な対策を進める。

#### ⑥　「道の駅」の防災拠点化／『産業観光課、総務課』（2-1より再掲）

・大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、「道の駅」の防災拠点化を推進する。

#### ⑦　ヘリコプターの運航確保／『総務課』（2-1より再掲）

・ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き県や関係機関等との合同訓練等の実施により、連携体制の充実・強化を図る。

### ２－６　被災地における疾病・感染症等の大規模発生

#### ①　感染症対策／『健康子育て課、総務課』

・個別接種を推進し、接種率の向上に努めつつ、食中毒・結核・エイズなどの感染症について、関係機関と連携し迅速・適切な対応を図るとともに、正しい知識の普及啓発に努める。

・県の指示その他必要に応じて、対象者及び期日、場所を指定して、渋川地区医師会の協力を得て臨時予防接種を実施する。

・避難所を開設したときは、施設管理責任者、県（保健予防課）又は渋川保健福祉事務所の指導及び協力を得て、避難所の防疫措置を実施し、防疫指導の徹底を図る。

・避難所など、平常時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを実施するための体制整備を図る。

・感染症の集団発生により、医療救護班や医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策（発生予防・拡大防止等）を実施するとともに、研修会や訓練などを通じ、保健活動、疫学調査、医療救護などとの連携体制を構築する。

#### ②　家畜防疫／『産業観光課』

・大規模な災害発生により、多数の家畜が死亡して死体が放置された場合、家畜の伝染病がまん延する可能性があるため、多数の死亡家畜死体処理措置の体制を整備する。

#### ③　汚水処理施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』

・公共下水道と農業集落排水施設の計画区域内については、計画的な施設整備・維持管理を行い、整備完了後は、下水道管への接続とトイレの水洗化を促進する。

・公共下水道と農業集落排水の計画区域外では、合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理を促進する。

・定期的な公共下水道区域の全体計画、事業計画の見直しを行う。また、農業集落排水区域は公共下水道へ統合することにより、処理施設の廃止・除却を進める。

#### ④　事業継続計画（下水道ＢＣＰ）の策定・見直し、更新／『上下水道課』

・大規模地震時等においても迅速かつ可能な限り高いレベルで下水道機能の維持、回復が可能となるような下水道ＢＣＰの策定、また、台風やゲリラ豪雨などの水害による施設浸水対策等を含むＢＣＰの見直しを行う。

### ２－７　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

#### ①　指定避難所及び福祉避難所の機能充実／『総務課』

・指定避難所及び福祉避難所における避難生活の質（ＱＯＬ）の確保が図られるよう、各施設の長寿命化対策や施設設備の改善等と連携し、各避難所の機能充実などを推進する。

#### ②　健康管理等に関する情報提供体制の充実／『健康子育て課、介護福祉課』

・災害時における健康の維持管理に関して、事前準備や災害時に心がけておくべき事項等について、平常時から情報提供などに努める。

#### ③　被災地での衛生環境保全体制等の充実／『健康子育て課、介護福祉課』

・感染症等に関する基礎知識の普及・啓発などとともに、被災地や避難所等での感染症及び衛生対策を実施するための体制や施設設備等の充実などを図る。

## ３　必要不可欠な行政機能は確保する

### ３－１　町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

#### ①　業務継続計画の継続的な見直し／『総務課』

・大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持するため、吉岡町業務継続計画を定期的かつ継続的に見直し、実効性の向上を図る。

#### ②　庁舎等の耐震化／『企画財政課、建設課』

・庁舎等の電気設備、通信、給排水設備（水道・トイレ等）、空調設備等の機能確保について検討を行う。

#### ③　公共施設等の効果的・効率的な管理運営／『関係各課』

・町の施設の状況について、維持、保全ではなく、人口動態や住民ニーズなどを十分に検証した上で、効率的な維持管理や保有量の最適化等を図る。

#### ④　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保する。また、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

#### ⑤　大規模災害時における広域連携／『総務課』（2-1より再掲）

・大規模災害時における迅速かつ円滑な応急体制の確立のため、遠方の市町村との協定締結も検討する。

・広域連携による応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援計画を策定する。

・輸送施設（道路、ヘリポート等）及び拠点（公園等における集積や配分スペース）が必要不可欠となるため、災害時の輸送拠点として利用可能な施設について、ヘリポートの位置を考慮しつつ確保する。

## ４　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### ４－１ 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### ①　通信機器の充実と発信手段の多様化／『総務課、企画財政課』

・激甚災害等による施設被災を考慮し、通信施設の複数化に向けて、サブセンターの設置、防災行政無線の複数系統化等や代替通信施設の整備などを図る。

#### ②　長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持／『総務課』

・本庁舎等は、対策本部機能や情報システムなど災害発生時の業務継続に必要な機能を維持することができる非常用発電機の設置及び連続運転が可能な方式の採用又は必要な準備に向けた検討を行う。

・避難所においては、非常用電源や防災行政無線の整備に努める。

・庁舎等の非常電源設備の燃料の確保については、平常時より備蓄に努めると共に、関係事業者及び関係団体等との協定締結、防災訓練等を通じた協力関係の強化を図り、災害時での円滑な応援・協力体制を確立しておく。

### ４－２　災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### ①　住民等への情報伝達／『総務課』

・住民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、町防災行政無線のデジタル化（令和４年度に全体完成予定）、Ｌアラート（災害情報共有システム）の適切な運用、ホームページ、ＳＮＳ（LINE、Facebook、Twitter等）など、情報発信の多様化を図る。

#### ②　山地防災情報の周知／『産業観光課』

・地域住民の適時・適切な避難行動を支援するため、山地災害危険地区の周知とともに、県による山地防災情報の周知にも取り組む。

#### ③　防災情報の迅速な提供／『総務課』

・関係機関や町民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、土砂災害警戒情報や道路の被災状況、交通規制状況、河川水位情報等の防災情報の迅速な提供を行う。また、必要に応じ、情報提供のためのホームページの改善を行う。

#### ④　要配慮者の支援／『総務課、健康子育て課、介護福祉課』

・避難行動要支援者名簿の充実とともに、名簿情報に基づく具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定に取り組む。

・日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や災害時通訳ボランティアの養成など、県や関係団体等と連携し、災害時の外国人住民支援体制を充実強化する。

#### ⑤　防災訓練の充実／『関係課等』

・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるために、より多くの町民参加による実践的な各種訓練に取り組む。

#### ⑥　防災教育の推進、防災意識の啓発／『総務課、教育委員会事務局』（1-1より再掲）

・各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進する。

・町広報紙や印刷物、展示、講習会等による広報のほか、定期的な防災訓練や巡回指導、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立等、防災知識と防災意識の高揚に努める。

#### ⑦　避難指示等の発令体制の整備／『総務課』（1-3より再掲）

・避難指示等の発令基準に基づき、適時適切に避難指示等が発令できるよう、県の助言等を踏まえつつ、発令体制の整備を図る。

#### ⑧　地域防災力の向上／『総務課』（1-4より再掲）

・地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要であることから、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、県と連携して防災対策のさらなる推進を図る。

・新規訓練の導入や防災力の向上による消防団の充実強化やぐんま地域防災アドバイザーを活用し、自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。（1-1より再掲）

・地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。（1-1より再掲）

## ５　経済活動を機能不全に陥らせない

### ５－１ サプライチェーンの寸断等による地域産業（農林業、商工業、観光等）の被害拡大と産業活動の停滞

#### ①　企業の事業継続計画（ＢＣＰ）策定の促進／『産業観光課』

・大規模災害等が発生した場合でも、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業が速やかに事業を継続できるよう、企業訪問による個別策定支援、少人数で実際に策定を行うワークショップやセミナーの開催などにより、中小企業の事業継続計画（ＢＣＰ）策定を促進し、危機管理能力の向上など、企業の事業継続力を強化する。

・事業者は、事業活動が中断した場合に可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような事業継続計画（ＢＣＰ）策定に努める。

#### ②　人材育成を通じた農業経営の体質強化／『産業観光課』

・大規模災害からの速やかな営農再開ができるよう、研修会等の開催により、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化する。

・意欲的な後継者や新規就農者、農業生産法人など、次代の農業を担う農業経営者の確保・育成を図る。

#### ③　事業者への金融支援／『産業観光課』

・被災中小企業や農林業者の経営を支援するための制度融資について、被災事業者が必要とする制度の創設や変更、情報の提供に迅速かつ適切に対応できるよう、平常時から金融機関や信用保証協会等の関係機関と連携し、支援体制の強化を図る。

・中小企業者の災害復旧を支援するため、政府系金融機関等による貸し付け等を行う制度について周知する。

#### ④　エネルギー供給体制の整備／『総務課、産業観光課』

・エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・ＬＰガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を促進する。

#### ⑤　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保する。また、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

### ５－２　幹線道路の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

#### ①　発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備／『建設課』

・現在、継続・事業中の幹線道路の整備を促進するとともに、都市計画道路の見直しを図り、漆原総社線等の整備を推進する。（再掲）

・幹線道路へのアクセス強化により快適な道路ネットワークを整備するとともに、併せて歩道等の施設整備により安全な道路空間を構築し、安心・快適で活力あるまちづくりを推進する。

・道路施設の老朽化対策や防災・減災対策、生活空間の安全対策、安全かつ信頼できる道路環境の提供を推進することにより、道路利用者の安全安心を確保し、安心して暮らせる生活環境の構築を推進する。

・今後老朽化が進行する橋梁については、引き続き、橋梁長寿命化改善計画に基づき、橋梁点検等を実施し、緊急を要する損傷、劣化等が見受けられる橋梁を重点的に修繕し、コスト縮減及び安全・安心な道路空間の整備を図る。

#### ②　輸送機関相互の連携・代替性の確保／『総務課』

・周辺都市への通勤・通学の足として鉄道は重要であり、最寄りの鉄道駅へのバスサービスの充実とともに、公共交通空白地域・不便地域の解消を図るため、住民のスムーズな町内移動を支える多様な公共交通体系の実現を目指す。

・公共交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定されるため、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する。

### ５－３ 食料・飲料水等の安定供給の停滞

#### ①　農業生産基盤の整備／『産業観光課、建設課』

・農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農地を確保するとともに、優良農地の利用集積を図る。

・農地流動化対策に努め、新規作物の導入など、遊休農地の利活用対策を積極的に行い、農業生産環境と集落環境の維持、農業生産の維持に努める。

・農業委員会が中心となり、認定農業者や農業に興味のある住民等と協働し、地域一体となって遊休農地の有効活用と就農支援に取り組む。

・農業用水の安定供給を確保するため、農業水利施設について、施設管理者と協議・調整のうえで、国の事業制度等を有効に活用し、機能保全計画に基づく適時・適切な保全対策を実施する。

#### ②　被災農地等の早期復旧支援／『産業観光課、建設課』

・大規模災害により、農地や水路、ため池等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼすおそれがあるため、早期復旧に向けた体制整備を図る。

#### ③　水道施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』（2-1より再掲）

・老朽管の更新を重点的に行っていくとともに、施設の安全性、維持管理の質的向上を図りながら、水道事業計画に基づいた施設の整備・更新を進める。

・浄水場施設等は管理委託により日常点検を実施しており、今後も継続して点検及び維持管理を行う。

#### ④　応急給水体制等の整備／『上下水道課』（2-1より再掲）

・近隣市町村との連携を図りながら、災害時の給水体制の確保を図る。

#### ⑤　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保する。また、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

## ６　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### ６－１ 電気、ガス、燃料等の長期間にわたる供給停止

#### ①　再生可能エネルギーの導入促進／『住民課、企画財政課』

・本町のシンボルである吉岡自然エネルギーパークを活かした、新エネルギーによる産業創出環境づくりを推進する。

・非常時にも最低限のエネルギーを確保できるよう、地域の防災拠点等への再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、自立分散型エネルギーの整備を促進する。

・電力系統の接続制限の解消に向け、国及び電気事業者による電力系統の増強対策が着実に行われるよう、県と連携して情報把握に努める。

#### ②　エネルギー供給体制の整備／『総務課、産業観光課』（5-1より再掲）

・エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・ＬＰガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を促進する。

#### ③　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保する。また、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

### ６－２ 上下水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### ①　水道施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』（2-1より再掲）

・老朽管の更新を重点的に行っていくとともに、施設の安全性、維持管理の質的向上を図りながら、水道事業計画に基づいた施設整備・更新を進める。

・浄水場施設等は管理委託により日常点検を実施しており、継続した点検維持管理を行う。

#### ②　応急給水体制等の整備／『上下水道課』（2-1より再掲）

・近隣市町村との連携を図りながら、災害時の給水体制の確保を図る。

#### ③　事業継続計画（下水道ＢＣＰ）の策定・見直し、更新／『上下水道課』（2-6より再掲）

・大規模地震時等においても迅速かつ可能な限り高いレベルで下水道機能の維持、回復が可能となるような下水道ＢＣＰの策定、また、台風やゲリラ豪雨などの水害による施設浸水対策等を含むＢＣＰの見直しを行う。

#### ④　汚水処理施設の耐震化・老朽化対策／『上下水道課』（2-6より再掲）

・公共下水道と農業集落排水施設の計画区域内については、計画的な施設整備・維持管理を行い、整備完了後は、下水道管への接続とトイレの水洗化を促進する。

・公共下水道と農業集落排水の計画区域外では、合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理を促進する。

・定期的な公共下水道区域の全体計画、事業計画の見直しを行う。また、農業集落排水区域は公共下水道へ統合することにより、処理施設の廃止・除却を進める。

#### ６－３ 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止

#### ①　道路交通ネットワークの強化／『総務課、建設課』

・駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化（令和3年7月16日完了）と接続道路網や広域幹線道路、町民の暮らしに密着した生活道路網の計画的な整備を推進する。

・現在、継続・事業中の幹線道路の整備を促進するとともに、都市計画道路の見直しを図り、漆原総社線等の整備を推進する。（再掲）

#### ②　路線バスの災害時の体制整備／『総務課』

・発災時の路線バス利用者の安全確保及び救援物資等の大量輸送に必要な機能を維持するため、独自の危機管理体制整備が難しい路線バス事業者に対して、車両や従業員の確保等を支援する。

#### ③　道路施設の老朽化対策／『建設課』（1-1より一部再掲）

・日常的な自治会からの報告や道路パトロールにより、緊急度の高い道路危険箇所の速やかな補修を実施し、安全確保に努める。また、個別施設計画の策定による計画的な長寿命化について検討を進めるとともに、交通需要に応じた未舗装道路の改良など、インフラストックの最適化に努める。

・橋梁は、基本的な点検として、５年のサイクルで全橋梁の定期点検を実施しており、当該点検を継続して実施する。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を行い、長寿命化を図る。

#### ④　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保する。また、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

## ７　制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### ７－１ 地震に伴う市街地等での大規模火災による多数の死傷者の発生

#### ①　地域消防力の強化／『総務課』（1-2より再掲）

・防火水槽や消火栓の適正配置、老朽施設の改修や改善、消防自動車や消防資機材の計画的な整備・更新、昼間に活動できる消防団員の確保や団員の知識・技術の向上、女性防火クラブや自主防災組織などの活性化による消防団との連携、消火活動への協力などにより、初期消火体制の充実を推進する。

#### ②　市街地の整備／『建設課』（1-1より一部再掲）

・迅速な避難活動や応急活動の実施、避難路の確保及び火災の延焼拡大防止のため、国や県と連携し、狭あいな幹線街路の拡幅や歩道の整備、緊急輸送道路、避難路となる街路の整備や無電柱化等を推進する。

#### ③　地域防災力の向上／『総務課』（1-1より再掲）

・住民自らが安全に避難する際に重要となる家具類の転倒・落下・移動防止対策や住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等の火災対策について、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、県と連携して防災対策のさらなる推進を図る。

・新規訓練の導入や防災力の向上による消防団の充実強化やぐんま地域防災アドバイザーの活用等により、自主防災組織の充実、活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。

・地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

#### ④　空き家対策／『建設課』（1-1より再掲）

・老朽化により倒壊のおそれのある空き家（昭和56年以前に建てられた新耐震基準に適応していない住宅含む。）の除却を促進する。

・空家等所有者等と入居希望者のマッチングを行うための「空き家バンク」の制度を活用し、利活用の促進を図る。

#### ７－２ 沿線・沿道の建物・構造物等の倒壊に伴う閉塞、交通麻痺の発生

#### ①　沿道の建築物等の倒壊防止等／『総務課、建設課』

・県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物については、耐震改修に対する補助の充実等により、耐震化を促進する。

・避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の耐震対策や、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止対策を促進する。

・避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる細街路等の幅員等を調査し、避難路等沿道住宅・建築物等耐震化基礎資料を整備し、これらの道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物等の耐震診断・耐震改修の促進を図る。

#### ②　住宅・建築物等の耐震化／『総務課、建設課、介護福祉課、教育委員会事務局』

#### （1-1より再掲）

・県に設置している相談窓口等において、住民からの耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実や各種相談等を受け付ける相談窓口の利用を促進する。

・工事費用・生活スタイル等の理由により一度に耐震改修工事を実施することができない住宅について、二度に分けて耐震改修工事を行う段階改修を推奨し、助成制度を検討する。また、段階改修を行うことで減災化の促進にも繋がるため、町民への周知に努める。

### ７－３ 防災インフラ、ため池等の損壊・機能不全、土砂流出による多数の死傷者の発生

#### ①　ため池の防災対策／『建設課』

・地震等の災害によるため池の損壊を防止･軽減するため、特に、「防災重点ため池」と位置づけられた６箇所（町所有３箇所、県所有２箇所、明治用水土地改良区所有１箇所）については、施設及び水位等の維持管理や調整に努める。

・老朽化や耐震性がないなど、堤体の安全性が危惧されるため池について、計画的に改修に取り組む。

#### ②　総合的な治水・土砂災害対策／『産業観光課、建設課』

・土砂災害や水害による被害を最小限に抑えるため、森林や農地の保全・育成に努め、保水力の向上を図る。

#### ③　治水施設の機能保全・老朽化対策／『建設課』

・河道閉塞や堤防・護岸の損傷等による被害の拡大を防ぐため、県と連携・協力して、洪水時に河川の機能が最大限発揮できるよう、引き続き堆積土除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策を着実に進める。

#### ④　治山施設の機能維持／『産業観光課』

・土石流危険渓流や地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の災害防止対策を県に要請するとともに、防災マップ等により町民に周知を図り、町民の避難体制を整備する。

#### ⑤　森林の整備／『産業観光課、総務課』（1-4より再掲）

・森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、関係機関と調整しながら、森林の保全・育成に努める。

・水源かん養、土砂災害や水害の防止など、森林の多様な公益的機能を維持するため、保安林をはじめ森林の保全を図る。

・災害の事前防止や被害の軽減につながるよう、大規模盛土造成地に関する情報提供に努める。

#### ⑥　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保する。また、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

#### ７－４ 農地、森林等の被害による土地の荒廃

#### ①　耕作放棄地の発生抑制と再生支援／『産業観光課』

・農業就業人口の高齢化と減少に伴い、耕作放棄地の増加や農業後継者不足が深刻化していることから、担い手の確保とともに、農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を推進する。

・農地所有者の利用意向等を踏まえ、（公財）群馬県農業公社（農地中間管理機構）等と連携しながら、荒廃農地の発生防止と解消を図る。

#### ②　農地、農業用施設の維持・保全／『産業観光課、建設課』

・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動を多面的機能支払交付金等により支援し、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする。

#### ③　治山対策の実施／『産業観光課』

・土石流、山崩れ及びがけ崩れによる災害を防止するため、随時危険箇所の調査を行い、関係機関の協力を得て予防対策を実施する。

#### ④　森林の整備／『産業観光課、総務課』（1-4より再掲）

・森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、関係機関と調整しながら、森林の保全・育成に努める。

・水源かん養、土砂災害や水害の防止など、森林の多様な公益的機能を維持するため、保安林をはじめ森林の保全を図る。

・災害の事前防止や被害の軽減につながるよう、大規模盛土造成地に関する情報提供に努める。

#### ⑤　治山施設の機能維持／『産業観光課』（7-3より再掲）

・土石流危険渓流や地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の災害防止対策を県に要請するとともに、防災マップ等により町民に周知を図り、町民の避難体制を整備する。

### ７－５ 大雪や火山噴火に伴う降灰等による緊急車両の遅延や交通麻痺の長期化

#### ①　火山災害対策／『総務課、産業観光課、建設課』

・県や他市町と連携して、火山情報の発信などのソフト対策、退避壕や砂防・治山施設等の整備、火山情報の伝達設備の充実などのハード対策の検討を行い、実効性のある対策を実施する。

#### ②　除雪体制等の整備／『建設課』（2-2より再掲）

・防雪施設及び道路情報提供装置、道路照明などの関連施設について、必要箇所への新規整備とともに、長寿命化計画及び維持修繕計画に基づく計画的な点検・調査、維持補修や更新を推進し、大雪時に安全に道路を通行させる機能を確保する。

・「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」に基づく除雪体制の整備、除雪機械の充実及び適正な維持管理、除雪の拠点となる除雪ステーションの整備に努める。

#### ③　緊急輸送道路等の確保／『建設課』（1-1より再掲）

・救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕、路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保する。また、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

#### ④　地域防災力の向上／『総務課』（1-4より再掲）

・地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要であることから、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、県と連携して防災対策のさらなる推進を図る。

・新規訓練の導入や防災力の向上による消防団の充実強化やぐんま地域防災アドバイザーを活用し、自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。（1-1より再掲）

・地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。（1-1より再掲）

## ８　地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### ８－１ 大量に発生した災害廃棄物や土砂の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### ①　災害廃棄物処理対策の推進／『住民課』

・「群馬県災害廃棄物処理計画（H29．3）」と整合を図りながら、町内における災害廃棄物の発生量の種類別の推計量に基づき、適正かつ迅速かつ円滑な処理のための方針である「吉岡町災害廃棄物処理計画」を策定する。

・平常時から、国・県・県内市町村・民間事業者等との相互支援体制の構築を図る。

#### ②　石綿（アスベスト）飛散防止対策／『住民課』

・災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあるため、災害時における石綿飛散防止マニュアルに基づく適切な解体作業方法等を広報活動等により広く周知する。

・損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

#### ③　土砂災害の拡大防止／『総務課』（1-4より一部再掲）

・発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、県と連携して土砂災害危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

・土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行う。

### ８－２ 復興を支える人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態

#### ①　農林業の担い手の確保・育成／『産業観光課』

・農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の人材育成を行うとともに、農業経営の法人化や担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する。また、就農相談会や農業体験等の実施により、新規就農者の確保や農外からの企業参入を促進する。

・林業において、森林整備における公益的機能や県産材の安定的な生産供給体制を確保するため、県による国の制度を活用した緑の雇用事業、ぐんま林業学校（林業基礎コース及び林業技能向上コース）の開催等を活用し、林業事業体や林業従事者に対する就業支援の充実と新規就業者の確保・育成に取り組む。

#### ②　建設業の担い手の確保・育成／『産業観光課』

・大規模災害時における応急対応や復旧・復興活動、大雪時の除雪対応など、地域の守り手である建設業の担い手を確保・育成するため、県による産官学連携会議を通じて、「インターンシッププログラム」や「資格取得支援」などの担い手対策に取り組む。

#### ③　道路施設等の応急復旧体制の整備／『建設課』

・災害発生時に、立ち往生車両や家屋倒壊が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため、道路啓開体制を整備する。

・「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」に基づく除雪体制を確実にするために、除雪機械を計画的に増強するとともに、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する。

・河川施設の応急復旧を迅速に行える体制を整備するとともに、必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行える体制を構築する。

#### ④　災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備／『住民課』（2-1より再掲）

・「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの受入体制を構築するとともに、地域の「受援力」を高める取組を推進する。また、関係機関・団体とのネットワーク（顔の見える関係）の構築を推進する。

### ８－３ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により、復興が大幅に遅れる事態

#### ①　文化財の保護・活用／『教育委員会事務局』

・町内には貴重な文化財が存在していることから、関係機関との連携を図りながら、各々の防災・減災対策に努める。

・文化財・遺構等の保存整備を進め、学習・活動の場として活用する。

#### ②　地域コミュニティ力の強化／『関係各課』

・「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展やライフスタイル、価値観の変化などにより、今後その維持が困難となることが懸念されることから、「ぐんま”まちづくり”ビジョン　吉岡町アクションプログラム（H30.3）」の推進に向けて、県の支援を受けつつ、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの強化を図る。

・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮により、地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現を図る。

・ハザードマップ・防災訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を推進する。

#### ③　自主防災組織の充実・活性化／『総務課』

・自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資材・機器の整備等の支援等に努める。

・自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

・ぐんま地域防災アドバイザーを活用し、災害による被害を最小限にとどめるために重要な役割を担う自主防災組織の結成・活性化を図り、地域防災力の向上を図る。

### ８－４ 事業用地の確保や応急仮設住宅等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

#### ①　応急仮設住宅の早期提供・運営／『総務課、建設課、各種用地管理担当課』

・災害発生後、早期に応急仮設住宅を提供できるよう、民間賃貸住宅の借り上げや、建設予定地での建設を円滑に進めるため、応急仮設住宅の供給マニュアルの整備などの取組を進める。

・応急仮設住宅は、渋川建設事業協同組合、渋川土木建築協同組合及び建築士会渋川支部等に要請して建設することから、これら関係機関とは平常時より連携協力体制を強化しておく。

#### ②　地籍調査の推進／『建設課』

・大規模災害を受けた住宅や基幹インフラ、地域コミュニティの崩壊など被災地の復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するためには、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地境界等を明確にする必要があり、国土調査法に基づき、国の補助金を活用した県による支援や啓発活動の充実により、地籍調査を推進する。

### ８－５ 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済活動への甚大な影響

#### ①　風評被害等の防止に向けた正確な情報発信／『関係各課』

・地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供する体制を整備する。

#### ②　生活再建や事業再建等の支援対策の充実／『関係各課』

・県等と連携し、被災者再建支援制度をはじめ、生活や雇用維持などに関連する情報提供や各種相談体制の充実などに努める。

# 【資料５】重要業績指標（ＫＰＩ）一覧

## １　個別施策分野

### ① 行政機能／消防／防災教育等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 重要業績指標 | 現状値 | 目標値 | 担当課等 |
| 指定緊急避難場所 | 36箇所  （R2年度） | 29箇所（R3年度見直し予定） | 総務課 |
| 指定避難所 | 10箇所  （R2年度） | 15箇所（R3年度見直し予定） | 総務課 |
| 住宅用火災警報器の設置率 | 65％（H30.6） | 75％（R7年度） | 総務課 |
| 受援計画の策定 | 未策定  （R2年度） | 策定  （R4年度） | 総務課 |
| 吉岡町業務継続計画（ＢＣＰ）＜地震編＞ | 現行  （H28年度） | 更新  （R4年度） | 総務課 |
| 町有建築物の耐震化率 | 93.3％  （H28年度） | 100％  （R●年度） | 総務課 |

### ② 住宅・都市

| 重要業績指標 | 現状値 | 目標値 | 担当課等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 住宅の耐震化率 | 75.6％（H28.9） | 90％（R2年度）  おおむね解消（R7年度） | 建設課 |
| 空き家等除却数 | ●戸（R2） | 15戸（R1～R5） | 建設課 |
| 都市計画道路整備延長 | 10,538ｍ（H26） | 10,838ｍ（R4） | 建設課 |
| １人あたり都市公園等面積 | 4.2㎡/人  （H●年度） | ●㎡/人  （R●年度） | 建設課 |
| 八幡山グラウンド拡張  （防災公園として整備） | － | R●年度（予定） | 建設課 |

### ③ 保健・医療・福祉

| 重要業績指標 | 現状値 | 目標値 | 担当課等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 社会福祉施設の耐震化率 | ●％（●年度） | ●％（●年度） | 介護福祉課 |
| 児童館建替え | － | 未定 | 健康子育て課 |
| 老人福祉センター改修  （事務スペース拡張） | R3年度工事 |  | 介護福祉課 |
| 福祉避難所 | ２箇所  （R2年度） | ５箇所  （R7年度） | 総務課 |
| 予防接種法に基づく予防接種、麻しん・風しんワクチンの接種率 | 98.7％  （R1年度） | 毎年度95％以上を継続 | 健康子育て課 |
| 避難行動要支援者名簿の登録者数 | ●人（●年度） | ●人（R●年度） | 総務課 |

### ④ 情報・通信

| 重要業績指標 | 現状値 | 目標値 | 担当課等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 避難指示等の具体的な発令基準の策定（土砂災害） | 未策定  （R2年度） | 策定  （R4年度） | 総務課 |
| 町防災行政無線のデジタル化 | 整備中  （R3年度） | 全体完成  （R4年度） | 総務課 |

### ⑤ 産業（農林・商工・観光）・金融

| 重要業績指標 | 現状値 | 目標値 | 担当課等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 基幹農業水利施設の保全対策着手地区 | ●地区  （●年度） | ●地区  （R●年度） | 建設課 |
| 農業水利施設の耐震性能確認率 | ●％  （●年度） | ●％  （R●年度） | 建設課 |
| 多面的機能の維持・発揮が図られた農業集落数 | 各年１集落 | 継続 | 建設課 |

### ⑦ 環境・エネルギー

| 重要業績指標 | 現状値 | 目標値 | 担当課等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 上水道の基幹管路の耐震適合率 | 72.3％  （R2.3時点） | ●％  （R●年度） | 上下水道課 |
| 上水道の浄水施設の耐震化率 | 0.0％  （H28.3時点） | ●％  （R●年度） | 上下水道課 |
| 上水道の配水池の耐震化率 | 52.4％  （H28.3時点） | ●％  （R●年度） | 上下水道課 |
| 公共下水道の整備率 | 85.0％  （R2年度） | ●％  （R●年度） | 上下水道課 |
| 合併処理浄化槽設置数 | 844基  （R2年度） | ●基  （R●年度） | 上下水道課 |
| 災害廃棄物処理計画 | 未策定  （R2年度） | 未定 | 住民課 |
| 再生可能エネルギー導入量 | 580kw（R●） | ●kw（R●） | 住民課 |

### ⑧ 土地利用（国土保全）

| 重要業績指標 | 現状値 | 目標値 | 担当課等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 河川整備計画に基づく河川整備延長 | ●（●年度） | ●（●年度） | 建設課 |
| ハザードマップの作成及び豪雨・地震対策の詳細調査を完了させる防災重点ため池数 |  | 小倉沈殿池ハザードマップ策定予定（R3年度） | 建設課 |
| 地籍調査の進捗率（寺下地区） | 15％（R2） | 100％（R7） | 建設課 |

## ２　横断的分野

### ⑩ 人材育成

| 重要業績指標 | 現状値 | 目標値 | 担当課等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 自主防災組織の防災訓練実施率 | ４団体  （30.7％・R2年度） | ８団体  （61.5％・R7年度） | 総務課 |
| 消防団員の充足率 | 79％（H30年度） | 90％（R6年度） | 総務課 |
| ぐんま地域防災アドバイザーの人数 | 10名（R2年度） | 15名（R7年度） | 総務課 |

### ⑪ 官民連携

| 重要業績指標 | 現状値 | 目標値 | 担当課等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 商工会等との連携体制の構築 | 応援協定等未締結（●年度） | 協定締結予定（R●年度） | 産業観光課 |

### ⑫ 老朽化対策

| 重要業績指標 | 現状値 | 目標値 | 担当課等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 公共施設等の長寿命化計画策定数 | １件（H28年度） | ５件（R4年度） | 総務課 |